

【保育課関係】

1. 多様な保育ニーズに対応した市区町村の取組に対する支援について

(1) 待機児童解消加速化プランの進捗状況と今後の取組について

(関連資料1参照)

子育て家庭における仕事と家庭の両立と、女性の活躍を推進していく上で、待機児童の解消は取り組むべき最重要課題であり、潜在需要も含めた保護者の保育ニーズに対応した受け皿を確保していくため、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、待機児童解消に向けた取組を進めているところである。

各自治体の積極的な整備推進により、平成25年度から平成27年度までの3年間で約31.4万人分の保育の受け皿を確保し、平成29年度末までの5年間では、約48.3万人分の拡大を見込んでおり、昨年公表した数値(約45.6万人分)を約2.7万人分上回る見込みとなっている。

一方で、平成28年4月の待機児童数は、193の市区町村では減少したものの、大規模なマンション開発等に伴う若年層の人口増などのため、保育需要の増加に整備量が追いつかなかった232の市区町村で待機児童数が前年よりも増加しており、全国の待機児童数も前年より増加した(386人増)。

引き続き平成29年度末までの待機児童解消に取り組むとともに、平成30年度以降についても、女性の就業の更なる増加、働き方改革の進展、育児休業の取得促進等の取組を踏まえつつ、保育の受け皿を着実に整備していただくようお願いする。

なお、受け皿整備に当たっては、各市区町村において、引き続き、足下のいわゆる待機児童だけではなく、将来に向けて潜在的な保育ニーズについても幅広く把握し、それに応える整備を進めていただくことになっており、今後の受け皿整備や市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しに取り組んでいただきたい。

(2) 受け入れ枠拡大に向けた取組の推進について(関連資料2参照)

① 平成29年4月入園に向けた取組について

女性の就業率(25歳~44歳)が70%以上となる中、保育園等の利用率も平成28年は41.1%となるなど、いずれも上昇を続けている。

現在、各自治体において4月入園に向けて保育園等の利用申し込み

の手続きが行われているが、今年も多くの利用申し込みが見受けられる。

各自治体におかれては、

- ・緊急的な一時預かり事業等の活用
- ・広域的保育所等利用事業を活用した、市区町村の圏域を超えた利用や、地方単独補助を受けている保育施設や幼稚園等への送迎
- ・新設した保育園等において、定員に空きのある4・5歳児の受入れ枠を活用した1・2歳児の受入れの実施

など工夫いただき、緊急的な受け入れ枠拡大に取り組んでいただきたい。

② 平成29年4月以降の取組について

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿拡大のため、補助率の嵩上げ等の支援のほか、保護者の働き方や地域の実情に応じた、多様な保育の推進を図るため、

ア 0歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入支援

イ サテライト型小規模保育事業の創設

ウ 保護者のニーズをかなえる保育コンシェルジュの更なる展開

エ 民有地マッチング事業による「地域連携コーディネーター」の配置

などの取組を行うこととしている。

また、昨年12月に開催した「地方自治体における取組事例横展開会議」において、送迎保育事業の実施（松戸市）、大規模開発計画への保育園設置協力要請（新宿区）、保育コンシェルジュの設置促進（横浜市、乳幼児一時預かり事業の実施（横浜市）、川崎認定保育園の受入れ確保（川崎市）、隣接する市町村との待機児童解消に向けた連携協定の締結（横浜市、川崎市）など、効果的な取組事例を紹介・共有した。

これらの新たな施策の活用や自治体の好事例を参考にしながら、各自治体におかれては、保育を希望する方が保育を利用できるよう、より積極的な取組を進めていただくようお願いする。

（3）平成29年4月入園に向けての市区町村における環境整備について （関連資料3～4参照）

特定の保育園等を希望する者などの取扱いについて、市区町村ごとに異なるとの指摘もあることから、学識者や自治体関係者等の参集を求め、平成28年9月より、厚生労働省において、「保育所等利用待機児童

数調査に関する検討会」(座長：山縣文治関西大学人間健康学部教授)を開催してきたところである。

同検討会において、各市区町村の現状の取扱いについて調査したところ、利用調整において、保護者に対してきめ細かな対応が行われていない事例が見受けられた。

利用申込みをした保護者の意向や状況については、「保育コンシェルジュ」等の利用者支援事業をきめ細かく展開するなど、市区町村が積極的かつ丁寧に把握し、利用可能な保育園等の情報を提供する等、それぞれの保護者のニーズに応じた適切な保育の提供を行うことが重要である。

また、入園等に至らなかった者に対しても、継続して保護者の意向や状況の把握に努め、保護者のニーズに合った丁寧な支援を行っていく必要がある。

一方、既に平成29年4月の入園申込や相談対応等が各市区町村で始まっており、また、現時点において、こうした保護者に対しきめ細かな対応を行うための体制が整っていない市区町村がある。

こうした状況を受け、同検討会より、各市区町村においては、早急にこの体制整備に着手するとともに、国においては、平成29年度予算案において、子ども・子育て支援交付金における利用者支援事業の拡充を盛り込んでおり、当該事業が各市区町村において積極的に活用されるよう周知すべき、との意見が出されたところである。

国においては、平成29年度予算案において、相談窓口の開所時間の延長や、出張相談の実施といった場合の加算を設けるなど、子ども・子育て支援交付金における利用者支援事業の拡充を行うこととしている。また、利用者支援の機能強化を図るため、夜間加算、休日加算又は出張相談支援加算のいずれかを実施した上で、一定の要件を満たした場合には、追加的な職員配置に必要となる費用を補助する新たな加算を設けたところである。

各市区町村におかれては、平成29年度から、当該事業を積極的に活用いただくなど、それぞれの保護者の意向や状況等について丁寧に把握し、保護者のニーズに合った適切な保育の提供が行われるよう、保護者に「寄り添う支援」のための環境整備をお願いする。

なお、本検討会において、今後の取扱いについて引き続き検討を行い、年度内を目途にとりまとめを行う予定である。

(4) 平成29年度の主な保育対策関係予算について

① 公定価格における改善の内容について（関連資料5参照）

平成29年度予算案における公定価格においては、

- ・保育士等の待遇改善
- ・保育士等の研修機会の確保
- ・幼児教育の段階的無償化

を図ることとしている。

保育士等の待遇改善については、平成28年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の処遇改善（保育士平均+1.3%）を平成29年度の公定価格にも反映することとしている。

これに加えて、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）等に基づく処遇改善を実施する。（後掲・3（1）を参照）

保育士等の研修機会の確保については、保育園等の公定価格における代替職員の配置に要する費用を、これまでの保育士等1人当たり年間2日から、年間3日に拡充を図ることとしている。

幼児教育の段階的無償化については、市町村民税非課税世帯について、第2子の保育料を無償化するほか、年収360万円未満のひとり親世帯等については、第1子の保育料を市町村民税非課税世帯並みに軽減を図ることとしている。

② 保育所等整備交付金等について（関連資料6参照）

「待機児童解消加速化プラン」に基づく48.3万人分の保育の受け皿拡大を進めるため、平成28年度第二次補正予算及び平成29年度予算案において、施設整備や改修に係る費用の補助率について、引き続き嵩上げ（1/2→2/3）を行い、意欲のある自治体の取組を強力に支援する。

また、保育所等整備交付金において設定している地域区分について、地域の実情や要望等を踏まえ、平成29年度に交付するものから当該区分を廃止する予定であり、今後、通知等で示していくこととしている。

さらに、昨今の資材費及び労務費の動向を反映し、平成28年度における交付基準額から3%増の補助単価の改定を行う予定であるので、各自治体におかれては、積極的な保育の受け皿確保に向けた取組を進めていただくようお願いする。

③ 「保育利用支援事業（入園予約制）」について（関連資料7参照）

0歳児期の子どもを保育園に入園させるため、通常1年間取得でき

る育児休業を切り上げ、保育園入園を行っているといった事象が生じている現状を踏まえ、育児休業を切り上げることなく取得できるよう、育児休業終了後の入園予約制を導入した場合、必要な費用を支援することとしている。

具体的には、

ア 育児休業終了後から保育園等に入園する翌4月までの間に利用する一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業などの代替保育の利用料を支援する

イ 保育園等において、年度当初から入園予約日までの間、保護者や市町村との連絡調整や保護者への相談対応等を行う保育士等を配置するために必要となる費用を補助する

こととしている。

入園予約制は、0歳児期の子どもを抱える保護者が、安心して育児休業を取得できる環境を整えるものであるもので、各自治体におかれては、本趣旨を踏まえ、積極的に入園予約制の導入について検討いただくとともに、入園予約制の導入に向けた一時預かり事業の実施など、環境整備を行っていただきたい。

④ 「サテライト型小規模保育事業」について（関連資料8参照）

保育園等において、家庭的保育事業者等との連携協力を行うため、連携に向けた調整等を行う連携支援コーディネーターを配置し、家庭的保育事業等を利用する乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われるよう、また、満3歳に達して卒園する児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う連携施設を適切に確保する。

⑤ 「地域連携コーディネーター」の配置支援について

（関連資料9参照）

保育園等の設置の際の地域住民との合意形成、保育園等設置後における3歳児の保育園等への接続支援、地域活動への参加、保護者等への相談援助の実施など、保育以外の取組を積極的に行う自治体・保育園等に対し、当該取組の実施に必要な人員の配置を支援する。

⑥ 「医療的ケア児保育支援モデル事業」について

（関連資料10参照）

医療的ケアが必要な児童やその保護者が保育園等の利用を希望される場合に、当該児童を受け入れる保育園等の体制整備を行うため、自

治体において看護師を雇い上げた際の費用を補助し、医療的ケアが必要な児童の受入れを行う保育園等に必要に応じて看護師を派遣する等の取組を行う「医療的ケア児保育支援モデル事業」を実施する。

当該事業については、医療的ケアが必要な児童を受け入れる体制整備などモデル事業として実施し、各自治体における取組状況等を踏まえ実施方法等について検討していく。

事業実施にあたっては、補助金の交付申請を行う前に、事前協議を行った上で、補助対象自治体を選定することとしている。

⑦ 保育の質の向上と地方単独事業について

子ども・子育て支援新制度では、消費税財源を活用し、職員の配置改善及び処遇改善、研修の充実等を保育の質の向上の項目として実施している。また、これらにより必要となる地方負担については、総務省において適切に地方財政措置が講じられているところである。

一方で、障害児保育については、平成15年度から一般財源化し、地方交付税措置により各市町村において対応しているところであるが、各市町村において地方単独補助で上乗せして実施している部分も含め、障害児保育の取組を後退させることなく取り組んでいただくようお願いする。

(5) 税制改正等について（関連資料11参照）

① 平成29年度税制改正について

平成29年度税制改正において、企業主導型保育事業や事業所内保育事業（利用定員が1人以上5人以下）等の用に供する固定資産に係る固定資産税等について、課税標準の特例措置等を講ずることとなった。

② 保育園等に土地を貸す際に固定資産税の減免が可能な旨の明確化

保育園等用地の確保に困難を抱える地方自治体においては、土地提供のインセンティブの一つとして、補助金など他の施策に加え、土地を有料で貸し付けている所有者に対する固定資産税の減免を検討することが可能である旨の通知を平成28年9月16日付けで総務省と協議の上発出しており、保育の受け皿確保に向けて、必要に応じて対応いただきたい。

(6) 企業主導型保育の推進について（関連資料12参照）

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿確保に当たって、

事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な保育の拡大を支援する仕組み（企業主導型保育事業）を平成28年度より創設し、平成29年度末までに、約5万人分の保育の受け皿の拡大を目指している。（内閣府において実施）

① 平成29年度予算案における主な拡充内容

- ・ 認可保育園等の取扱を踏まえ、保育士等の処遇改善等を実施
- ・ 保育補助者雇上強化に関する補助の実施
- ・ 防犯・安全対策強化に関する補助の実施

② 税制改正について

平成29年度税制改正の大綱においては、企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税・都市計画税、企業主導型保育事業の用に供する施設に係る事業所税、企業主導型保育事業において使用する給食用脱脂粉乳に係る関税に関して優遇措置を新設することとしている。

※ 固定資産税・都市計画税・事業所税については、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に助成を受けた事業主が設置する施設が対象となる。

※ 固定資産税及び都市計画税については、特例措置の課税標準等の軽減の程度を地方自治体が条例で決定できるようにする地域決定型地方税税制特例措置（わがまち特例）を導入することとしている。このため、当該税の課税標準となる価格の軽減の程度について、2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内で定める必要がある。

③ 指導監督について

都道府県においては、本事業の対象となる施設に対し、他の認可外保育施設と同様に、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）等による適切な指導監督が必要となる。

企業主導型保育事業の実施に伴い、各自治体において、指導監督対象の施設が増加することが見込まれるが、その指導監督に当たっては、その経費を含めて平成29年度において地方交付税措置がなされる予定となっていることを踏まえ、遺漏なきようご対応願いたい。

(7) 保育園等の連携施設の確保について

家庭的保育事業等については、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。)第6条及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」(平成26年9月5日雇児発0905第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)により、保育園、幼稚園又は認定こども園を連携施設として確保していただいている。

このうち、卒園後の受け皿の提供(省令第6条第3号)については、平成28年度の地方分権に係る地方からの提案等を踏まえ、家庭的保育事業等として認可を行う時点で確保が困難な場合であっても、市町村(特別区を含む。以下同じ。)による利用調整等の方法により、当該家庭的保育事業所等の利用乳幼児に対する保育の提供が終了する時点までに確保することを前提として認可することが可能である旨、平成29年2月9日付けで周知したところである。ただし、公定価格上、基本分単価に「連携施設との連携に係る費用」が積算されているため、連携施設によって提供されることとなっている全ての連携協力が確保されていない期間は、減算の対象となる旨ご留意いただきたい。

また、「子育て支援に関する行政評価・監視—子どもの預かり施設を中心として—<結果に基づく勧告>」(平成28年12月9日総務省公表)を踏まえ、市町村においては、家庭的保育事業者等が連携施設の確保を行おうとする際には、以下の通り配慮いただきたい。

- ・ 市町村自ら連携施設の候補先に連携施設の制度内容を説明することや、関係者間の接触を図るような懇談の場を設定するなど連携施設の確保に向けて必要な支援を行うこと。
- ・ 家庭的保育事業者等に対し、連携施設を確保する際には、書面によりその連携内容を定めておくよう要請すること。
- ・ 家庭的保育事業者等の認可時やその後の運営状況の確認等を通じて、連携内容が担保されないおそれや担保されていない状況を確認した場合には、必要に応じ、引き続き、連携内容が実行されやすく、保護者にとって利用しやすい連携施設の確保に向けて取り組むこと。

なお、上記配慮を行う際には、国において平成29年度予算案に盛り込んでいる「サテライト型小規模保育事業」の創設や地域連携コーディネーターの機能強化の活用を積極的に検討いただくとともに、以下の厚生労働省ホームページに掲載されている資料のうち、「(参考) 連携施設設定の課題と好事例」も参照していただきたい。

(参考) 家庭的保育事業等の連携施設の設定状況について(平成28年4月1日現在)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135739.html>

(8) 保育園等の優先入園に係る取扱いについて

利用調整を行うに当たっては、特に待機児童が発生している市区町村において、保育園等の利用に係る優先度を踏まえてその利用の調整を行うため、平成26年の留意事項通知の内容も踏まえ、独自に点数付けを行うなどの取扱いを行っている事例が多く見られるところである。

こうした市区町村においては、利用調整における選考過程の透明化を図り、もって保育園等の入所申込者の十分な理解が得られるよう、引き続き、点数付けの際の考慮要素となる項目や基準等の公表及び周知に努めるとともに、入園申込者からの求めがあった場合等に当該申込者に係る点数等を開示するなど、きめ細かな対応に努めるよう、平成28年7月28日付けで事務連絡を発出している。

また、当該事務連絡において、利用調整を行うに当たって、①兄弟姉妹について同一の保育園等の利用を希望する場合②保育士等の子どもが保育園等の利用を希望する場合（再掲）③小規模保育等の地域型保育事業の卒園児童である場合における優先的な取扱いについて、改めて配慮を求めているところである。

(9) 小規模保育の推進について（関連資料13参照）

平成27年度より創設された小規模保育事業の件数については、平成28年4月1日時点で2,429件と、平成27年に比べて774件の増加となった。特にA型については1,711件と、平成27年に比べて749件増加しており、今後とも、特に質の確保されたA型の小規模保育事業について、引き続き普及・促進に努めていただきたい。

また、待機児童の解消を目的として、待機児童の多い国家戦略特区において、児童の発達過程に応じた適切な異年齢保育にも配慮した上で、現在、原則として0～2歳児を対象としている小規模保育事業における対象年齢を拡大し、小規模保育事業者が自らの判断で、0～5歳児までの保育や、3～5歳児のみの保育等を行うことが可能となるよう、国家戦略特別区域法の改正等、所要の法制上の整備を検討しているところである。

(10) 病児保育事業の推進について（関連資料14参照）

① 質の向上について

病児保育事業は、子育て世帯にとってニーズが高い事業であるが、児童が病気に罹った場合に必要となるものであるため、時期により利用児童数の変動が大きいという特性があり、安定的な運営を確保

することが課題となっている。

そこで、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の施行に合わせ、消費税増税分による財源を活用し、基本分補助単価を引き上げるなど質の向上を図ったところである。

利用児童数に関わらず助成する単価を改善したものであり、安定的な運営に資するものであることから、積極的な活用をお願いする。

② 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針について

昨年12月に閣議決定した「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき、病児対応型・病後児対応型の職員配置について、原則として、保育士及び看護師をそれぞれ最低1名以上配置する必要があるが、離島・中山間地その他の地域で病児保育の利用児童の見込みが少ないと市町村が認めた上で、医療機関に併設された施設において実施するなどの要件を満たした場合に、例外的に、一定の研修を修了した看護師等の配置に加えて、必要な場合に速やかに対応できる看護師等の配置による実施を可能とする特例措置を設けることとしている。事故防止や衛生面に十分配慮した上で適切な取扱いをお願いする。

なお、このような対応を取った場合には、職員の勤務実態等に応じた対象経費の範囲を定めるなど、適切な運営、補助金の執行等にご留意いただきたい。

③ 病児保育の普及促進について

平成28年度より、病児保育実施に必要となる施設整備費補助を創設するとともに、保育園等において保育中に体調が悪くなった体調不良児を送迎し、病児保育施設において保育するために必要となる看護師雇上費等を補助する仕組みを創設しており、(1)、(2)とあわせ、地域における病児保育事業の普及に積極的に取り組んでいただきたい。

④ 研修について

病児保育事業に従事する保育士には、通常の保育に加え、小児の感染症や病態に関する知識が、また看護師等には医療機関での看護とは異なる小児の発達心理等を踏まえた専門性が求められることから、病児保育事業に従事する者の資質向上を図るため、病児・病後児保育研修事業を実施している。

また、訪問型は、病児、病後児が対象であることに加え、当該児童の居宅において保育を行うため、高い専門性が必要であることか

ら、病児・病後児保育（訪問型）研修事業を実施しているところ。

平成28年度より、病児保育に従事する職員の研修参加に係る費用を補助しており、病児保育従事者の資質の向上を図るためにも、積極的な研修の実施をお願いする。

(11) 多様な働き方に対応する保育の提供について（関連資料15参照）

働き方が多様化する中で、夜間保育や延長保育といった多様な保育に対するニーズが高まっており、こうしたニーズに応え、子育て支援の充実を図ることは重要である。

① 小規模保育等における延長保育について

平成29年度予算案において、小規模保育事業、事業所内保育事業（定員19人以下）で実施する場合の延長保育について、実施要件である平均対象児童数を見直し、1時間延長は2人以上、2時間延長は1人以上、3時間以上の延長は1人以上とすることとしており、地域のニーズに対応した適切な実施をお願いする。

② 夜間保育の推進について

平成28年4月26日付事務連絡「平成28年4月1日現在の保育関係調査の提出について」において、「夜間の保育ニーズ調査」を実施したところであるが、現状、ニーズにまだ十分対応しきれていない状況や、ニーズの把握の程度が自治体ごとに異なる可能性も見受けられた。

子ども・子育て支援新制度においては、保育を必要とする事由として、パートタイム、夜間など、基本的に就労形態の多様化に対応することを明記しており、ニーズの的確な把握とニーズに適切に対応した体制整備をお願いする。

また、夜間勤務や交代制勤務など多様な就労形態に対応するため、保育園、認定こども園、事業所内保育事業において夜10時以降に行う延長保育について、（1）同様、平成29年度予算案において平均対象児童数を見直すこととしており、地域のニーズに対応した適切な実施をお願いする。

(12) 認可外保育施設の認可化移行の促進（「認可化移行支援強化事業」）について（関連資料16参照）

認可外保育施設の認可化移行支援については、平成29年度予算案において、認可保育園、認定こども園、小規模保育事業に加え、事業所内保

育事業への移行も対象とし、課題の調査、施設の改修、運営の経費等の補助を行うこととしている。さらに、地方単独保育施設については、認可化移行運営費支援事業における加算を拡充し、利用者負担額（保育料）を児童1人当たり2万円減額する（平成28年度は5千円減額）。これは、当該市町村における認可保育園と地方単独保育施設の平均利用者負担額（保育料）の差を埋めるものであるが、この差については、地方自治体を利用者への補助により利用者負担額（保育料）の軽減を行っている場合、軽減後の差によるものを補助することを予定している。

また、これらの認可保育園等への移行を促進する補助事業を更に活用いただくため「認可化移行支援強化事業」としてパッケージ化している。

本事業は、計画の作成、課題の解決、基準を満たす運営とステップアップ方式で認可化移行を目指すものであり、特に認可化移行に当たっての課題としては、

- ① 人材確保の点では、保育士の有資格者や保育従事者の配置数が不足している、
- ② 施設・設備の点では、乳児室・保育室の面積が不足している、調理室がない、
等がある。

これらの課題の解決により認可化移行を促進するため、

- ・無資格の保育従事者による保育士資格の取得
- ・マッチング支援による新たな保育士の確保
- ・基準を満たす施設への改修

等の支援メニューを用意している。

認可保育園等への移行ニーズを把握した上で、施設・事業者に対し、本事業における認可化移行の支援メニューとともに、認可保育園等へ移行した際のメリット（運営に係る費用、施設の老朽化に伴う修繕や増築・改築に必要な費用等の補助、保育対策総合支援事業の様々なメニューによる補助や支援）を積極的に周知いただき、認可化移行の取組を促進いただきたい。

2. 保育人材確保について

（1）保育士等の処遇改善について（関連資料17参照）

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」等を踏まえ、平成29年度から、

- ① 保育園等に勤務する全ての職員に対して2%（月額6千円程度）の

処遇改善を行うとともに、

- ② 技能・経験を積んだ保育士等に対する処遇改善について、確実に賃金改善に充てるための賃金改善計画の策定及び実績の報告、キャリアアップに係る研修の受講、職務の発令、職務手当を含む月給による賃金改善の4つを基本要件とし、
- ・ 園長及び主任保育士を除く職員全体の概ね3分の1を対象に、都道府県等が実施する研修を経た中堅職員（経験年数概ね7年以上）に対して月額4万円の処遇改善
 - ・ 園長及び主任保育士を除く職員全体の概ね5分の1を対象に、都道府県等が実施する研修を経た職員（経験年数概ね3年以上）に対して月額5千円の処遇改善
- を実施することとしている。

併せて、キャリアアップに係る研修の受講機会を確保するため、公定価格の基本分単価に含まれている研修代替職員の雇上費用について、現行の年2日から年3日に引き上げることとしている。

この処遇改善のうち、技能・経験を積んだ保育士等に対する処遇改善の実施に当たっては、職員や給与の状況が園ごとに異なることを踏まえ、

- ① 経験年数については「概ね」の目安（家庭的保育事業や居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業（定員5人以下）を除く）であり、各保育園等における職員の状況を踏まえて発令できること
- ② 月額4万円の処遇改善の配分方法については、月額4万円の対象者を2分の1（小数点以下切り捨て）確保した上で、処遇改善に係る加算額を技能・経験を有するその他の職員（園長を除く）に月額5千円から4万円の範囲内で配分可能であること
- ③ 研修に係る要件については、キャリアアップに係る研修が平成29年度から実施されることを踏まえ、平成29年度においては課さないこととしており、平成30年度以降のこれらの運用上の取扱いについては、職員の研修の受講状況等を踏まえ検討することとしている。

各地方自治体におかれては、保育園等が円滑に準備に取りかけられるよう、適切な情報提供をお願いしたい。

なお、新たな処遇改善の実施に当たっては、特に初年度である平成29年度において、周知・広報をはじめとした様々な事務が発生することから、国としても、各自治体における周知・広報に要する経費等を支援（補助率10分の10相当）することとしているので、ご承知おきいただきたい。

また、平成28年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の処遇改善（+1.3%）に要する費用については、平成28年度第3次補正予算（平成29年1月31日成立）に盛り込んでおり、本年度の公定価格を平成28年4月に遡及して改定することとしている。

これについては平成29年度の公定価格においても同様であるので、各地方自治体におかれては、改定の趣旨をご理解いただき、保育士等の職員給与が適切な水準となるよう、保育園等に要請するなど周知・指導にご協力いただきたい。

(2) 保育士等の研修実施体制の強化について（関連資料18参照）

保育士のキャリアパスの仕組みの構築に必要な研修体系等について、今年度、調査研究事業を実施し、平成28年12月に有識者等により議論の取りまとめが行われたところである。この取りまとめにおいては、リーダー的職員の育成のために必要な研修として、

- ・ 保育現場において専門的な対応が求められている分野である「乳児保育」、「幼児教育」、「障害児保育」、「食育・アレルギー対応」、「保健衛生・安全対策」及び「保護者支援・子育て支援」の6分野の研修
- ・ 主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場の保育士に対する「マネジメント」の研修
- ・ 専門的な分野別の研修とは別に、保育園における実習経験の少ない保育士試験合格者や潜在保育士が受講できるような「保育実践」の研修

を保育士の研修体系に位置付けていくことが適当とされており、これを踏まえ、今年度中を目途にキャリアアップに係る研修の内容や実施方法等について通知する予定である。

キャリアアップに係る研修の実施主体については、広域的に実施する必要性があることから、都道府県とするが、多くの受講ニーズに対応するため、都道府県が適当と認める団体に委託する方法のほか、保育団体や指定保育士養成施設、市区町村が実施する研修を都道府県が指定する方法も可能とする予定である。

技能・経験を積んだ保育士等に対する処遇改善に係る研修要件については、平成29年度においては課さないこととしているが、保育士の研修機会と研修内容を充実させ、保育士の専門性の向上を図るとともに、キャリアアップの仕組みの構築を円滑に行うため、平成29年度予算案において、「保育の質の向上のための研修事業」を拡充し、キャリアアップに係る研修に対する支援（国1／2補助）に必要な予算を計上しているので、研修の実施に積極的に取り組んでいただきたい。

なお、調査研究事業の一環として、都道府県、保育団体及び指定保育士養成施設の職員を対象としたシンポジウムを開催（2月24日、3月7日）し、キャリアアップに係る研修の内容や実施方法等の周知を行うとともに、実践的な事例の紹介等を行うこととしているので、ご参加いた

だきたい。

(3) 保育人材を確保するための新たな取組について

(関連資料19～20参照)

① 平成29年度予算案における新たな取組について

保育の受け皿拡大に伴い必要となる保育人材を確保するため、平成29年度予算案において、従来の取組に加え、以下の施策に新たに取り組むこととしている。保育人材の確保にあたっては、処遇改善のほか、新規資格取得者の確保や就業継続支援、離職者の再就職支援といった総合的な対策を講じることが重要であることから、各都道府県等においては、国庫補助事業を積極的に活用し、人材確保の取組を強化していただくとともに、管内市区町村に対しても、国庫補助事業の積極的な活用を促していただきたい。

【平成29年度予算案における新たな取組】

・保育士・保育園支援センター設置運営事業の拡充

求職者と求人を行っている保育事業者とのマッチング支援の強化を図るため、これまで1名分相当としていた保育士再就職支援コーディネーターの雇い上げの費用について、一定のマッチングの実績がある保育士・保育園支援センター(※)においては、2名分相当の雇い上げの費用を補助する。

(※)平成28年度における当該コーディネーターによるマッチングの実績(就職件数)が50件以上の保育士・保育園支援センターを対象とする予定。

・保育士宿舍借り上げ支援事業の対象者拡大

保育事業者が雇用する保育士のための宿舍の借り上げ支援の対象者については、これまで「採用された日から起算して5年以内の者」としていたが、「採用された日から起算して10年以内の者」とし、対象者を拡大する。

・保育人材就職支援事業の創設

これまで保育人材確保策については、都道府県を対象とした施策が中心であったが、都道府県と連携した市町村による人材確保を支援するため、市町村を実施主体とした新卒の人材確保、就業継続支援及び潜在保育士の再就職支援に関する事業を補助する。当該事業を活用した、指定保育士養成施設の学生に対するインターンシップや保育園の見学の機会の提供、高校生や中学生の保育園での職場体験、保育士・保育園支援センター等と

連携した就職相談会の実施等による更なる人材確保の取組を支援する。

② 保育士試験による新規資格取得者の確保について

保育人材の確保にあたっては、新たに保育士資格を取得する者の増加を図ることが重要であり、平成27年1月に策定した「保育士確保プラン」において保育士試験の年2回実施の推進を掲げ、平成27年度に国家戦略特別区域限定保育士試験（特区試験）制度を創設し、4府県で年2回目の試験が実施された。今年度においては、通常の保育士試験のみを年2回実施する取組も広がり、平成29年度は、特区試験を含め、全ての都道府県で年2回目の試験が実施される予定であるので、今後も、円滑に保育士試験が実施されるよう、ご協力をお願いしたい。

また、多様な人材の参入を推進する観点から、人材の質を確保しながら、受験者に多様な選択肢を提供するため、平成28年11月に省令改正を行い、特区試験において、保育実技講習会を修了することにより、実技試験を免除する仕組みを導入できることとしたので、特区試験を実施する際には、「保育実技講習会」の実施を検討していただきたい。

③ 他の福祉系国家資格所持者等が保育士資格を取得しやすくする方策の検討について

「日本再興戦略」改訂2015において、保育の担い手の確保の観点から、他の福祉系国家資格所持者等が保育士資格を取得しやすくするための方策について速やかに検討することとされており、現在、保育士養成課程等検討会で当該方策の検討を進めているところである。検討内容について、結論を得た際には周知を行うので、ご了解願いたい。

(4) 保育士確保集中取組キャンペーンについて（関連資料21参照）

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿拡大に伴い、保育の担い手となる保育士の有効求人倍率は、全国平均で2.67倍（平成28年12月時点）となっており、保育士の確保が喫緊の課題となっている。このため、例年1月頃に保育士の有効求人倍率がピークになることを踏まえ、昨年引き続き、4月に向けた保育士確保を進めるため、3月までの間、「保育士確保集中取組キャンペーン」を実施し、保育士資格有資格者であって、現在、保育士として働いていない者の

掘り起こし及び就職あっせんを強化し、未就業の保育士の就業促進を図ることとした。

については、様々な場所や機会等を捉え、未就業の保育士に対し、保育士・保育園支援センターへの登録やハローワークへの求職申込について積極的に呼びかけていただきたい。

また、保育士の確保が困難な状況にある保育園等について、都道府県が把握している場合は、速やかに保育士・保育園支援センターやハローワークへ情報提供を行っていただくとともに、保育士の確保が困難な状況にある管内保育園等に対し、保育士・保育園支援センターやハローワークへ求人登録を行うよう、働きかけを行っていただきたい。

(5) 多様な保育の担い手の確保について（関連資料22参照）

厚生労働省では、待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・時限的な対応として、平成28年4月より、各自治体において保育園における保育士配置の特例を実施することを可能にしている。

これについて、保育園の認可主体である都道府県、指定都市、中核市の114自治体を対象として、平成28年10月1日時点の状況を調査したところ、84の自治体が特例を実施しており、引き続き検討いただきたい。

(6) 保育士等の子どもの保育園等の利用に係る配慮について

利用調整に係る優先利用の考え方については、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日付け府政共生第859号・26文科初第651号・雇児発0910第2号内閣府・文部科学省・厚生労働省通知）第2の7において示している。これについて、保育士自身の子どもの保育園に通えないために職場復帰できない等の事例が見受けられることから、市町村が利用調整を行うに当たって、保育士等の子どもの保育園等の利用を希望する場合における優先的な取扱いについて改めて配慮するよう、平成28年7月28日付けで事務連絡を発出しているため、改めてご配慮いただきたい。

(7) 子育て支援員研修の積極的な実施について

保育における労働力需要の増加に伴い、多様な人材を活用し、保育の担い手を確保するとともに、保育士の業務を補助する者を配置することにより、保育士の勤務環境の改善を図る取組が重要となっている。

小規模保育事業や家庭的保育事業といった地域型保育事業及び一時

預かり事業における保育従事者等については、子育て支援員研修の受講を通じて、必要となる知識や技能等を修得するとともに、資質の確保を図ることが必要である。

また、保育士の更なる勤務環境の改善を図るため、朝夕の時間帯における保育士配置要件の弾力化など、一部保育士に代えて子育て支援員研修を修了した者等を配置できることとするともに、保育補助者の雇い上げ支援においては、当該保育補助者は子育て支援員研修等の一定の研修を受ける必要があることとしており、保育園等において多様な人材の活用が求められている中、保育の質を確保するためには、子育て支援員研修の修了が必要不可欠となっているところである。

こうした中、子育て支援員研修を実施していない自治体又は基本研修のみ実施している自治体も見受けられ、地域の実情やニーズに対して十分な子育て支援員の養成ができていない地域があるのが現状となっている。

今後も、子育て支援員に対するニーズが一層高まることが考えられることから、保育園及び地域型保育事業における従事者等の充足状況等から必要な養成数等を把握した上で、子育て支援員研修を積極的に実施することにより、子育て支援員の養成を図っていただきたい。

3. 保育所保育指針の改定について（関連資料23参照）

保育所保育指針は、保育園における保育の理念や保育内容・方法等を体系的に示すものとして、昭和40年8月に策定されて以降、3回の改定が行われており、直近の平成20年改定においては、規範性を有する指針としての位置付けを明確にするため、大臣告示として定められている。

今回の改定に当たっては、社会保障審議会児童部会に設置された「保育専門委員会」（委員長：汐見稔幸白梅学園大学学長）において、検討を行ってきたところである。

平成28年12月21日の同委員会において議論が取りまとめられ、「改定の方向性」として、

- ① 乳児・3歳未満児保育の記載の充実
- ② 幼児教育の積極的な位置付け
- ③ 健康及び安全の記載の見直し
- ④ 「子育て支援」の章の新設
- ⑤ 職員の資質・専門性の向上

といった内容が示されており、現在、これらを踏まえた告示案について、

2月14日にパブリックコメントによる意見募集を行っている。今年度中に大臣告示を改正し、1年間の周知期間において、平成30年度から適用する予定であるのでご承知おきいただきたい。

(参考) 保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ

(平成28年12月21日社会保障審議会児童部会保育専門委員会)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000146738.html>

4. 保育中の事故防止に係る安全対策の強化について (関連資料24～25参照)

保育施設等における事故防止の取組については、平成28年3月末に発出した「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を参考に対応をお願いしているが、

- ・ 特定教育・保育施設等における事故情報データベース（内閣府ホームページで公表）
- ・ 教育・保育施設等における事故報告集計の公表、事故防止対策について（平成28年4月公表）

においても、認可外保育施設や0・1歳児の午睡中の死亡事故が多いことから、平成28年10月に改めてガイドラインの取組について各施設・事業者等への周知をお願いしたところである。

しかしながら、それ以降においても重大事故の報告をいただいていること、また、4月からの新学期には新入所児童の受入れや、新たに着任する職員等がいることから、各施設・事業者に対し、ガイドラインについて更なる周知徹底をいただき、事故防止の取組を推進していただくようお願いする。

この周知の機会として、平成29年度予算案に計上している、保育園等の事故防止の取組強化事業（※）を活用いただき、

- ① 重大事故防止のための研修による集団的な説明、指導
- ② 重大事故防止のための公立保育園の保育士OG・OB等を活用した巡回支援指導による個別的な説明、指導

により、各施設・事業者のガイドラインに関する理解、取組を促していただきたい。

また、研修事業においては、ガイドラインの他、事故報告、事後的な検証の解説や、事故防止、事故発生時の対応の取組等の内容で、原則、都道府県が実施していただきたい。

巡回支援指導事業においては、事故報告、事後的な検証と同様、原則、

- ① 認可保育園、認定こども園、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業を対象とする場合は市町村
- ② 認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業を対象とする場合は都道府県、指定都市、中核市

により、各保育園等における

- ・ 重大事故の発生しやすい場面（睡眠中、食事中、水遊び中等）
- ・ 満たすべき基準の遵守状況
- ・ 事故防止の取組、事故発生時の対応

等に関する助言又は指導を実施していただきたい。

また、巡回支援指導については、各保育園等の実情も踏まえつつ、事前通告の有無について適切に判断し効果的に実施するとともに、指導監督部門との十分な連携を図っていただくことにより、認可外保育施設に対する立入調査等の適切な実施につなげていただきたいと考えている。

ガイドラインの周知徹底とともに本事業を積極的に活用し、保育事故防止に係る安全対策の強化を図っていただきたい。

※補助の仕組みについては、以下を予定。

- ・ 都道府県又は市町村単独で実施する場合は直接補助
(国1/2、都道府県又は市町村1/2)
- ・ 都道府県と連携及び支援を受け市町村が実施する場合は間接補助
(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)

【所要額：30.2億円の内数（保育対策総合支援事業費補助金）】

※教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html#kyouiku_hoiku

5. 地方分権に係る地方からの提案等への対応方針について (関連資料26参照)

平成28年度の地方からの提案等への対応方針として、

- ① 一時預かり事業等の事務・権限について、事務処理特例制度による移譲が可能である旨を通知
- ② 家庭的保育事業等の連携施設の確保に関する要件の明確化（再掲）
- ③ 病児保育事業の職員配置要件に係る特例措置（再掲）
- ④ 延長保育事業等と放課後児童クラブを合同実施する場合の職員配置基準の特例を検討・結論

⑤ 家庭的保育事業等における給食の外部搬入事業者の拡大について、
検討・結論

等を行うこととしており、①及び②については、それぞれ「一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先、立入検査等の事務・権限の移譲について」（平成29年2月9日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課事務連絡）及び「家庭的保育事業等の連携施設の確保について」（平成29年2月9日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課事務連絡）で周知したところであるので、ご了解いただきたい。なお、③～⑤についても、本年度中に検討・結論を行い、追って周知する予定である。

6. 保育園等の実態調査について（関連資料27参照）

保育園・幼稚園・認定こども園等に係る実態調査については、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、保育園等の給与実態等の把握やこれまで行ってきた処遇改善策の効果の検証等を行うために実施し、平成28年12月の子ども・子育て会議において中間集計状況を報告・公表したところである。（平成29年春頃最終取りまとめ予定）

保育園等に係る実態調査については、平成29年度においても、今回の調査結果や回答状況も踏まえ、内閣府において実施することを検討しており、各地方自治体におかれては、その際にはご協力いただきたい。

7. その他

（1）保育園の耐震化の促進について（関連資料28参照）

① 耐震化の状況

保育園の耐震化については、保育園を利用している子どもの安心・安全を確保するとともに、「国土強靱化アクションプラン2015」（平成27年6月16日国土強靱化推進本部決定）において、社会福祉施設の耐震化率を平成30年度までに95%とすることを目標としていること等も踏まえ、着実に推進していく必要がある。

全国的な取組状況をみると、平成26年10月1日現在の保育園の耐震化率は、83.3%となっており、引き続き耐震化の促進が必要な状況である。

耐震化状況の詳細をみると、各自治体における取組により、全ての施設で耐震化が実施されている自治体から、耐震化率が60%弱に留まっている自治体までと大きな差が生じており、設置主体別にみても、公立保育園の耐震化率は80.8%、私立保育園の耐震化率は84.9%と差が生じている。こうした状況を踏まえ、各都道府県におかれては、管内市町村に対して（2）に掲げる情報を提供していただき、公私立ともに保育園の耐震化の促進に努められたい。

（※平成27年10月1日現在の保育園の耐震化の状況については、今年度中に公表する予定。）

② 耐震化工事について

ア 耐震化のための整備について

私立保育園の施設整備については、保育園等整備交付金により財政支援をしているところであるが、耐震化工事については、大規模修繕等の整備区分を適用し、公的機関の見積りと民間工事請負業者2社の見積りを比較して低い方の価格を交付基準額とすることで、資材・労務単価の動向が適切に反映されるので、早期の耐震化に努めていただきたい。

また、公立保育園の施設整備については、平成18年度に税源移譲と合わせて一般財源化されているので、各地方自治体において積極的な対応をお願いしているところであるが、総務省の緊急防災・減災事業費の対象に「災害時要援護者対策のための社会福祉施設の耐震化」が盛り込まれており、地方単独事業として行う公立保育園の耐震化工事について、緊急防災・減災事業の対象としている。これにより、緊急防災・減災事業債を事業費の100%に充当可能とし、元利償還金についてその70%を基準財政需要額に算入することとしているので、合わせてご活用いただきたい。なお、当該措置は平成32年度まで延長されるので、耐震化に向け早期の取組をお願いする。

イ 耐震診断について

耐震診断が必要な昭和56年以前の保育園について、耐震診断の実施率は全国で63.4%となっているが、実施状況の詳細をみると、診断が完了している自治体からほぼ未実施の自治体まで、自治体において顕著な差が見られる。

耐震化の促進に向けては、何より耐震診断を行うことが重要であるため、耐震診断実施率の低い自治体におかれては、まずは耐震診断の早期実施に努めていただきたい。

保育園の耐震診断に要する費用については、国土交通省が所管す

る社会資本整備総合交付金等の基幹事業である「住宅・建築物安全ストック形成事業」により国庫補助を受給することが可能であるので、自治体におかれては、迅速かつ積極的な対応をお願いする。

(2) 保育関係予算の執行に係る適正化について

会計検査院による平成27年度決算検査報告書において、保育関係予算の事務執行に適正を欠いたため、国庫補助金等の過大交付による不当事項として指摘を受けたところである。各都道府県等におかれては、再発防止の観点から、適正な補助金執行事務の実施についてご留意いただくとともに、管内市町村等に対して改めて周知願いたい。

① 保育所運営費負担金

平成26年度以前の保育所運営費について、会計検査院より、

- ・ 保育園の入所に係る徴収金の世帯階層区分の認定の際、扶養義務者の市町村民税額等の調査確認が十分でなく、徴収金額の算定誤りが指摘されていること
- ・ 主任保育士専任加算における代替保育士の勤務実態の確認が十分でなく、加算の適用が誤っていたとの指摘がされていることから、子ども・子育て支援新制度における利用者負担額の算定における適正事務の確保とともに、公定価格における各種加算の認定等の事務にあたっては、告示、通知等に即した事務が行われるよう指導をお願いする。

② 延長保育促進事業等

延長保育促進事業に係る執行について、実支出額の確認が十分でない、利用料収入を控除実支出額から控除していないなど、実支出額を過大に計上していたこと等による国庫補助金の過大交付の指摘を受けた事例が多数見受けられたので、各都道府県等においては、適正な補助金執行事務の実施にご留意いただき、管内市町村等に対して改めて周知をお願いする。

③ 賃貸物件による保育園整備事業

子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）により実施された、賃貸物件による保育園整備事業において、市町村が実支出額の算定方法を誤ったまま都道府県に対し実績報告書を提出しており、市町村が事業者に対して補助した金額よりも多額の交付を都道府県から受けたため、交付額が過大となっていた事例が見受けられたこ

とから、実績報告書等の審査及び確認体制を強化するとともに、市町村に対する的確な指導について配慮をお願いする。

(3) 認可外保育施設に対する届出の促進・指導監督の徹底について (関連資料29参照)

① 認可外保育施設に対する届出の促進について

平成28年4月から、1日に保育する乳幼児の数が1人以上の場合、都道府県知事（指定都市、中核市の場合はその長）に事業開始1か月以内の届出や毎年の運営状況報告が必要となり、いわゆるベビーシッターについても都道府県知事等への届出、報告が義務付けられている。

いわゆるベビーシッターからの届出に係る業務については、事業実施の実態把握、届出様式の整備、届出情報の整理等御尽力いただき感謝申し上げます。引き続き、届出に係る適切な取扱いをお願いする。なお、届出業務に関する支援メニューとして、平成29年度予算案においては、

ア 手続の利便性の向上による施設・事業者からの設置の届出等の促進

イ 都道府県等における事務負担の軽減

等を図るため、都道府県等において、認可外保育施設の設置の届出等に係るシステム構築経費を補助する事業として「保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業（※）」を計上している。

本事業においては、年1回、厚生労働省が定める様式により届出等に係る情報を報告いただくこととしている。多くの都道府県等が本事業を活用いただくことにより、将来的には、現在、毎年度調査をお願いしている認可外保育施設に関する各種調査の負担軽減につながりたいと考えている。

都道府県においては積極的に、また、市町村に認可外保育施設の届出等の権限を委譲している場合は市町村と連携して取り組んでいただき、認可外保育施設に対する設置の届出等を促進いただきたい。

※補助の仕組みについては、以下を予定。

- ・都道府県、指定都市又は中核市がシステムを構築する場合は直接補助
(国3/4、都道府県・指定都市・中核市1/4)
- ・都道府県が市町村に権限委譲しており市町村がシステムを構築する場合は間接補助
(国3/4、都道府県1/8、市町村1/8)

【所要額：30.2億円の内数（保育対策総合支援事業費補助金）】

② 認可外保育施設に対する指導監督の徹底について

認可外保育施設に対する指導監督については、年1回以上立入調査を行うことを原則としているが、平成27年3月末現在の実施率は概ね7割であり、また、各都道府県、指定都市、中核市によって実施状況に差があるといった状況であった。

認可外保育施設については、平成27年においても死亡事故が10件報告されており、死亡事故等の重大事故を防止するためにも適切な指導監督を実施することが重要である。

このため、

ア 昨年6月に、指導監督の実施に係る通知について、必要に応じて事前通告なく立入調査を実施することが可能であることをより明確化する改正を行い、

イ さらに、平成29年度予算案において、「保育園等の事故防止の取組強化事業」を計上し、重大事故防止のための巡回支援指導と指導監督部門との十分な連携を図っていただくことにより、認可外保育施設に対する立入調査等の適切な実施につなげていただきたいと考えている。

都道府県等におかれては、通知の改正の趣旨を踏まえ、また、保育園等の事故防止の取組強化事業を活用いただき、認可外保育施設に対する指導監督の徹底をお願いしたい。

（4）保育園における第三者評価の受審について

個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果の公表が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的とする第三者評価については、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、受審を努力義務化するとともに、5年に1度の受審が可能となるよう、受審及び評価結果の公表を行った事業者に対して、受審料の半額程度を公定価格の加算として補助することとしている。

第三者評価については、平成27年6月30日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2015において、「保育サービスの質の向上を図り、安心して子どもを預けることができる環境を整備するため、2019年度末までにすべての保育事業者において第三者評価の受審が行われることを目指す。また、当該受審結果について、積極的に「見える化」を進め、就職を希望する保育士や保育サービス利用者が優良な保育事業主を選

扱えるような環境整備を進める」こととされており、受審率の向上に向けて、引き続き各自治体における積極的な取組が必要である旨、ご了解いただききたい。

(5) アレルギー対策ガイドライン及び感染症対策ガイドラインの改訂について

平成23年3月に策定された「保育所におけるアレルギー対策ガイドライン」については、アレルギー疾患対策基本法が平成26年6月に成立し、特にエピペンへの対応や除去食の対応等、科学的根拠に基づく最新の知見を踏まえたガイドラインの改訂が必要となっている。

また、平成24年11月に改訂された「保育所における^{かいせん}感染症対策ガイドライン」についても、特にB型肝炎、C型肝炎、疥癬への対応等、科学的根拠に基づく最新の知見を踏まえたガイドラインの改訂が必要となっている。

このため、平成29年度中に各検討委員会を開催し、「保育所におけるアレルギー対策ガイドライン」及び「保育所における感染症対策ガイドライン」の改訂を行うことを検討しているところである。

(6) 保育園と他の社会福祉施設との併設に係る取扱いについて

保育園については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第8条に基づき、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員を除いて、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部について、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることが可能である。

したがって、必要に応じて保育園内の空き部屋や余裕スペースを活用して、児童発達支援事業等の運営を行うことも可能であり、地域の保育ニーズも踏まえ、必要に応じて対応いただきたい。

(7) 裁判員の子どもに対する一時預かり事業等の提供について

平成27年通常国会において、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第37号）が成立し、衆議院及び参議院の附帯決議において、裁判員候補者の出席率が低下するなどしていることを踏まえ、裁判員裁判に対する国民の参加意欲を高めるため、できる限り国民が裁判員として裁判に参加できるような環境の構築に向けて、更に積極的に取り組むことが求められたところである。

特に、衆議院の附帯決議においては、政府及び最高裁判所が本法の

施行に当たり格段の配慮をすべき事項として、保育園や家庭的保育事業等を日常的に利用していない者がこれらの施設をスムーズに利用できることの確保等が盛り込まれたところである。

これを踏まえ、地方裁判所所在地をはじめとする各市町村においては、未就学児の保護者が希望する場合には、一時預かり事業を活用し裁判員として裁判に参加することができるよう、積極的な対応をお願いしたい。

(参考) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案に対する
附帯決議(平成27年5月15日 衆議院法務委員会)(抄)

政府及び成功裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一～四 略

五 事業者による特別な有給休暇制度の導入などの職場環境改善の促進、
保育所・学童保育等を日常的に利用していない者がこれらの施設を利用
することの確保等、できる限り国民が裁判員として裁判に参加できるよ
うな環境の構築に向けて、更に積極的に取り組むこと。

六～八 略

[関連資料：保育課]

待機児童解消に向けた保育の受け皿拡大

- ◆平成25年4月に「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成25年度から平成29年度末までの5年間で新たに**50万人分**の保育の受け皿を確保し、待機児童解消を図ることとしている。
- ※ 今後、25～44歳の女性の就業が更に進むことを念頭に、平成27年11月の「一億総活躍社会実現に向けて緊急に実施すべき対策」に基づき整備目標を上積み**(40万人分 ⇒ 50万人分)**。
- ◆ **各自治体の取組**により、平成25～27年度の3か年で合計**約31.4万人分**の保育の受け皿拡大を達成し、平成29年度までの5年間で合計**約48.3万人分**の保育の受け皿拡大を見込んでいる。
- ◆ さらに、平成28年度から実施している**企業主導型保育事業**により、**約5万人分**の保育の受け皿拡大を進めていく。

「待機児童解消加速化プラン」集計結果(平成28年度)

◇ 「待機児童解消加速化プラン」集計結果(平成28年度)

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	5か年合計
72,430人	147,233人	94,585人	109,584人	59,963人	483,795人
(計 314,248人)					(計 169,547人)

受け皿確保に向けた取組

○平成28年度補正予算(平成29年度に予定していた分のうちの**一部の整備を前倒し**)

○平成29年度当初予算案**(前倒し分を除いた必要となる保育の受け皿に対応した予算を計上(4.6万人分))**

- ▶ 0歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入支援
- ▶ 3歳以上に特化した拠点保育園に3歳未満対象の「サテライト型小規模保育事業所」の設置支援
- ▶ 保護者のニーズをかなえる保育コンシエルの展開
- ▶ 保育園等の設置の際に地域住民との合意形成等を進める「地域連携コーディネーター」の機能強化

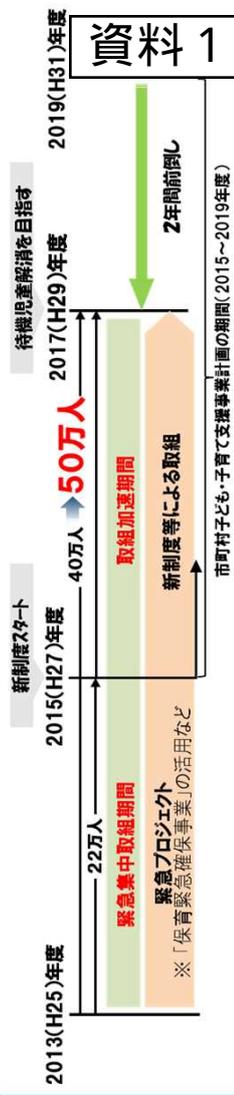
1・2歳児の保育園等利用率の推移

(平成29年度末)
 (平成26年4月) (平成28年4月) (平成28年4月) 50万人分確保時の利用率
1、2歳児 : 35.1% → 41.1% → 48.0%

<【参考】女性の就業率：70.8%(2014年) → 77%(2020年) >

(注)利用率：利用児童数 ÷ 就学前児童数
 平成26年4月の利用率は小規模保育事業等を含んでいない。

<待機児童解消加速化プランの全体像>



待機児童解消に向けた地方自治体における取組事例について

- この資料は、平成28年12月9日に開催された「待機児童解消に向けた地方自治体における取組事例横展開会議」で、松戸市、新宿区、横浜市及び川崎市から発表された資料を一部抜粋したものです。
- 会議全体の資料については、厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、以下のURLからご参照頂きますようお願いいたします。
(厚生労働省ホームページ)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000145758.html>

1. 松戸市の取組について

3-1 松戸市の取組事例

(保育所等の建設にかかる用地確保と地域住民との調整)

・需要の高い地域への保育所建設・小規模保育施設設置を公募

- ・事業者が用地の用途をつけて市へ打診
- ・市でも保育所整備嘱託職員(市採用)を活用し物件探し
⇒必要に応じて事業者へ情報提供

・選考会議にて事業者決定

・事業者、建設・工事会社との協議

- ①事業者から町会へ説明するよう指示
- ②隣接住民への対応・説明に関してきめ細やかに指示
(物件により小規模保育施設も)
- ③交通安全、防犯、騒音等への対応に関する要望等を聞き取り、設計見直し等への反映も考慮
- ④工事着工時の現場監督配置と現場周囲への配慮状況を確認
- ⑤開園後も隣接住民をフォローする関係づくり



3-2 松戸市の取組事例

(小規模保育事業の推進による0～2歳児受入拡大)

小規模保育事業の推進

H27.4月8所⇒H28.4月31所⇒H29.4月45所(予定)

背景

本市の保育需要の特性

- ・利便性の高い駅周辺に集中傾向
- ・市内に広く散在

小規模保育事業の利点

速効性・・・着工～開設が早い
適応性・・・商業地域等にも整備可
経済性・・・低コストにより撤退の影響小

小規模保育事業推進の課題

- ・3階以上の物件多数
- ・老朽化(新耐震基準以前)
- ・子育て関連施設が入ることへの入居者の理解
- ・ランニングコストへの懸念
- ・連携施設の確保

保育所整備嘱託職員の活用

事業の適性を満たす物件の確保

- ・2方向避難経路の確保
- ・新耐震基準をクリア など

事業運営シミュレーション

市単独補助も含め、類型・定員数等の条件を設定して様々なシミュレーションを提示

連携施設の確保

市から民間保育園運営法人に対して積極的に要請

3-3 松戸市の取組事例 (国補助事業と市単独事業による人材確保)

新規採用者獲得策

- ・保育士宿舎借上支援業務(保育対策)・・・保育士宿舎借上げ支援事業を活用
- ・保育士就職支援業務 **市単独** ……新卒者へ就職準備金を貸付け

在職者定着策

- ・保育施設従事者支援補助金 **市単独** ……勤続年数に応じた処遇改善
- ・保育支援者設置補助金(保育対策)・・・保育体制強化事業を活用
- ・保育士支援業務 **市単独** ……永年勤続表彰を実施

経験者獲得策

- ・保育士資格取得支援業務 **市単独** ……資格を持たず支援者等として勤務する者を対象として、保育士試験による資格取得を支援 ※保育対策の保育士試験による資格取得支援事業を市単独で実施

2. 新宿区の取組について

きめ細かな利用調整

☆各担当者が保育コンシエルジュ的役割を担う。

- ◎事前予約制で実施(一人あたり40分)
- ◎窓口での丁寧な聞き取り
- ◎各家庭の状況に合わせた保育施設の紹介



利用調整だけでなく
子ども家庭支援センターや保健センターとの
連携した子育て支援

保育施設ガイドの作成・配付

- 区立保育園・区立子ども園・私立保育園・私立子ども園・認証保育所等を施設別に紹介
- 一時保育や定期利用保育の紹介も！
- 持ち運びやすい小冊子形式

しんじゅく保育施設ガイド

平成29年度入園版



新宿区保育課 5273-4527
(入園・認定係直通電話)

新宿区役所ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>



保育施設ガイドの作成・配付

☆施設の紹介では、園の特徴や常勤職員数、保育方針、平面図等を掲載

区立子ども園

大木戸子ども園		生後 57日	延長 1時間	四谷4-17	建物 2,722.09㎡ 園庭 644㎡	一般電話 (3358)1431 子育て相談専用 (3358)6784 一時保育専用 (3358)4212
----------------	--	-----------	-----------	--------	-------------------------	--

お知らせ

★保育 平成28年4月
★基本定員 730～1830
★園庭面積 1時間 1030㎡で (別表1 園庭クラス以上)
定員65名

★クラス別定員・園庭面積

クラス	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
保育定員	29	36	37	37	37	37	213
幼児定員	—	—	—	—	3	3	6
計	29	36	37	37	40	40	219

※0歳児のクラス20名のみ、3歳は10日入園枠
園長1人、副園長2人、保育士30人、職員1人、園建(園長)

★園の特色

- ・0歳児から就学児の子どもの発達を考慮し、一貫した保育・教育を行います。
- ・就学児の子どもの同じ環境で保育・教育を受けられることを目指し、遊びを中心とした活動を身につけた、次世代の子どもを育てています。
- ・花園小学校、四谷第六小学校、四谷小学校と連携をとり、就学への準備から接続を図ります。
- ・一時保育(専用室型)や通園時間などを要請し、地域の子育てニーズに応じます。
- ・短期保育や短時間保育、夜間保育など、専らで園の自然の中で季節を感じ、五感を使って遊びます。

★一時保育専用

- ★特色の保育・教育方針
- ・一人ひとりの子ども「生きる力の基礎」を培い、心も体もたくましく育ち、あえる子どもを育てたい。
- ・元気にあそぶ子ども、心豊かになる子どもを育てたい。
- ・一人ひとりの子ども「生きる力の基礎」を培い、心も体もたくましく育ち、あえる子どもを育てたい。

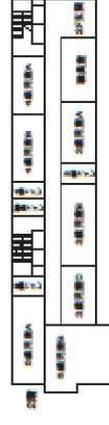
★こどもたちのための遊び

- ・地域の町行事に参加できる行事があります。(園庭開放、七夕、作品展、新年子ども会)
- ・運動会、大あそびなど

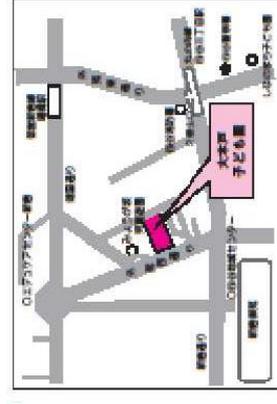
★よく遊びよく学ぶ園

- ・短期保育・夜間保育・三半公園・四谷ひろばグラウンド・花園公園・大木戸児童遊園
- ・石神公園・さくら公園・南河原公園・外苑・外苑

★平面図



★近所地図

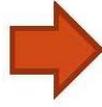


★近所地図
丸の内線 四谷三丁目駅徒歩7分
都バス 四谷四丁目徒歩8分

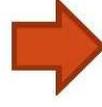
利用調整の実際

☆利用調整会議

各地区担当が窓口で聞き取った内容を持ち寄り、保育の必要性について議論
選考における指数を確定し、内定園を決定



☆結果発表



☆保護者へのフォロー

保育園に入れなかった方に、一時保育・定期利用保育、認証保育所、
公益社団法人全国保育サービス協会(ベビーシッター)、ファミリーサポーター事業等を紹
介

3. 横浜市の取組について

横浜市の保育所待機児童の状況（平成28年4月）

TOKYO ↑



横浜市区別	H18.4.1		H28.4.1		①に対する②
	①	②	①	②	
横浜市区全体	0～5歳の児童数	198,183	185,564	-12,619	0.94
	保育所の入所申込数	32,999	61,873	28,874	1.87
鶴見区	0～5歳の児童数	15,040	16,319	1,279	1.09
マンジョンや空地の開發などが進んでいる地域	保育所の入所申込数	2,662	6,007	3,325	2.24
港北区	0～5歳の児童数	17,280	19,091	1,811	1.10
	保育所の入所申込数	2,925	6,904	3,979	2.36
金沢区	0～5歳の児童数	10,833	8,750	-2,083	0.81
マンジョンや空地の開發が著ら着きつつある地域	保育所の入所申込数	2,060	3,128	1,068	1.52
瀬谷区	0～5歳の児童数	7,863	5,932	-1,931	0.75
	保育所の入所申込数	905	1,580	675	1.75

保育所待機児童
解消プロジェクトで
検討

保育所待機児童対策

～保育所整備（ハード）に加え、ニーズや課題に柔軟（ソフト）に対応～

ニーズ・課題

・短時間勤務を希望していても、フルタイム仕様の保育所以外に、こどもをあずける場所がない

・保護者は「預ける＝認可保育所」と思っている
・区役所の窓口、認可保育所以外の情報がない

・地域特性や地域資源を活用した効果的・効率的な取組が必要

・認可保育所と本市が認定する横浜保育室の保育料に格差

横浜市の対応

一時預かりなど、多様な保育サービスを充実

保育コンシェルジュを配置し、多様な保育サービスを、適切に保護者と結び付ける

区役所を主体とする推進体制の整備

保育サービス間で不公平感のない、適正な料金設定

保育所待機児童対策

①保育所整備における特徴的な取り組み

●株式会社による運営

- 平成12年3月の国通知により、株式会社の参入が認められた。
- 横浜市では、平成14年6月に、株式会社による認可保育所を初めて設置。
- 28.4.1現在 私立保育園596か所のうち、企業立が216か所。（36.2%）

●土地と法人のマッチング

- 保育所整備に適した市有地が不足しているため、整備可能な民有地と 保育運営事業者をそれぞれ公募し、土地マッチングを行って整備。

●あらゆる資源を有効活用

- 道路や鉄道の高架下、横浜国立大学の構内



▲道路高架下の
扉風ヶ浦はるかぜ保育園の外観

保育所待機児童対策

②待機児童の中心を占める低年齢児への対応

待機児童の多くを占める3歳未満児への対応として、

- 平成9年度～ 横浜市独自の基準を満たした 横浜保育室（認可移行支援中）
- 平成22年度～ **NPO法人等を活用した家庭的保育（H27～地域型へ移行）**
- 平成26年度～ **小規模保育モデル事業（H27～地域型保育事業へ移行）**

新設園4、5歳児室を活用した年度限定保育（H28～利用料の2段階設定）

- 平成27年度～ **基本的に地域型保育事業（小規模保育事業等）を推進**を地域の特性に応じて整備。

③一 多様な保育ニーズへの対応

●乳幼児一時預かり事業

育児に対する負担感及び不安の軽減を図るほか、多様な働き方に応じた保育サービスを提供するために、認可外保育施設や小規模保育施設に併設した場所で一時預かり事業を実施。

③-2 多様な保育サービスの充実

- 私立幼稚園等預かり保育
平成9年度から、全国に先駆けて開始。
保護者の就労を要件として、**保育所と同等の11時間保育(7:30~18:30)**を行う。
28年4月の幼稚園・認定こども園 280園
⇒ 預かり保育実施園 175園(62.5%)



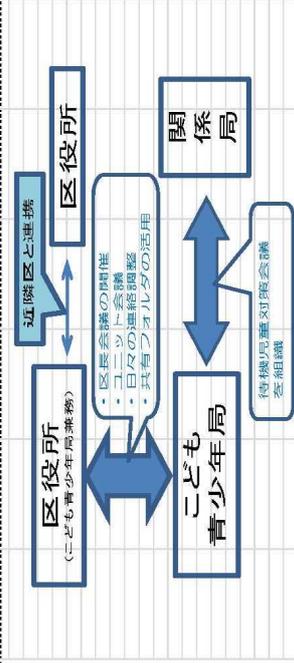
▲ 私立幼稚園預かり保育の様子

- * 預かり保育実施幼稚園・横浜保育室連携モデル事業

平成24年度から開始。
横浜保育室(0~2歳)と、預かり保育実施幼稚園(3~5歳)が、**幼稚園の入園枠確保、園庭開放、園児の交流**などで連携。
平成28年3月現在、幼稚園・認定こども園10園と横浜保育室等14施設が連携。

⑤ 区役所の機能強化と区局連携での取組

- 区役所を中心とした、地域の状況に応じたきめ細かな対応
区長を先頭に待機児童対策にきめ細かく対応。
- 26年度から、こども青少年局を兼務する係長のほか、待機児童対策を担当する職員を配置し、区局連携した取組を推進。
- 区はニーズ状況や保育資源を地域別に分析。



④ 丁寧な対応(ニーズ把握と適切なサービスの情報提供)

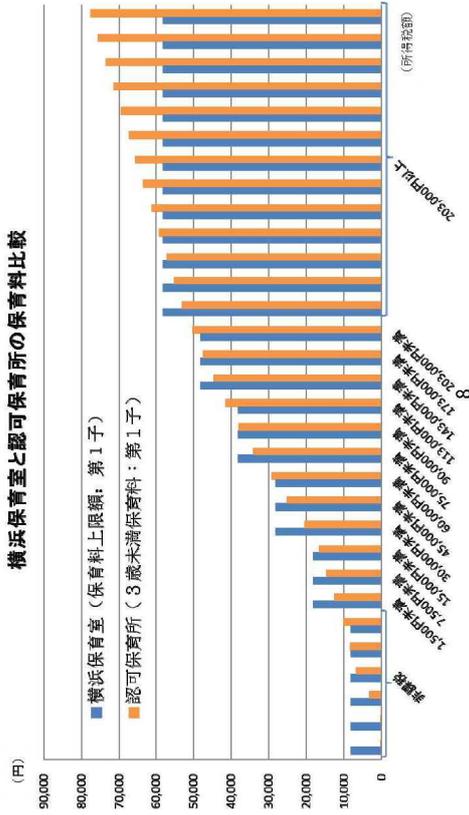
- 保育・教育コンシェルジュ
全国初の取組(平成23年2月開始)。
開始当初は3区3人で始まり、28年4月時点では18区で27人を配置。

・保育を希望する保護者の方の相談に応じて個々のニーズを把握し、最も適した保育資源や保育サービスの情報提供を行う。
・また、アフターフォローとして、保育所に入れなかった方に対し、他に利用可能な保育サービスを紹介するなど、きめ細かく対応。



⑥ 適正な料金設定

- 横浜保育室を利用される方の所得に応じて最大5万円を補助
横浜保育室と認可保育所の保育料比較



新たな待機児童対策

全国初！川崎市と待機児童対策に関する連携協定を締結

(平成26年10月27日)

- ① 市境の土地での保育所の共同整備
(平成28年4月1日に、第1号となる「幸いづみ保育園」が開所。)
- ② 横浜保育室と川崎認定保育園の利用に関すること
- ③ 保育士確保対策 など



連携協定締結の背景

行政区域の垣根というハードル

市民は市内施設利用が基本 自治体ごとに施設を整備

自治体単独では解決困難な課題

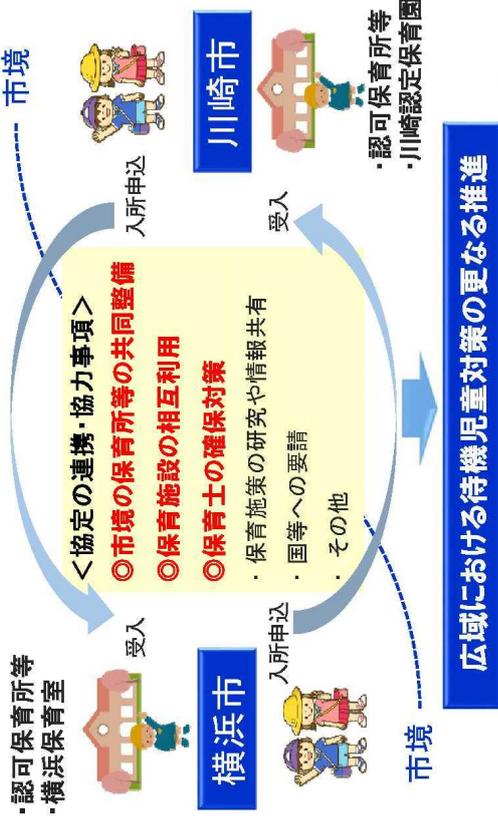
整備に適した土地・建物の枯渇 市民に市境の意識は通じない

(行政の意識改革が必要)

自治体が連携し圏域を越えた対応が必要

既存の資源共用による相互補完を行い、多様な保育ニーズに対応

協定の内容・イメージ



新たな待機児童対策

H27.5 副市長プロジェクトの設置

平成27年4月の待機児童数は8人だったが、

- 保育ニーズや人口動態の地域差が顕著となり、保育ニーズが高い地域ほど用地の確保が困難
- 保育士不足がより深刻化

など、新たな課題が顕在化。

そこで、新たな課題を解決し、平成28年4月以降の待機児童ゼロ継続を目的に、区局横断で全庁的に待機児童解消施策を検討するため、副市長プロジェクトを設置。



保育所待機児童対策

保育の「量の拡充」と「質の維持・向上」は両輪

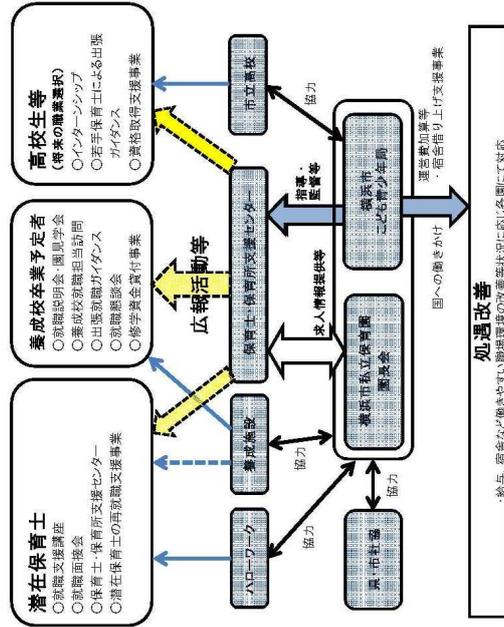
- 保育所や多様な保育サービスなどの受け皿を拡充しているが、「**質**」を伴う「**量**」の**拡充**が必要。
- 全国で待機児童対策が本格化する中で、29年度末には、保育の担い手である保育士が**全国で計9.0万人不足する見込み**。



～保育士確保に向けた取組～

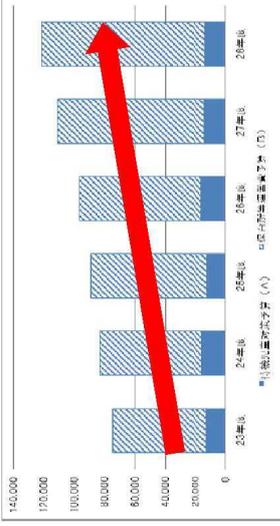
- 「潜在保育士の復職支援」、「県外及び県内の新卒保育士の就職支援」等を実施し、**即戦力の確保**に取り組む
- 「保育所での高校生インターンシップ」を実施し、**将来の保育士候補を支援**
- 「保育士の宿舍借り上げ支援」や、都市部における保育所運営費の加算など、**保育士の処遇改善**につながる助成制度を国へ要望し、実現

保育士確保の取組について



待機児童対策及び保育所等運営予算の変遷

● 23年度からの5年間で約469億円増(63%増)、一般会計予算に占める割合8%(2.6%増)



年度(当初予算額)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
待機児童対策予算(A)	12,841	15,727	12,540	16,265	14,276	13,591
保育所等運営費予算(B)	61,782	67,685	76,305	80,201	86,883	107,953
横浜市一般会計予算(C)	1,389,914	1,409,708	1,398,557	1,418,208	1,495,465	1,514,316
(A+B) / (C)	5.4%	5.9%	6.4%	6.8%	7.4%	8.0%

※25年度予算(A)の中に、横浜保育室認可移行支援の経費を含めています。
※26年度予算(B)は、土地開発公社負担金を除いたもので、25年2月補正予算分は含めていません。
※27年度予算(A)(B)は、保育所・認定こども園のほか、地域型保育(家庭型保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業)の経費を含めています。

保育所待機児童対策～放課後児童施策の充実

「待機児童の早期解消に向けて、『横浜方式』を全国に横展開していきたい」(安倍総理大臣成長戦略スピーチ、平成25年4月19日)

「待機児童解消加速化プラン」に反映
～29年度での待機児童解消を目指す～



保育所待機児童ゼロの継続
・・・さらに、放課後児童施策の充実(小1の壁の打破)

子ども・子育て支援新制度(平成27年度施行)
切れ目のない総合的な子ども・子育て支援

4. 川崎市の取組について

＜ 待機児童対策における課題・取組 ＞

【本市の待機児童対策を取り巻く課題】

◎利用申請者数の大幅な増加

- 若い世代の転入増等で出生数が高いレベルで推移し、就学前児童数が増加しています。加えて、昨年4月の待機児童解消の影響等により保育所への申請率も大幅に上昇しています。
- 大規模集合住宅入居者の保育所申請率を調査したところ、一般住宅の申請率と比べて非常に高く、さらに、入居開始後から暫くの期間、上昇していく傾向にあることが分かりました。

◎保育所整備をめぐる環境の変化

- 近年の建設コストの上昇に加え、保育所整備が特に必要な主要駅近辺の保育需要の高い地域ほど、地価高騰等の影響により保育事業者の参入が控えられる傾向があります。
- 都市部を中心に保育所の増設が進む中、慢性的な保育士不足の状況が続いています。

◎保育従事者の増加に伴う保育の質の確保

- 保育施設が大幅に増加していることに伴い、保育に従事する職員数も年々増えています。待機児童対策は量の拡充と質の確保とを両輪で進めていく必要があります。

【待機児童の解消に向けた取組の3本の柱】

①多様な手法を用いた
保育受入枠の確保



- ◆認可保育所等の整備
 - ・交通結節点の主要駅周辺を中心に集中的に受入枠を確保
- ◆川崎認定保育園の活用
- ◆横浜市との連携協定の取組
 - ・保育所の共同整備
 - ・認可外保育施設の相互利用

②区役所における
きめ細やかな相談・支援



- ◆区役所が主体となった利用者支援のさらなる充実
 - ・申請前段階からの説明会の実施
 - ・平日夜間、土曜日の窓口開設
 - ・アフターフォローや超過認識等を活用したきめ細かい相談支援
 - ・区独自の広報紙（オイドブック、施設マップ）の作成等
 - ・相談待ち時間におけるDVD放映

③保育の質の担保・向上



- ◆公立保育所を拠点とした取組
 - ・公民連携した包括的な人材育成（保育士、栄養士、看護士の活用）
- ◆保育士確保対策の充実
 - ・専任職員配置による取組の強化
 - ・国の保育士確保対策等の活用
- ◆保育士等の処遇改善の取組
- ◆保育士宿舍借り上げ支援事業

3 平成27年度の取組

(1) 区役所を中心とした待機児童対策の推進

市の重要課題の一つである待機児童対策を推進するため、その対策を講じるプロジェクトチームとして、市長をトップとした「待機児童対策推進本部」を、また、各区役所には、区長をトップとした「区役所待機児童対策推進会議」をそれぞれ設置しています。区役所と本庁部局とが連携し、待機児童対策に関わる全職員が意識の共有を図りながら取組を推進しています。

- ◎待機児童対策推進本部会議 10回開催
- ◎区役所待機児童対策推進会議 69回開催（7区合計）

(2) 待機児童解消に向けた取組の3本の柱

① 多様な手法を用いた保育受入枠の確保

高まり続ける保育需要に対応するため、認可保育所や小規模保育等の整備のほか、川崎認定保育園についても、受入枠の確保や保育料補助の実施などの施策を推進しました。

【平成27年度予算：3,360,694千円】

➤ 認可保育所等の整備

平成27年度当初予算では定員1,325人分を整備する計画となりましたが、待機児童の多い地域を重点整備地区として指定し追加募集を図るなどの対策を講じて、計画を上回る1,455人の定員増を行いました。

川崎認定保育園からの認可化（130人増）や既存保育所の定員増（20人増）を含めた認可保育所の定員の合計は、前年比1,605人増の2,394人となりました。

また、認定子ども園についても移行と新設を合わせて95人分の定員増を図りました。

➤ 地域型保育事業の推進

保育需要が高く、保育所の整備に適した土地や建物の空きを見つけていることが困難な地域において、限られたスペースで施設整備が可能な小規模保育事業所を市内4か所に整備しました。

また、川崎認定保育園等からの小規模保育事業への移行や、事業所内保育の新設などにより170人の定員増を行い、待機児童の割合が高い低年齢児（0～2歳）対策を推進しました。

◎保育所等の定員・施設数の推移

	保育所		認定子ども園 (2・3号)		地域型保育		認可施設・事業 合計	
	定員(人)	施設数(園)	定員(人)	施設数(園)	定員(人)	施設数(園)	定員(人)	施設数(園)
H27.4.1	22,340	271	165	2	364	43	22,869	316
H28.4.1	23,945	294	260	3	534	51	24,739	348
増減	1,605	23	95	1	170	8	1,870	32

待機児童の解消に向けては、上記3つの取組を継続していく必要があります。仕事をしながら子育て中の保護者が、安心して子どもを預けられる環境を整備し、「子育てしやすいまちかわさき」の実現に向けて、引き続き取組を進めていきます。

➤ 川崎認定保育園の受入枠確保と保護者の保育料負担の軽減

【平成28年度予算 3,361,204千円】

川崎認定保育園の助成対象児について、前年度同数の4,171人分を確保するとともに、保護者の保育料負担の軽減を図るために、児童の年齢と所得に応じて最大20,000円の補助を継続するなど、川崎認定保育園の積極的な活用を推進しました。

◆川崎認定保育園入所者数等の推移（単位：人）

時点	入所者数 (A)	(B) (C)		直接 入所率
		(A)のうち保育料等を 申請した人数	(A)のうち保育料等を 申請せず直接入所した人数	
H25.4.1	2,391	838	1,553	85.0%
H26.4.1	3,163	995	2,168	88.5%
H27.4.1	3,829	1,056	2,773	72.4%
H28.4.1	4,384	1,107	3,277	74.7%
3年間の伸び	1,993	269	1,724	9.7%

入所者数が3年で
約2千人の増加

直接入所率が3年で
2倍超の伸び

川崎認定保育園入所者のうち
4人に3人が直接入所

◎川崎認定保育園の入所者数(A)は平成25年4月以降、3年間で1,993人増加して、4,384人となっており、川崎認定保育園は、認可保育園と並び、市の保育ニーズを支える重要な保育の受け皿となっています。

(参考) 認可保育所の内定を辞退し川崎認定保育園に通う人数 133人

◎入所者数(A)のうち、保育料等を申請せず、直接入所した人数は3,277人となり、平成25年以降の3年で2倍を超える伸びとなっています。なお、直接入所率は年々上昇しており、平成28年4月時点では川崎認定保育園の全利用者の約75%を占めています。

② 区役所におけるきめ細やかな相談・支援

保育需要の増加とともに、その多様化も進む中、各区役所においては、保育所の申請前段階からアフターフォローにいたるまで、子どもの預け先を探す保護者一人ひとりに寄り添い、それぞれの保育ニーズに応じたきめ細やかな相談・支援を行うことが求められています。各区役所では、地域の子育て拠点等における少人数単位の説明会の実施や、保護者へのアフターフォロー等を通じて、保護者の保育ニーズを確認しながら、市の多様な保育施設・サービスとのマッチングを図りました。

◆申請前段階からの相談・支援

◎各区役所や地域の子育て拠点等において、少人数単位の説明会などを開催
開催回数：計183回（7区合計） 参加人数：1,628人

◆平日夜間及び土曜日の窓口開設

◎就労等の事情により、平日の日中に区役所に来庁できない方への相談機会を提供するため、保留通知発送後の約2週間、平日夜間及び土曜日に利用相談を実施

相談実施件数（平成27年度）：計121組 人数 計161人

＜実施概要（平成27年度）＞

実施期間：平成28年2月1日（月）～13日（土）計11日間
曜日・時間：月～金曜日17時～19時半・土曜日9時～12時
実施内容：保育料等の利用相談、川崎認定保育園の案内等

【参考】各区役所における窓口・電話での相談対応件数 合計13,421件

※2～3月の2か月間の相談対応件数を集計。アフターフォローにおける保留者への空き施設の情報提供や、保育所の希望変更に関する相談等をカウントしている。（申請書類の記載内容の確認や書類の受渡しなど相談・支援に至らない対応件数は除く。）

◆川崎認定保育園と連携した空き情報の効果的な提供

市内に132施設ある川崎認定保育園と各区役所とが緊密に連携を取り、保留通知を発送した2月以降、3月末までの期間、各施設の空き状況を毎週更新し、市ホームページや窓口で周知を行い、子どもの預け先を探す保護者へのタイムリーな情報提供に努めました。

◆認可保育所等の内定と川崎認定保育園の予約を重複する方への勧奨

認可保育所等の内定と川崎認定保育園の予約とを重複している方に、早期にいずれかの施設を利用するかを決めて、利用しない施設の内定（予約）を解除いただくよう、保育所等の内定通知に依頼文を同封し、さらに、電話での働きかけを行うなどの勧奨を行いました。

勧奨の結果、把握できた保育受入枠については、他に子どもの預け先をお探ししている方の御案内へと活用しました。

◆区役所における広報等の取組

◎子どもの預け先を初めて探す方など向けに、川崎市の保育施設・サービスの紹介や、預け先を探す際のポイントなどを分かりやすくまとめたパンフレット「子どもの預け先をどうやって探したらよいの？」を作成し、区役所窓口や説明会等で配布しました。

◎川崎認定保育園の情報をまとめたガイドブックの作成や、施設における保育の様子を映像化しYouTubeへの動画配信を行うなど、各区役所が趣向を凝らした取組を行いました。

◎手続きの流れや申請書類の記入要領等をまとめたDVDを作成し、窓口などで放映することで、相談待ち時間の短縮を図りました。また、各区役所児童家庭課の窓口を導入している2台のタブレット端末を活用し、保育施設の空き情報の提供等に活用しました。

③ 保育の質の担保・向上

待機児童対策として保育の量的拡充を進めてくる中で、多様な保育サービスの効率的な提供の観点から、民間の多様な運営主体の参画を促進してきました。一方で、行政の責務として、民間保育所等と連携しながら保育の質を担保・向上することが求められており、保護者が安心して子どもを預けられる環境づくりに努めてきました。

◆ 多様な運営主体の参入に伴う保育の質の担保・向上

- ◎保育所等の設置・運営法人の選考にあたっては、有識者による選考委員会を実施するとともに、運営開始後も指導監査を定期的に行い、保育の質の担保・向上に努めてきました。
- ◎民間保育所の運営に関し、条例の基準を上回る職員配置や嘱託医による健康診断の実施等を着実に推進するとともに、国の保育士等処遇改善事業等を活用し、民間保育所職員の処遇改善を図ってきました。
- ◎平成26年度から全区実施している「新たな公立保育所」において、民間保育所の支援や指導をはじめ、公民保育所間の人材交流や保育技術の共有、公開保育の実施を行うなど、連携を深めながら、人材育成の取組を進めてきました。

◆ 認可外保育施設の保育の質の向上

- ◎認可外保育施設に対しては、本市独自の運営基準を定め、基準を満たす施設に対し運営費を助成することにより、施設運営の安定と保育内容の向上等に努めてきました。
- ◎川崎認定保育園については、「子ども・子育て支援新制度」における施設型給付・地域型保育給付の対象となる施設・事業への段階的な移行を促進してきました。
- ◎認可外保育施設における適正な保育環境や子どもの安全を確保するため、「認可外保育施設指導監督基準」に基づく立入調査・指導を実施しました。

◆ 保育士確保対策の取組

- ◎保育施設の増加に伴い、保育士確保が喫緊の課題となっており、関係機関等と連携して潜在保育士等に向けた就職相談会を年8回実施したほか、県内自治体と共同運営する「保育士・保育所支援センター」が実施するマッチングや、市内の保育士養成校に学生を対象とした市内保育所等紹介事業を実施するなど、保育士確保の取り組みを進めました。
- ◎県外の保育士養成校に学生を対象とした宿泊型保育研修や、近隣の養成校に学生等を対象とした保育体験バスツアーを市内民間保育所等と連携して開催するなど、川崎の保育園で働く魅力を伝える取り組みを実施しました。(参加者：55人)
- ◎市内保育施設等に従事している保育士資格を有しない方で、保育士試験を受験して資格取得を目指す方を支援するために、保育士試験直前対策講座を実施しました。(申込者：340人)

(3) 横浜市との待機児童対策に関する連携協定の推進

平成26年10月27日に横浜市と締結した「待機児童対策に関する連携協定」に基づき、川崎市と横浜市とが「ともに子育てしやすいまち」を目指して、両市が連携・協力して相乗効果が期待される取組を進めてきました。

<取組の進捗状況>

◆ 川崎認定保育園と横浜保育室の相互利用について

平成27年4月から、川崎市に在住する方が横浜保育室を利用する場合は、川崎認定保育園を利用した場合と同等の保育料補助(月額最大2万円)を川崎市から実施しています。

また、同様に、横浜市に在住する方が川崎認定保育園を利用する場合にも、横浜保育室を利用する場合と同等の軽減助成を横浜市から実施しています。相互利用の人数は、両市合わせて前年の40人から84人へと1年で2倍となりました。

<相互利用の人数>(平成28年4月1日時点)

- ◎横浜保育室に入所している川崎市民 36人(前年11人 前年比2.5人増)
- ◎川崎認定保育園に入所している横浜市民 48人(前年29人 前年比1.9人増)

◆ 保育所等の共同整備について

両市の市境周辺の保育需要を双方に補充し合う場所への「保育所等の共同整備」について、平成28年4月に1か所目の施設を川崎市幸区内に開設しました。

- ・施設名称 幸いつみ保育園(設置・運営主体 社会福祉法人三篠会)
- ・住所 川崎市幸区南幸町3丁目149番3
- ・定員 90人(川崎市60人、横浜市30人)

— 第3回プラチナ大賞の最終審査において審査委員特別賞を受賞 —

平成27年10月に開催された「第3回プラチナ大賞」(主催：プラチナ大賞運営委員会)の最終審査において、「横浜市と川崎市との待機児童対策の連携協定」(横浜市と共同応募)が自治体間の枠を越えた先進的な取組が評価されて、審査委員特別賞を受賞しました。

●最終審査発表会の様子



(福田市長によるプレゼンテーション)



(表彰式)

4 平成28年度の取組

就学前児童数の増加や保育所申請率の上昇等により、今後も申請数の増加が見込まれています。引き続き、必要な地域への保育所等の整備を行うとともに、区役所における相談・支援のさらなる充実を努め、子どもを安心して産み育てられるまちを目指して取組を推進していきます。

(1) 保育受入枠の確保

保育所利用申請の伸び率が上昇している地域や、大規模集合住宅の入居時期等を踏まえて、今後の保育需要の分析を行い、保育受入枠の確保を進めていきます。また、平成28年3月に厚労省から発出された「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の内容も踏まえながら、施設整備のさらなる推進と保育事業の充実を努めます。

○認可保育所と小規模保育の整備（定員1,390人分）

【平成28年度予算2,679,389千円（前年度比681,305千円の減）】

○川崎認定保育園の受入枠の確保（助成対象者数4,171人）

【平成28年度予算3,361,204千円（前年度比57,763千円の増）】

(2) 区役所における利用者へのきめ細やかな相談・支援のさらなる充実

区役所において、利用申請前の段階から、利用調整結果後のアフターフォローまで、保護者の視点に立ち、きめ細やかな相談・支援を引き続き実施していきます。

○保育資源等の情報収集とニーズに応じた情報提供、相談・コーディネート機能の充実

○これまでに蓄積された相談支援に関するノウハウの効果的な活用

(3) 保育の質の担保・向上

今後多くの民間保育所等を整備していく中で、保育士の確保や、保育の質の担保・向上がより一層重要になるため、その対策についてさらなる強化を図ります。

○公立保育所を拠点とした民間保育所等への支援や公民保育所人材の育成

「新たな公立保育所」(各区3園)が地域の拠点としてリーダーシップを取り、民間保育所と一体となり地域の保育施設の支援や交流を行い、保育の質の担保・向上を図ります。

また、保育士に加え、各区役所に新たに配置した栄養士、看護師等の専門職を積極的に活用し、民間保育所と連携を図りながら、包括的な人材育成の取組を推進します。

○保育士確保対策の強化と保育士等の処遇改善

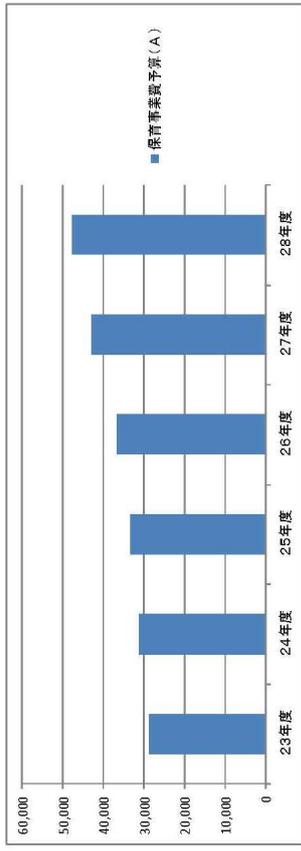
ことも未来局に新たに配置した専任職員と各区保育総合支援担当が連携を図り、保育士確保対策の取組を強化します。また、従来から実施している処遇改善の取組みの他、平成28年度から新たに実施する保育士宿舍借り上げ支援事業などを通じて、市内保育所への保育士の定着に努めていきます。

5 待機児童対策関連（保育事業費）予算について

(1) 保育事業に係る予算

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
保育事業費予算(A)	28,869	31,210	33,333	36,518	42,742	47,776
(うち一般財源)	15,992	19,161	20,602	21,929	23,030	24,735
川崎市一般会計予算(B)	618,023	595,633	598,410	617,117	618,873	638,983
(A)／(B)	4.7%	5.2%	5.6%	5.9%	6.9%	7.5%

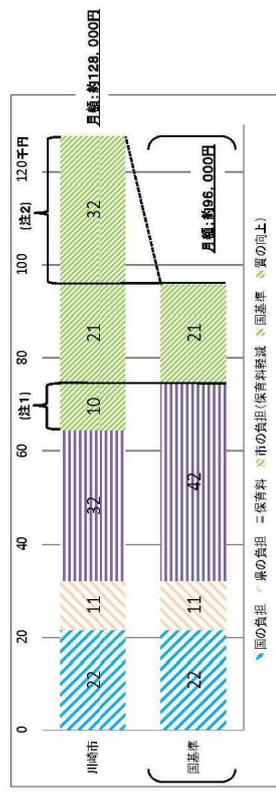
※各年度の額は全て当初予算ベース



※平成28年度予算額については、給付対象施設の増加等に伴い、昨年度と比較して約50億円増加しています。
※新制度における国基準運営費の負担割合は、国1/2、市1/2から国1/2、県1/4、市1/4へと変更となっています。

(2) 保育所の子ども1人あたり月平均負担額の内訳

保育所の運営費は、保育所の規模や児童の年齢区分等により、国が定める児童1人あたりの保育の実施に要する費用を基に算定され、国・県・市・保護者の四者で負担する構造です。本市においては、利用児童の処遇向上と保育料の負担軽減のために独自の施策を展開してきました。現在の状況としては下表のとおり、児童1人あたり、月額約128,000円の費用がかかっています。(保護者の負担は月額約32,000円)



注1) 保護者負担軽減のため、市費を投入 注2) 保育の質の向上のため、上乗せの市費を投入

平成29年4月入園に向けての市区町村における環境整備について

- 検討会において、各市区町村の現状の取扱いについて調査したところ、利用調整において、保護者に対しきめ細かな対応が行われていない事例が見受けられた。
- 利用申込みをした保護者の意向や状況については、「保育コンシエルジュ」等を活用し、市区町村が積極的かつ丁寧に把握し、利用可能な保育園等の情報を提供する等、それぞれの保護者のニーズに応じた適切な保育の提供を行うことが重要である。
- また、入園等に至らなかった者に対しても、継続して保護者の意向や状況の把握に努め、保護者のニーズに合った丁寧な支援を行っていく必要がある。
- 一方、既に平成29年4月の入園申込や相談対応等が各市区町村で始まっており、また、現時点において、こうした保護者に対しきめ細かな対応を行うための体制が整っていない市区町村がある。
- このため、各市区町村におかれては、早急にこの体制整備に着手するとともに、国においては、平成29年度予算案において、子ども・子育て支援交付金における利用者支援事業の拡充を盛り込んでおり、当該事業が各市区町村において積極的に活用されるよう周知すべきである。

利用者支援事業の拡充内容について

I 事業実施目的

- 利用者支援事業においては、①入園申込時期以前の事前説明、②面談、電話連絡等による保護者の状況や意向の把握、③利用可能な保育園等の情報の提供、④保護者のニーズに応じた適切な保育の提供、⑤入園に至らなかった場合においても、継続した支援の実施を行うことが重要。
- このような保護者に「寄り添う支援」を実施するため、事業の実施に当たっては、丁寧な相談の実施を維持継続しつつ、開所時間の延長などを実施し、利用者の視点に立った機能強化を推進。
- さらに、一定の場所での実施のみならず、様々な場所への出張相談を行うことで、様々なニーズに対応することができるよう事業実施の拡充を図る。

II 実施方法

利用者支援事業の更なる拡充を図る観点から、次の事業を実施する。

- ① 夜間加算
原則として、1日6時間を超えて開所し、かつ、週3日以上、18時以降の時間帯に2時間以上開所し、相談・助言等を行う。
- ② 休日加算
原則として、週4日以上開所し、かつ、土曜日または日曜日・国民の祝日等に開所し、相談・助言等を行う。
- ③ 出張相談支援加算
両親学級、乳幼児健診や地域で開催されている交流の場等に出向き、子育てに関する全般的な相談や子育て支援の情報提供などを実施する。

◆ さらに、上記いずれかの事業を実施した上で、下記の要件を満たした場合に、補助基準額に必要な加算を行う。

【一定の要件】

- i 1か所あたり、1日平均5件以上(年間)の相談件数があること。
- ii 待機児童対策に取り組んでいること。
- iii 2人以上専任職員を配置していること。(ただし、③を実施している場合については、③で配置する職員とは別に2人以上専任職員を配置していること。)
- iv 夜間加算、休日加算又は出張相談支援加算の事業を実施するにあたり、事業計画書を作成し、周知・広報を行うとともに、具体的な実施状況をあわせて公表すること。
- v 事業実施に必要な人員配置(予定)及び実績を明確にすること。

平成29年度における幼児教育の段階的無償化の推進について（案）

<所要額（公費ベース）>
 1号：約31億円 ※就園奨励費含む
 2・3号：約37億円

1. 市町村民税非課税世帯の第2子無償化

1号認定子ども：1,500円 2号認定子ども：3,000円 3号認定子ども：4,500円

0円

2. 年収約360万円未満相当世帯の保護者負担軽減

◆ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置を更に拡充する。 ※ひとり親世帯等について、第3階層は第2子以降、第2階層は第1子以降は、既に無償。

○1号認定子どもについて

階層区分	平成27年度 保護者負担額（月額）	平成28年度 保護者負担額（月額）
第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下（年収約360万円未満相当）	第1子 15,100円	7,550円（負担軽減後の半額）

○2・3号認定子どもについて

※下記の保護者負担額は全て3歳以上児の保育標準時間認定の場合

第3階層 市町村民税所得割課税額 48,600円未満（年収約330万円未満相当）	第1子 15,500円	7,750円（負担軽減後の半額）
第4階層の一部 市町村民税所得割課税額 97,000円未満 （年収約360万円未満相当世帯まで）	第1子 27,000円	13,500円（基準額表の半額）

平成29年度（負担軽減の拡充）

保護者負担額（月額）

3,000円

6,000円

6,000円

◆その他の世帯の保護者負担を以下のとおり軽減する。

○1号認定子どもについて

第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下 （年収約360万円未満相当）	第1子 16,100円	（同左）
	第2子 8,050円	

14,100円

7,050円

平成29年度における特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)(案)

○ 平成29年度予算案に基づき国が定める利用者負担の上限度基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおり。
 注:青字、緑字、赤字は平成29年度における「幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進」によるもの。

教育標準時間認定の子ども (1号認定)

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む) (～約270万円)	3,000円 [0円] ※第2子以降は0円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下 (～約360万円)	16,100円→14,100円 [7,550円→3,000円]
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下 (～約680万円)	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上 (約680万円～)	25,700円

← 多子カウント年齢制限なし → " 有り (小学校3年生以下) →

保育認定の子ども (2号認定：満3歳以上) (3号認定：満3歳未満)

階層区分	利用者負担		利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯 (～約260万円)	6,000円 [0円] ※第2子以降は0円	6,000円 [0円] ※第2子以降は0円	9,000円 [0円] ※第2子以降は0円	9,000円 [0円] ※第2子以降は0円
③所得割課税額 48,600円未満 (～約330万円)	16,500円 [7,750円→6,000円]	16,300円 [7,650円→6,000円]	19,500円 [9,250円→9,000円]	19,300円 [9,150円→9,000円]
④所得割課税額 57,700円未満 [77,101円未満] (～約360万円)	27,000円 [13,500円→6,000円]	26,600円 [13,300円→6,000円]	30,000円 [15,000円→9,000円]	29,600円 [14,800円→9,000円]
⑤所得割課税額 169,000円未満 (～約640万円)	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満 (～約930万円)	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満 (～1,130万円)	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上 (1,130万円～)	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

← 多子カウント年齢制限なし → " 有り (小学校就学前) →

※1 [] 書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の額。
 ※2 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。
 ※3 1号認定は小学3年以下の範囲、2・3号認定は小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。ただし、年収約360万円未満相当の世帯においては多子のカウントにおける年齢制限を撤廃し、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については2人目以降については0円とする。
 ※4 給付単価を限度とする。
 ※5 1号認定においては、平成26年度の保育料等の額が市町村が定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認める(経過措置)。

保育所等整備交付金

(平成28年度予算) (平成29年度予算案)
 534.2億円 → 564.0億円

【趣旨】

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育所等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。

また、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)して、保育園等の整備を推進する。

【対象事業】

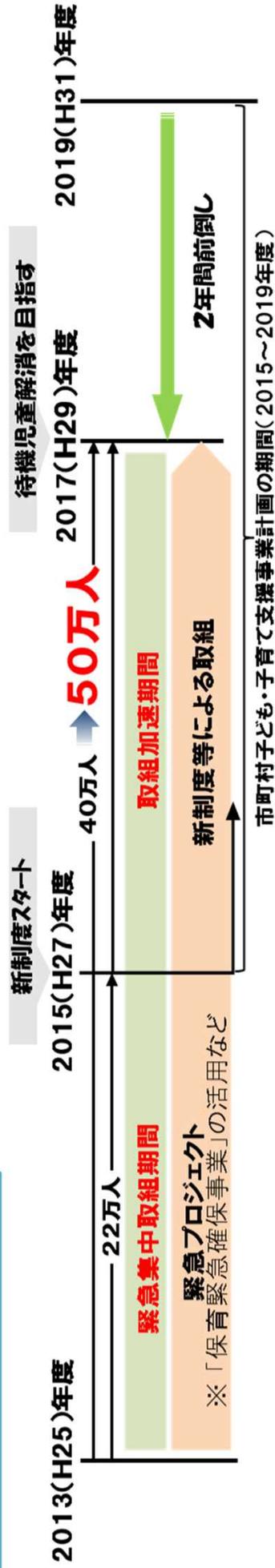
- ・ 保育所緊急整備事業 449.5億円 → 494.8億円
- ・ 認定こども園整備事業(幼稚園型) 41.1億円 → 30.9億円
- ・ 小規模保育整備事業 43.6億円 → 30.5億円
- ・ 保育園防音壁設置事業 7.8億円

【実施主体】 市町村(特別区含む。)

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等(公立施設を除く)

【補助率】 1/2(待機児童解消加速化プランに参加する場合は2/3)

待機児童解消加速化プラン



(保育対策総合支援事業費補助金 394.8億円の内数)

【事業内容】

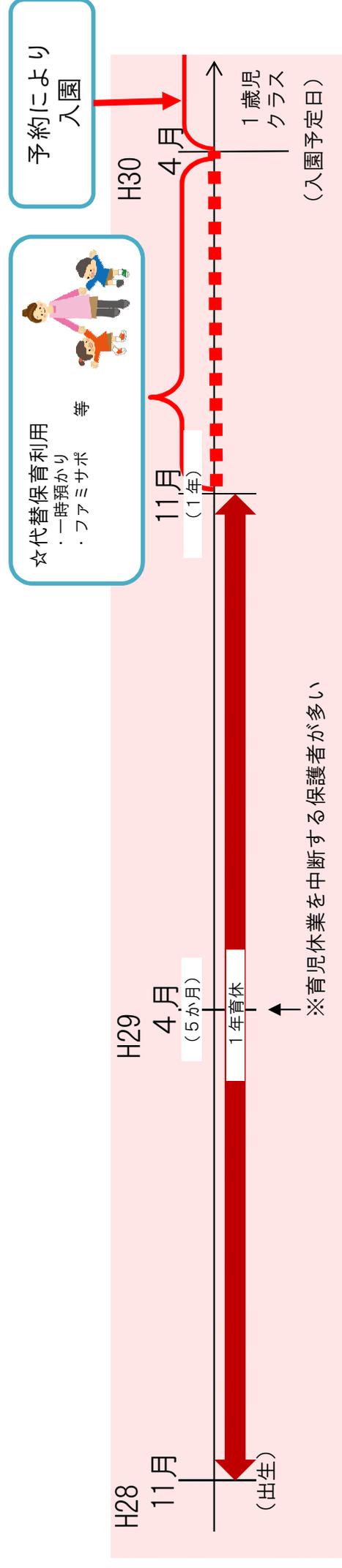
0歳児期間に育児休業を取得した場合、職場復帰に向け、保育園に入園できるかどうかの不安を解消するため、

- ① 育児休業明けから保育園に入園する翌4月までの間にける一時預かりやファミリー・サポート・センターなどの代替サービスの利用料を支援
- ② 当該保育園が予約制を導入するために必要な保育、予約児童が入園するまでの間の保護者からの相談、自治体との連絡調整等に対応するための職員1人分の人件費を加算

【実施主体】市町村 【補助率】国 1/2 市町村 1/2

1. 育休明けから4月までの代替保育の利用支援

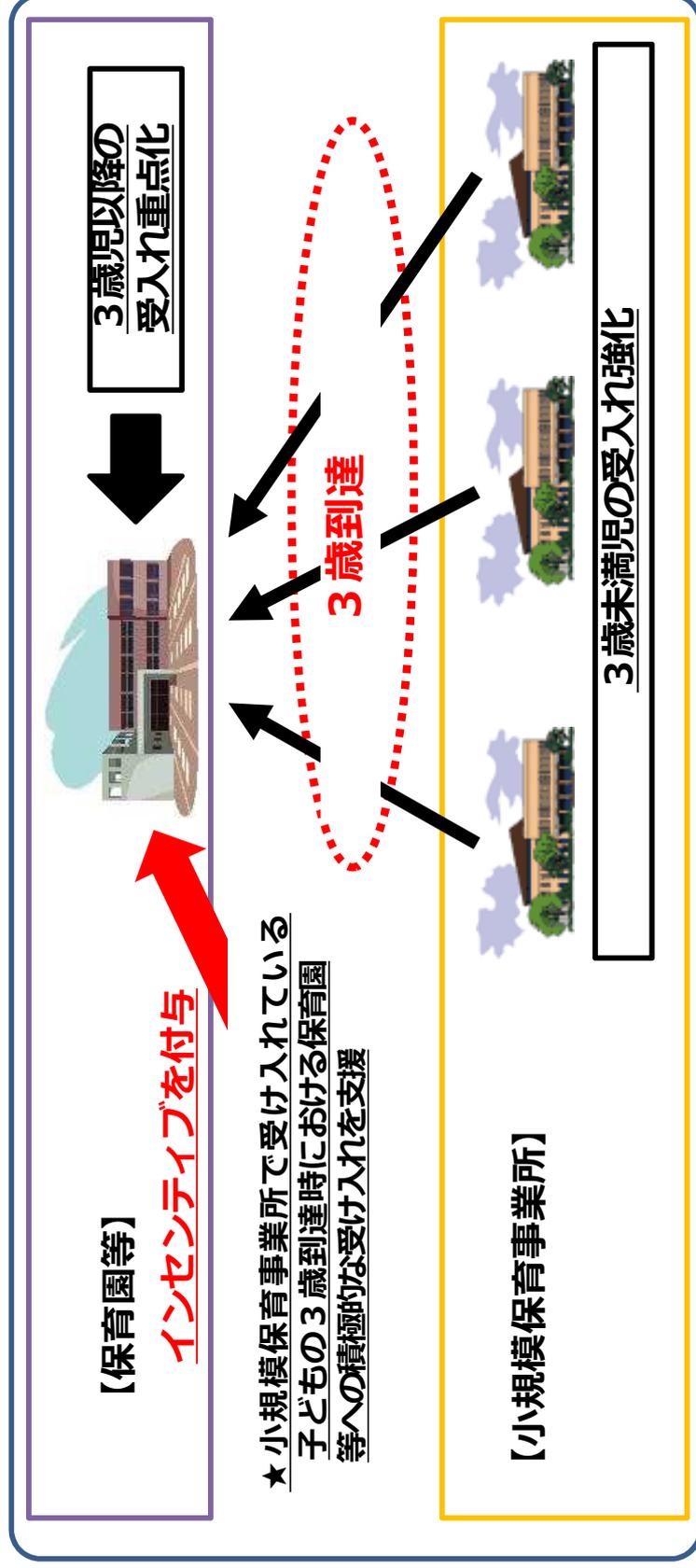
-553-



2. 保育園が予約制を導入するために必要な、保育・相談支援・連絡調整等を行うための人材の配置を支援

(保育対策総合支援事業費補助金 394.8億円の内数)

- 小規模保育事業など、3歳未満の子どもの受け皿拡大を進める一方、当該子ども3歳到達時における保育園等への接続が課題となっている。
- このため、「サテライト型小規模保育事業」を創設し、保育園等において3歳児以降の子どもの受入れを重点的にを行い、小規模保育事業所等と積極的に接続を行った場合に要する費用の一部を補助する。



【実施主体】	市区町村
【補助率】	国 1/2 市町村 1/2
【補助額】	1か所当たり 4,312千円

(保育対策総合支援事業費補助金 394.8億円の内数)

【事業概要】

土地等所有者と保育園整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育園等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

【実施主体】

都道府県、市区町村

【拡充内容】

民有地マッチング事業を拡充し、保育園等の設置や増設に向けた地域住民との調整や、地域活動への参加など、保育園等の設置、運営の円滑化を推進するため、市区町村又は保育園等にコーディネーターを配置することを新たに支援する。(別添参考を参照)

【補助率】

国 1/2 都道府県 1/2

※市区町村が実施する場合は 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

【補助額】

コーディネーター配置経費 1か所当たり 4,000千円

地域連携コーディネーターの機能強化

○ 保育園等の設置の際の地域住民との合意形成、保育園等設置後における3歳児の保育園等への接続支援、地域活動への参加、保護者等への相談援助の実施など、保育以外の取組を積極的に行う自治体・保育園等に対し、当該取組の実施に必要な人員の配置を支援する。

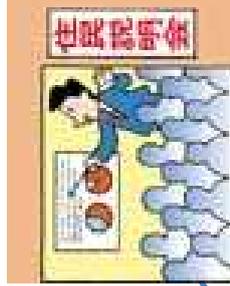
機能強化

開所前

【保育園等】



住民説明会の開催



住民との調整
・合意形成



- 保育園設置に向けた地域住民との調整・合意形成
- 保育園・自治体間の連携 など



開所後

3歳児の保育園等への接続

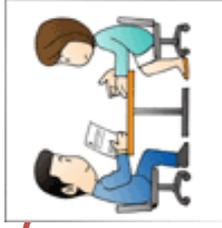


3歳児の保育園等への接続

地域活動への参加



保護者等への
相談援助



- 3歳児の保育園等への接続支援
- 地域活動への参加
- 保護者等への相談援助 など

地域連携コーディネーター

自治体・保育園等に配置（民間事業者への委託も可）

【事業内容】

医療的ケア児について、その保護者や児童が保育園利用を希望される場合に、受け入れることができる保育園の体制の整備を行う。

医療的ケア児とは

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児。

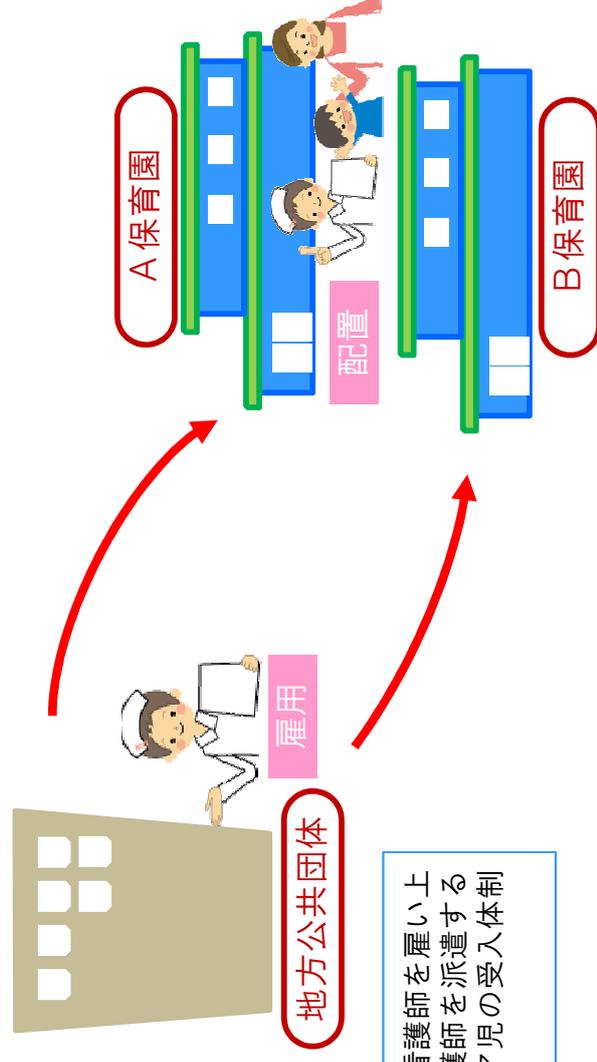
地方公共団体において看護師を雇い上げた際の費用を補助し、医療的ケア児の受け入れを行う保育園等に必要に応じて看護師を派遣する。

あわせて、医療的ケア児を受け入れるに当たって以下の取組を実施。

- ・ 保育士のたん吸引等を実施するための研修受講を支援する。（当該研修に係る代替職員の配置等）
- ・ 医療的ケア児受け入れの際に、（研修受講済み）保育士を補助する保育士等の加配を行う 等

【実施主体】 都道府県又は市町村

【補助率】 国 1 / 2 都道府県・指定都市・中核市 1 / 2
 （市町村が実施する場合は、国 1 / 2 都道府県 1 / 4 市町村 1 / 4）



地方公共団体において看護師を雇い上げ、保育園に対して看護師を派遣することにより、医療的ケア児の受入体制を整える。

1. 大綱の概要

企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等について課税標準の特例措置を講ずるとともに、事業所内保育事業（利用定員が1人以上5人以下）等の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置について所要の見直しを行う。

2. 制度の内容

※「○」：非課税、「×」：全部課税

	企業主導型保育 (H29/4/1～H31/3/31に助成を受けた事業者)	
	現行	改正後
固定資産税	×	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合(注)
都市計画税	×	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合(注)
事業所税	×	課税標準が 価格の1/4
関税 (給食用脱脂粉乳)	×	○

(注)助成を受けた後、5年間の時限措置

	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内 保育事業(利用定員が1人以上5人以下)	
	現行	改正後
固定資産税	課税標準が 価格の1/2	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合
都市計画税	課税標準が 価格の1/2	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合
事業所税		○
不動産取得税	課税標準が 価格の1/2	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 都道府県の条例で定める割合

保育園等に土地を貸す際に固定資産税の減免が可能な旨の明確化

- 保育園等の用に供する土地については、固定資産税は非課税。また、保育園等のために土地を貸し付けた所有者も、非課税措置の対象。
- ただし、その土地を有料で貸し付けている所有者に対しては、税負担の公平等の観点から、課税できることとされている。
- 保育園等用地の確保に困難を抱える地方自治体においては、土地提供のインセンティブの一つとして、補助金など他の施策に加え、土地を有料で貸し付けている所有者に対する固定資産税の減免を検討することは可能。
- このような地方税法の規定の趣旨について、平成28年9月16日付けで総務省と協議の上通知を発出し、保育園等のための土地の確保に取り組む地方自治体を支援。

土地の所有者＝保育園等の経営者の場合

土地の所有者
(保育園等の経営者)

保育園、幼稚園、認定こども園等

固定資産税は非課税

土地の所有者≠保育園等の経営者の場合

土地の所有者

固定資産税を課税している
地方自治体が多い
(無償貸与の場合は非課税)

土地の貸与

貸付料

保育園等の経営者

保育園、幼稚園、認定こども園等

保育園等用地の確保に困難を抱える地方自治体では、
補助金等の様々な施策を検討

固定資産税の減免を検討することも可能な旨の明確化

企業主導型保育事業(仕事・子育て両立支援事業費補助金)

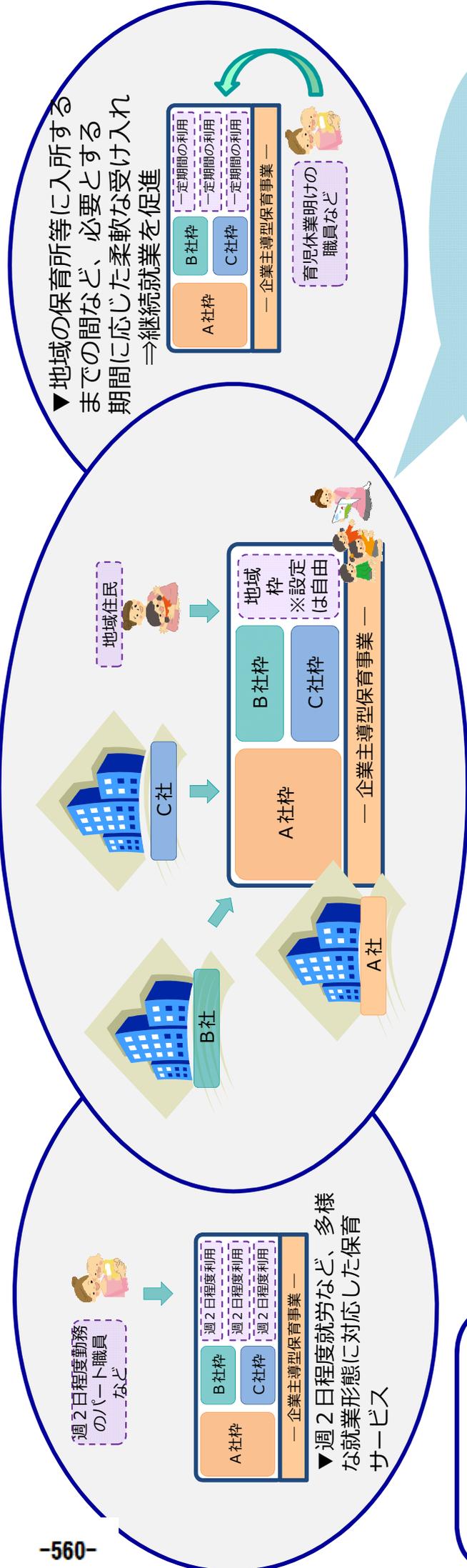
平成29年度予算案 1,309億円(797億円)

【事業概要】

- ◎平成25年4月に「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成25年度から平成29年度末までの5年間で新たに50万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童解消を図ることとしている。
- ◎事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就業形態に対応した保育サービスの拡大を支援する仕組みにより、約5万人分の保育の受け皿の整備を進めていく。

【平成29年度予算案における主な充実内容】

- ◎認可保育所等の取扱を踏まえ、保育士等の処遇改善等を実施
- ◎保育補助者雇上強化に関する補助の実施
- ◎防犯・安全対策強化に関する補助の実施



本事業の特徴

- 設置に市区町村の関与なし
- 利用も直接契約
- 地域枠設定も自由
- 複数企業の共同利用も自由

- 多様な勤務形態に対応した多様な保育サービスも可能
- 整備費・運営費を補助

多様な就業形態に対応した延長保育、夜間保育、休日保育等多様な預かりを必要に応じて実施

【平成29年度予算案における主な充実内容】

◎「認可保育所等の取扱を踏まえ、保育士等の処遇改善等を実施

「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)及び「未来への投資を実現する経済対策」について(平成28年8月2日閣議決定)における記載内容「2%相当の処遇改善と、保育士としての技能・経験を積んだ職員関する4万円程度の追加的な処遇改善」を踏まえた認可保育所の取り扱いを踏まえ、保育士等の処遇改善を実施する。

【具体的な加算の要件等については、追ってお示いたします。】

◎保育補助者雇上強化に関する補助の実施

保育士資格を持たない短時間勤務の保育補助者の雇い上げにより、保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の雇用管理改善や労働環境改善を実施(例えば、保育日誌の記入、翌日の準備、定期的な行事の準備及び当日対応、保育士との共同による保育の実施等を実施)した場合に、保育補助者の雇上に係る経費を助成する。

【1か所当たり、2,215千円/年を予定】

◎防犯・安全対策強化に関する補助の実施

保育施設における事故防止や事故後の検証等のためのカメラやベビーセンサーの設置費用を補助する。

【1か所あたり、上限10万円を予定】

小規模保育事業の入園対象年齢の拡大について

1. 現行制度の考え方

- 現行制度において、小規模保育事業の入園対象年齢は原則0～2歳(※)であり、
 - ①都市部においては、待機児童の80%以上が0～2歳児であり、その解消を図ること
 - ②人口減少地域では、身近な地域での子育て支援機能を確保することを目的として、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度に新たに位置付けられた。
- ※現行法においては、保育の提供体制等の地域の事情を勘案して、例外的に3歳以上の入園も可能と規定。

2. 東京都の要望内容・理由

- 国家戦略特区において、小規模保育事業の入園対象年齢を0～5歳(あるいは3～5歳)とすること。
- 要望の理由は、都市部においては、
 - ①3歳以降に通うことになる連携施設の設定が困難との指摘があること
 - ②3歳以降の受け皿が十分確保されていないこと等により待機児童が発生し、現行制度の前提が崩れているため。

3. 対応案

- 待機児童の多い国家戦略特区内に限って、0～5歳を対象とする小規模保育事業を認めることとする。(国家戦略特別区域法改正による児童福祉法の特例措置)
- 併せて、3歳以上を預かる小規模保育事業には、以下の条件を設ける。
 - ①異年齢で構成されるグループ保育においては、個々の発達過程等に応じた適切な支援ができるよう配慮すること。
 - ②3歳以上児については、個の成長と、友達との相互的・協力的な活動が促されるよう配慮すること。
 - ③上記①・②について配慮しているか、事業者は市町村を通じて都道府県に報告するとともに、都道府県はその情報を公表すること。
- 現行の小規模保育事業と同様の設備運営基準や保育所保育指針等を適用すること。
- 3歳以上児に係る公定価格については、3歳以上児の人員配置基準等を踏まえたものとする。
- 国家戦略特別区域法の改正後速やかに施行※必要な公定価格の設定等も改正法の施行までに準備

病児保育事業について

○ 保育を必要とする乳幼児等が疾病にかかっている場合に、保育所、病院、診療所等において保育を行う事業。

＜事業類型毎の概要＞

	① 病児対応型・病後児対応型	② 体調不良児対応型	③ 非施設型（訪問型）
事業内容	地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業 ※平成23年度から実施
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから（病後児の場合は、病気の回復期）、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳幼児又は小学校に就学している児童	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児
実施主体	市町村（特別区を含む）（市町村が認めた者へ委託等も可）		
実施要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 看護師等：利用児童おおむね10人につき1人以上配置 保育士：利用児童おおむね3人につき1人以上配置 ■ 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 看護師等を常時1人以上配置（預かる体調不良児の人数は、看護師等1人に対して2人程度） ■ 保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 預かる病児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか1人に対して、1人程度とすること等
交付実績（H27年度）	1,395か所 (病児対応型：789か所、病後児対応型：606か所) (延べ利用児童数 約61万人)	822か所	9か所
補助率	国 1 / 3 都道府県 1 / 3 市町村 1 / 3 [子ども・子育て支援交付金 981.8億円の内数(H28年度)]		

○ 子ども・子育て支援新制度施行に伴う改善（平成27年度～）

1 病児対応型、病後児対応型について、利用の少ない日において地域の保育所等への情報提供や巡回など地域全体の保育の質の向上につながる機能を評価し、基本分補助単価の改善を行う。

2 体調不良児対応型について、看護師等2人以上配置としている実施要件を、看護師等1人以上の配置で実施できるよう改善を行う。

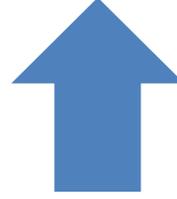
○ 送迎対応の実施（平成28年度～）

上記①及び②において、看護師等を追加配置し、保育所等において保育中に体調が悪くなった体調不良児を送迎し、保育を実施する場合に、看護上費等を補助する。

保育所に比べ定員規模の小さい小規模保育所、事業所内保育（19人以下）で行う延長保育や、夜間勤務や交代制勤務など多様な就労形態に対応するための夜10時以降に行う延長保育に関する平均対象児童数を見直し、1時間延長であれば2人以上、2時間延長は1人以上、3時間以上の延長は1人以上（家庭的保育事業と同様の設定）とし、その利用を促進する。

現 行

時間区分	必要となる1日当たり平均対象児童数
30分	1人
1時間	<u>6人</u>
2時間	<u>3人</u>
3時間以上	<u>3人</u>



見直し後（平成29年度～）

時間区分	必要となる1日当たり平均対象児童数
30分	1人
1時間	<u>2人</u>
2時間	<u>1人</u>
3時間以上	<u>1人</u>

認可保育園等への移行を目指す、認可外保育施設の設置者の皆さまへ

認可保育園等への移行に向けて

認可保育園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業へ移行したいが、「どうすればいいかわからない」「なにか支援を受けないと難しい」という認可外保育施設の設置者の皆さま、この資料をご覧ください『認可化移行支援強化事業』をご活用ください。

～はじめに～ 『認可化移行支援強化事業』とは？ **活用できる支援策の一覧** P1

まずは、何をすればいいの？ **STEP 1** **計画を作成しましょう！** P2
 ◆課題の把握 ◆計画の作成

計画にそって準備スタート！ **STEP 2** **課題を解決しましょう！**
 ① 人材確保編 P3
 ② 施設・設備編 P4

移行に向けて運営開始です！ **STEP 3** **基準を満たす運営をしましょう！** ... P5
 ◆認可の基準を満たす運営 ◆安心、安全な保育の実施

いよいよ認可保育園等に移行!! **どんな補助や支援を受けられるの？** **3つのメリット** P7

【参考】認可外保育施設の現状 P9

～はじめに～ 『認可化移行支援強化事業』とは？ **活用できる支援策の一覧**

○ 認可保育園・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業への移行を目指す認可外保育施設に対し、移行の課題の解決等に必要な支援を行うことにより、認可保育園等への速やかな移行を促進します。
 (保育対策総合支援事業費補助金、子どものための教育・保育給付費補助金)

認可外保育施設
 認可外保育施設の数 (H27.3.31)
 ・事業所内保育施設.....4,593か所
 ・ベビーホテル、その他...8,038か所

認可保育園への移行を希望 (41.8%)
 認可外保育施設としての運営を継続等 (58.2%)
 ※移行しない理由や課題(基準に満たない/手続き・経理が煩雑)などを分析しつつ支援

【STEP 1】計画の作成
課題の把握、計画の作成
 ① 移行の支障となる課題を把握 (保育人材の確保、施設設備の改修等)
 ② ①の課題を基に計画を作成 ※地方単独保育施設以外は5年以内の計画を作成
支援策 → P2参照
 ◆認可化移行調査費等支援事業
 【相談先】都道府県・市町村

【STEP 2】課題の解決
課題① (人材確保) の解決
 【参考】人材確保を課題としている施設 (2,389か所) の各問題点の割合
 ・保育士の有資格者や保育従事者の配置数... 77.6%
 ・調理員を置いていない... 50.1%
 ・嘱託医がいない... 33.2%
支援策 → P3参照
 ◆認可外保育施設保育士資格取得支援事業
 【申請先】都道府県・指定都市・中核市
 ◆① 保育士・保育園支援センター設置運営事業
 ② 保育人材就職支援事業
 【相談先】① 都道府県・指定都市・中核市 ② 市町村

課題② (施設・設備) の解決
 【参考】施設・設備の充実を課題としている施設 (2,164か所) の各問題点の割合
 ・乳児室、保育室の面積... 43.3%
 ・調理室がない... 40.6%
 ・児童用便所がない... 20.5%
支援策 → P4参照
 ◆認可化移行改修費等支援事業
 ◆認可化移行移転費等支援事業
 【申請先】いずれも市町村 **ほか**

【STEP 3】基準を満たす運営
 認可保育園等への移行を目指す施設を運営 (上限5年間)
 ① 認可の基準を満たす運営
支援策 → P5参照
 ◆認可化移行運営費支援事業
 【申請先】市町村

② 安心、安全な保育の実施
支援策 → P6参照
 ◆認可外保育施設における事故防止等推進事業
 【申請先】都道府県・市町村
 ◆保育園等の事故防止の取組強化事業
 【相談先】都道府県・市町村

認可保育園等へ
 運営費、整備費等の3つのメリット → P7・8参照

<資料出所> 厚生労働省保育課「平成26年度認可外保育施設の現状取りまとめ」/厚生労働省「平成24年地域児童福祉事業等調査(その他の認可外保育施設の結果)」

【STEP 1】 計画を作成しましょう！

認可保育園等へ移行するため、まずは「① 課題の把握」と「② 計画の作成」をします。

① 自らの施設が、認可保育園等へ移行するに当たって支障になっている課題を把握しましょう

（考えられる課題）

人材確保

- ・保育士資格を有している職員の数足りない
- ・保育従事者の職員の数足りない
- ・調理員を置いていない
- ・嘱託医がいない

施設・設備

- ・乳児室、ほふく室、保育室の面積基準を満たさない
- ・屋外遊戯場がない、近くに屋外遊戯場の代わりになる公園等がない
- ・調理室がない
- ・児童用便所がない

② ①で把握した課題を基に、認可保育園等へ移行するための計画を作成しましょう

計画の例

- ・施設・設備面での課題解決 → 施設・設備の改修計画
- ・保育人材の確保 → 通信制等の指定保育士養成施設を卒業することによる職員保育士資格の取得計画
- ・保育内容の向上と適切な施設運営 → 移行に必要な保育内容や施設運営等の計画

移行期間の上限は5年間です

★計画は、5年以内に認可保育園等へ移行できるように考えましょう。

活用できる支援策

○ 認可化移行調査費等支援事業

① 認可化移行可能性調査支援事業

- ・移行のための課題把握に関する調査・診断や、計画書の作成についての支援が受けられます。

② 認可化移行助言指導支援事業

- ・移行のために必要な保育内容や施設運営等について、助言・指導を受けられます。

【都道府県または市町村の保育担当窓口にご相談ください】

【STEP 2】 課題を解決しましょう！ ～人材確保編～

認可保育園等への移行準備として「① 人材確保」に関する課題を解決します。

① 【STEP 1】で作成した計画に基づいて、保育士や保育従事者を確保しましょう

（認可保育園への移行に当たっての課題の状況）

・保育士資格を有している職員や保育従事者の数が足りない 【77.6%】

・調理員を置いていない 【50.1%】 ・嘱託医がいない 【33.2%】

▶▶▶ 解決策1 無資格の保育従事者による保育士資格の取得

活用できる支援策（補助金の申請先：都道府県、指定都市、中核市）

○ 認可外保育施設保育士資格取得支援事業

- ・保育士取得のために必要な養成施設の受講料の補助（1/2相当）が受けられます。
- ・研修を受講する保育従事者の代替要員※を雇うための費用（代替雇上費用）に関して、補助が受けられます。

※ 保育士資格の取得を目指す保育従事者が、通信制等の指定保育士養成機関の保育実習へ参加する場合などに伴う代替要員

	基準額
受講料の補助	30万円
代替雇上費用	6,240円/日

【補助率】 国3/4 都道府県・指定都市・中核市1/4

▶▶▶ 解決策2 マッチング支援による新たな保育士の確保 【地方自治体がマッチングを実施】

活用できる支援策

① 保育士・保育園支援センター設置運営事業

- ・センターに配置されたコーディネーターによる、「潜在保育士」等の就職あっせん等が受けられます。

【都道府県、指定都市、中核市の保育担当窓口にご相談ください】

② 保育人材就職支援事業（新規：H29予算案）

- ・市町村による「潜在保育士」の再就職支援や、新卒の人材確保等に関する支援が受けられます。

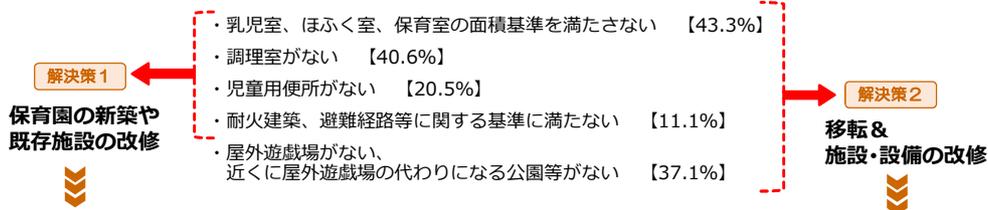
【市町村の保育担当窓口にご相談ください】

【STEP 2】 課題を解決しましょう！ ～施設・設備編～

認可保育園等への移行準備として「② 施設・設備」に関する課題を解決します。

② 【STEP 1】で作成した計画に基づいて、施設・設備の改修等により基準を満たしましょう

〈認可保育園への移行に当たっての課題の状況〉



活用できる支援策（補助金の申請先：市町村）

- 保育園等整備交付金
- 認可化移行改修費等支援事業（保育園等改修費等支援事業）

	基準額
新築	1億8,140万円（※）
施設の改修	3,200万円

【補助率】国1/2 市町村1/4 設置主体1/4
 （待機児童解消加速化プランに参加する等の場合：国2/3 市町村1/12 設置主体1/4）

・保育園の新築や、現在の施設を保育園として改修する場合の費用の一部の補助が受けられます。

（※）B地域都市部、90人定員の
 場合（例：神奈川県横浜市）
 基準額のうち1/4は、
 設置者負担があります。

活用できる支援策（補助金の申請先：市町村）

- 認可化移行移転費等支援事業

・基準を満たすために必要な経費（移転費、仮設設置費）の補助が受けられます。

	基準額	【補助率】
移転費	120万円	国1/2
仮設設置費	380万円	都道府県1/4 市町村1/4

- 保育園等整備交付金
- 認可化移行改修費等支援事業

【STEP 3】 基準を満たす運営をしましょう！

認可保育園等への移行に向けて「① 認可の基準を満たす運営」をします。

① 【STEP 2】により課題を解決しつつ、認可保育園等の基準を満たす運営をしましょう

認可保育園等への移行を目指す期間（＝課題の解決に取り組む期間：5年間）は、運営費に関しても補助が受けられます。

活用できる支援策（補助金の申請先：市町村）

- 認可化移行運営費支援事業

・職員配置、施設・設備の基準を満たす見込みがある場合、以下の配置状況に応じて運営費の補助が受けられます。

【基準額】

児童1人当たり月額	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児	モデルケース（月額） ※利用児童数25人の場合
有資格者比率1/3以上の場合	72,000円	39,000円	15,000円	12,000円	約947万円
有資格者比率6割以上の場合	89,000円	48,000円	18,000円	15,000円	約1,166万円
有資格者比率10割 （認可の基準）を満たす場合	107,000円	57,000円	22,000円	18,000円	約1,394万円

※モデルケースは、平成26年度認可外保育施設の現況取りまとめに基づき、平均利用児童数・年齢別児童数を算出し、試算したものです。

【開設準備費加算】新設または定員増を行う場合の増加した定員分…定員1人当たり 7,500円

【補助率】国1/2 都道府県1/4 市町村1/4 または、国1/2 指定都市・中核市1/2

※地方単独保育施設から認可保育園等へ移行する場合に受けられる支援策

- 運営費の補助 … 認可保育園等へ移行する計画の計画期間を上限に補助（5年以上の場合もあり）
- 地方単独保育施設加算 … 【基準額】保育料補助：児童1人当たり 月額5,000円（H29予算案 月額2万円）
 ※当該施設の保育料と認可保育園の平均保育料との差額が上限【補助率】国10/10

補助期間は上限5年

【STEP 3】 基準を満たす運営をしましょう！

認可保育園等への移行に向けて「② 安心、安全な保育の実施」をします。

② 安心、安全な保育ができる環境の整備、職員の資質向上に取り組みましょう

取組 その1 事故防止、防犯対策の取組を行うことで、安心、安全な保育を実施します。

活用できる支援策（補助金の申請先：都道府県または市町村）

○ 認可外保育施設における事故防止等推進事業（H28補正）

・認可保育園、認定こども園、小規模保育事業への移行を目指す施設に対し、事故防止や事故後の検証、防犯対策の強化のためのカメラの設置等に必要な経費の補助が受けられます。

【補助率】 国 3 / 4 都道府県または市町村 1 / 4

	基準額
設置か所 1 か所当たり	10万円

取組 その2 事故防止研修の受講、地方自治体の巡回支援指導を受けることで、安心、安全な保育を実施します。【地方自治体が研修や巡回支援指導を実施】

活用できる支援策

○ 保育園等の事故防止の取組強化事業（新規：H29予算案）

研修事業：死亡事故等の重大事故の防止を内容とした研修を受講できます。

巡回支援指導員によるアドバイス：睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面において、地方自治体の巡回支援指導員によるアドバイスが受けられます。

【都道府県または市町村の保育担当窓口にご相談ください】

6

いよいよ 認可保育園・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業に移行 !!

移行したら、どんな補助や支援を受けられるの？ 3つのメリット

○ 認可保育園等へ移行すると、認可保育園等の運営に係る費用（人件費・物件費）、認可保育園等の老朽化に伴う修繕や増築・改築に必要な費用等の補助など、様々な支援を受けることができます。

移行のメリット 1 認可保育園等の運営に係る費用（人件費・物件費）を受けることができます。

運営費の例

○ 施設型給付、地域型保育給付

・就学前児童が教育・保育施設や事業者から受けた教育・保育の提供に要した費用について財政支援が受けられます。

【給付額の例】

施設・定員の例		給付額の例
認可保育園	定員 90名	年間 約 1億359万円
小規模保育事業（A型）	定員 19名	年間 約 5,055万円

※上記の運営費は、都市部（東京都特別区）の認可保育園等を例に、施設を利用している就学前児童の年齢別構成割合や、加算の適用について、一定の前提を置いて試算したモデルケースです。

【負担率】 国 1 / 2 都道府県 1 / 4 市町村 1 / 4

移行のメリット 2 認可保育園等の老朽化に伴う修繕や増築・改築に必要な費用の補助を受けることができます。

施設整備費の例

（例）神奈川県横浜市にある90名定員の認可保育園が、老朽化により全て建て替えを行う場合

○ 保育事業者は、1億8,140万円の3 / 4（＝1億3,605万円）の補助が受けられます。

※そのうち、4,535万円は保育事業者が負担

○ 設計料や土地を借りて認可保育園を設置している場合の土地借料などについて、別途加算が受けられます。

※設計料加算は基準額の5%、土地借料加算は1,620万円（540万円は保育事業者が負担）など

7

移りのメリット 3 その他、下記『保育対策総合支援事業』の様々なメニューによる補助や支援を受けることができます。

『保育対策総合支援事業費補助金』 (H29予算案)

事業内容

- 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、自治体の待機児童解消に向けた取組を強力に支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
- また、総合的な保育人材確保策を講じることにより、保育の受け皿拡大に必要となる保育人材の確保を図る。
- その他、障害児の受け入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

対象事業

I 保育士確保対策

- ① 保育士・保育園支援センター設置運営事業【拡充】
- ② 保育士資格取得支援事業
- ③ 保育士借働き上げ支援事業【拡充】
- ④ 保育体制強化事業
- ⑤ 保育士試験による資格取得支援事業
- ⑥ 保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- ⑦ 保育士試験追加実施支援事業
- ⑧ 保育補助者雇上強化事業
- ⑨ 若手保育士や保育事業者への巡回支援事業
- ⑩ 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業
- ⑪ 保育園等における業務集約化推進事業【新規】
- ⑫ 保育人材就職支援事業【新規】

II 小規模保育等の改修等

- ① 保育園等改修費等支援事業
- ② 保育園設置促進事業
- ③ 都市部における保育園への賃借料支援事業【新規】

III その他事業

- ① 民有地マッチング事業【拡充】
- ② 認可化移行調査費等支援事業
- ③ 認可化移行移転費等支援事業
- ④ 広域的保育園等利用事業
- ⑤ 認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- ⑥ 保育環境改善等事業
- ⑦ 家庭支援推進保育事業
- ⑧ サテライト型小規模保育事業【新規】
- ⑨ 保育利用支援事業（入園予約制）【新規】
- ⑩ 医療的ケア児保育支援モデル事業【新規】
- ⑪ 保育園等の事故防止の取組強化事業【新規】
- ⑫ 保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業【新規】

8

【参考】 認可外保育施設の現状

1 施設数、入所児童数の状況
(平成27年3月31日現在)

区分	施設数(か所)	入所児童数(人)
ベビーホテル	1,749	32,523
その他の認可外保育施設	6,289	169,007
事業所内保育施設	4,593	73,792
合計	12,631	275,322

<資料出所>
「平成26年度認可外保育施設の現状取りまとめ」
(厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ)

2 施設の今後の方向性
(平成24年10月1日現在)

区分	認可外として運営を継続等	認可保育園への移行を希望
ベビーホテル	67.0%	33.0%
その他の認可外保育施設	58.2%	41.8%
事業所内保育施設	86.7%	13.3%

<資料出所>
「平成24年地域児童福祉事業等調査」
(厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ)

3 認可保育園等へ移行しない理由や課題

- ・認可の基準（職員配置、施設・設備等）に満たない
- ・手続き、経理が煩雑 など



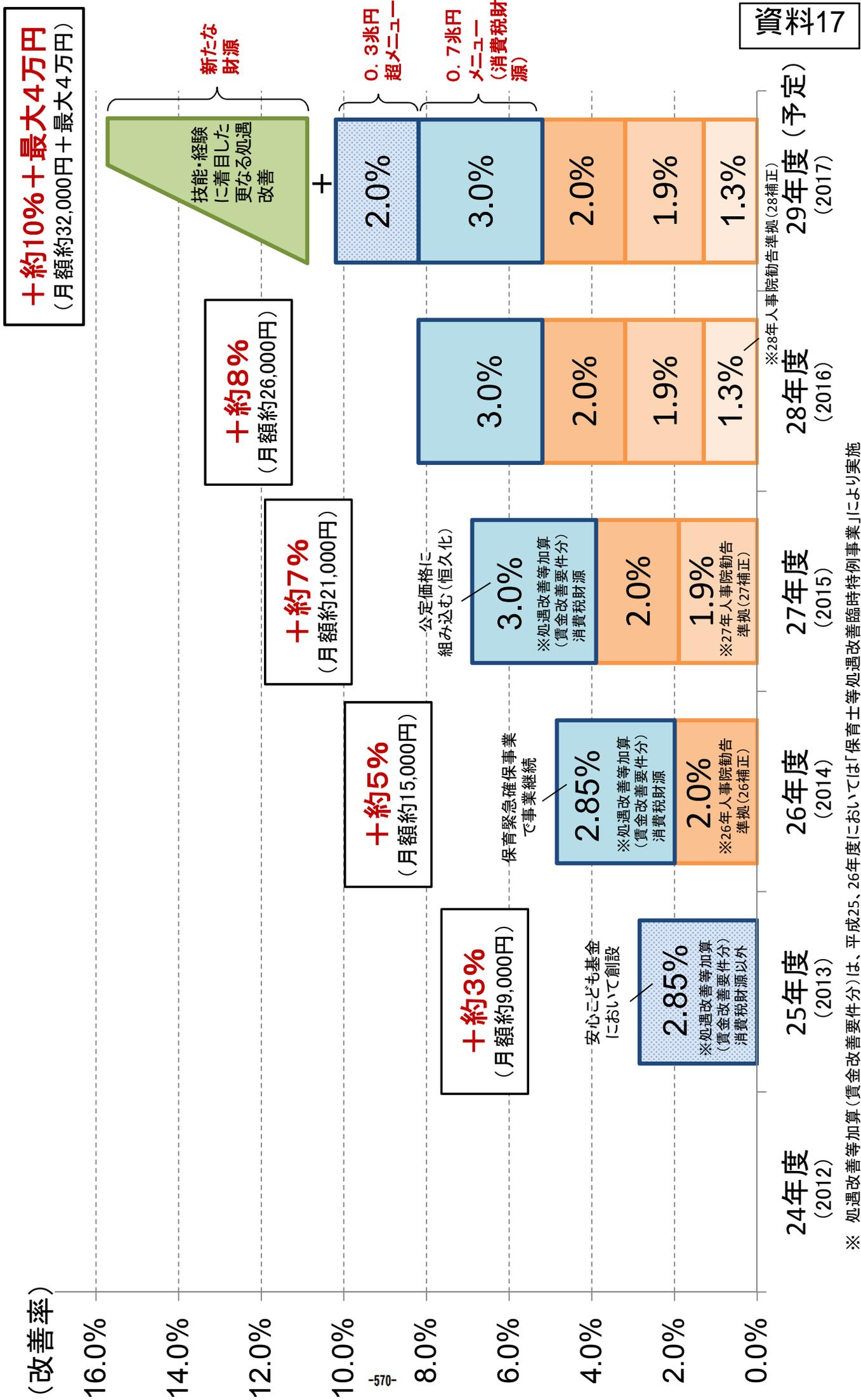
**『認可化移行支援強化事業』を
ぜひ、ご活用ください。**



厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

9

保育士等の処遇改善の推移(平成24年度との比較)



※ 処遇改善等加算(賃金改善要件分)は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額

技能・経験に応じた保育士等の処遇改善の仕組みについて

1 概要

- ・ 副主任保育士・専門リーダー（仮称・月額4万円の処遇改善の対象（園長・主任保育士等を除いた職員の概ね1/3））・職務分野別リーダー（仮称・月額5万円の処遇改善の対象（園長・主任保育士等を除いた職員の概ね1/5））等を設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築し、保育士等の処遇改善に取り組む保育園等に対して、キャリアアップによる処遇改善に要する費用を公定価格に上乘せを行う。（公定価格上の加算の創設）

2 要件

- ・ 加算額を確実に賃金改善に充てるため、賃金改善計画の策定及び実績報告を行うこと（現行の処遇改善等加算と同様）
- ・ キャリアアップの仕組みを構築する観点から、対象者について、発令等を行っていること
- ・ 処遇改善の対象者が以下の基準を満たすものとなっていること

＜月額4万円の処遇改善の対象者＞

- ・ 経験年数が概ね7年以上
- ・ キャリアアップ研修のうち4分野以上の研修を受講していること

＜月額5万円の処遇改善の対象者＞

- ・ 経験年数が概ね3年以上
- ・ キャリアアップ研修のうち担当する分野の研修を受講していること

※ 経験年数は「概ね」であり、各施設の状態を踏まえて決めることが可能

※ 研修に関する要件については、平成29年度は課さず、平成30年度以降は職員の研修の受講状況等を踏まえ決定。

- ・ 職務手当を含む月給により賃金改善が行われていること

3 職員への配分方法

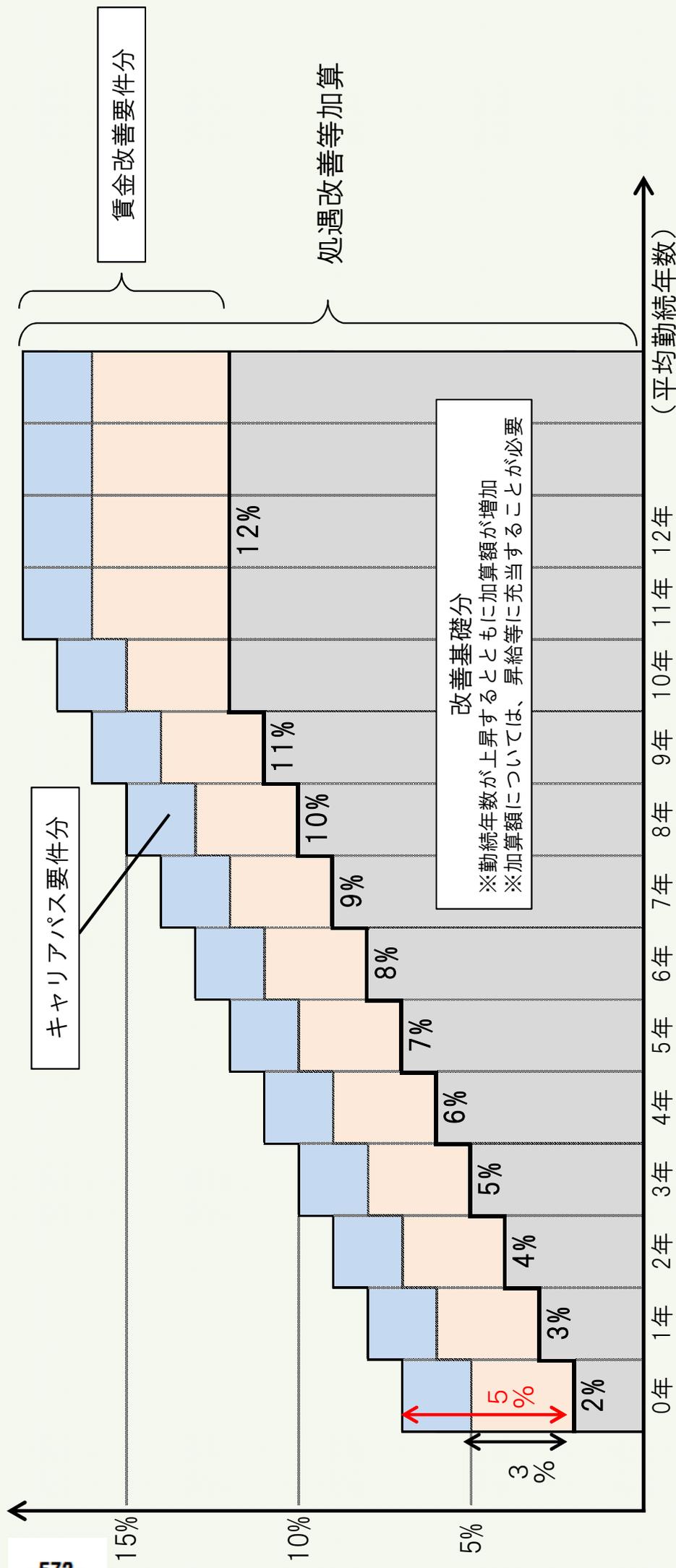
- ・ 技能・経験に応じた処遇改善については、原則は、月額4万円又は月額5千円の賃金改善により実施。ただし、月額4万円の配分については、各施設における職員の経験年数・技能、給与実態等を踏まえ、各幼稚園・保育園等の判断で、技能・経験を有するその他の職員（園長を除く）にも配分可能（月額5千円以上～4万円未満）とする。
- ・ 上記の場合でも、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を、公定価格上の月額4万円の処遇改善の対象者数の1/2（端数切り捨て）は確保する。
- ・ 平成30年度以降に係る配分方法については、職員の研修の受講状況等を踏まえ検討。

全ての保育士等を対象とした2%の処遇改善について

1 概要

- ・ 2%の処遇改善については、現行の処遇改善等加算(賃金改善要件分)の加算率の積み増し(3%→5%)により実施。
- ・ キャリアアップの仕組み(賃金体系、資質向上のための研修計画等)を構築していない場合、5%からキャリアアップ要件分として2%減額。
- ・ 5%の処遇改善については、月給への反映を努力義務とする。

＜処遇改善等加算のイメージ図＞
(加算率)



保育士等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(2・3号関係)

**研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組み
を構築**

<標準規模の保育園(定員90人)の職員数>
※公定価格上の職員数
園長1人、主任保育士1人、保育士12人、
調理員等3人 合計17人

※新たな名称はすべて仮称

園長

<平均勤続年数24年>

主任保育士

<平均勤続年数21年>

新)キャリアアップ研修の創設

→以下の分野別に研修を体系化

【研修分野】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギ-
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援
- ⑦保育実践 ⑧マネジメント

- ※ 研修の実施主体:都道府県等
- ※ 研修修了の効力:全国で有効
- ※ 研修修了者が離職後再就職する場合:以前の研修修了の効力は引き続き有効

新)副主任保育士 ※ライン職 新)専門リーダー ※スタッフ職

月額4万円の処遇改善
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

新)職務分野別リーダー

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記①～⑥)の研修を修了
- ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
- ※乳児保育リーダー、食育・アレルギ-リーダー 等
- ※同一分野について複数の職員に発令することも可能

月額5千円の処遇改善 ※標準規模の園で3人

保育士等 <平均勤続年数8年>

※各保育園、認定こども園等の状況を踏まえ、副主任保育士・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可
※上記処遇改善の対象施設等は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同じ。
※「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して**2%(月額6千円程度)**の処遇改善を実施

保育士等の処遇改善

平成28年度の公務員給与改定に対応した公定価格上の人件費改定(28年度補正 29年度当初(案))

	格付け	本俸基準額※1		人件費(年額) ※2		
		平成28年度当初	平成28年度改定後	平成29年度当初(案)	平成28年度改定後	平成29年度当初(案)
保育士(福)1-29		199,920円	201,450円 (+1,530円)	約374万円	約379万円 <u>(+1.3%)</u>	約380万円

※1 本俸基準額には、俸給額のほか、特別給与改善費を加味

※2 賞与や地域手当等を含む人件費の年額(処遇改善等加算は含まない)、地域手当については全国平均値を用いて算定

「質の向上」による公定価格上の処遇改善

平成27・28年度 ・ 3%の処遇改善 【0.7兆円の「質の向上」項目】

平成29年度(案) ・ 2%の処遇改善 (3%→5%) 【0.3兆円超の「質の向上」項目】

・ 技能・経験を積んだ職員について以下の追加的な処遇改善を実施

① 経験年数概ね7年以上の中堅職員(副主任保育士(仮称)・専門リーダー(仮称))

② 経験年数概ね3年以上の職員(職務分野別リーダー(仮称))

月額4万円
月額5千円

(平成29年度予算案:子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金 33.4億円の内数)

【目的】

保育士の専門性の向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、保育の質の向上を図るための研修の実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

【実施主体】

都道府県又は市町村(特別区を含む)。都道府県又は市町村は、本事業を適切に実施できると認める社会福祉協議会、民間団体等に委託できる。

【事業対象者】

本事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認可外保育施設等(以下「保育所等」という。)に勤務する保育士又は保育教諭
- イ 保育所等に勤務する保育士以外(看護師、調理員、事務職員等)の職員
- ウ 保育所等に就労していない保育士資格を有する者

【実施内容】

- ア 都道府県が実施又は対象とする研修
 - ・キャリアアップに関する研修
 - ・乳児保育、障害、虐待などの専門性をもった保育士に係る研修
 - ・指導者育成のための研修
 - ・都道府県が適当と認める団体が実施する研修 等
- イ 市町村が実施又は対象とする研修
 - ・キャリアアップに関する研修(都道府県から指定を受けたものに限る。)
 - ・保育所が独自に外部の研修に参加する形で実施される研修
 - ・保育士初任者や中堅保育士が参加して、保育の基礎知識などを受講するフォローアップ研修
 - ・市町村が適当と認める団体が実施する研修 等

【補助率】

国:1/2 都道府県又は市町村:1/2

自治体名	待機児童数 (H28.4.1時点)	加速化プラン 参加状況 (H28.5.31時 点)	市区町村が実施する事業				都道府県・指定都市・中核市が実 施する事業		貸付事業 ※都道府県又は指定都市が適当と認める団体が実施する事業				
			保育士宿舍借 り上げ支援事業	保育補助者雇 上強化事業	保育体制強化 事業	保育所等に於 ける業務効率 化推進事業	保育士・保育 支援センター設 置運営事業	保育士資格取 得支援事業	保育補助者 雇上費貸付	保育士修学費 金貸付	未就学児をもち保 育士に就く保育 料の一部貸付	就職準備金貸付	
八王子市	139	○	○	○		○							
中央区	263	○	○			○							
港区	64	○	○			○							
新宿区	58	○	○										
文京区	98	○	○	○									
台東区	240	○	○										
墨田区	134	○	○										
江東区	277	○	○										
品川区	178	○	○										
目黒区	299	○	○										
大田区	229	○	○										
世田谷区	1198	○	○			○							
渋谷区	315	○	○										
中野区	257	○	○										
杉並区	136	○	○										
豊島区	105	○	○										
北区	232	○	○	○									
荒川区	164	○	○										
板橋区	376	○	○										
練馬区	166	○	○			○							
足立区	306	○	○										
葛飾区	106	○	○										
江戸川区	397	○	○			○							
立川市	198	○	○										
武蔵野市	122	○	○			○							
三鷹市	264	○	○										
青梅市	25	○	○										
府中市	296	○	○										
昭島市	21	○	○										
調布市	289	○	○										
町田市	182	○	○										
小金井市	154	○	○										
小平市	167	○	○										
日野市	183	○	○										
東村山市	76	○	○										
国分寺市	102	○	○										
国立市	81	○	○										
狛江市	142	○	○										
清瀬市	44	○	○										
東久留米市	92	○	○										
多摩市	79	○	○										
あきる野市	18	○	○										
西東京市	154	○	○										
瑞穂町	25	○	○										

自治体名	待機児童数 (H28.4.1時点)	加速化プラン 参加状況 (H28.5.31時 点)	市区町村が実施する事業				都道府県・指定都市・中核市が実 施する事業		貸付事業 ※都道府県又は指定都市が適当と認める団体が実施する事業				
			保育士宿舎借 り上げ支援事業	保育補助者雇 上強化事業	保育体制強化 事業	保育所等に於 ける業務効率 化推進事業	保育士・保育 支援センター 設置事業	保育士資格取 得支援事業	保育補助者 雇上費貸付	未就学児をもつ保 育士に対する保 育料の一部貸付	就職準備金貸付		
福岡県	福岡市	73					○						○
	久留米市	78					○						
	筑紫野市	95					○						
	春日市	121											
	大野城市	91											
	太宰府市	124											
	宇美町	45											
	櫛原町	10											
	志免町	45											
	須恵町	125											
	新宮町	15											
	粕屋町	57											
	岡垣町	12											
	大川町	12											
	佐賀県	13											
長崎県	66												
熊本県	玉名市	21											
	宇土市	15											
	合志市	41											
	大津町	47											
	菊陽町	10											
	益城町	81											
	大分市	350											
	佐伯市	20											
	宮崎県	64											
	鹿児島県	151											
鹿児島県	出水市	66											
	奄美市	32											
	姪良市	25											
	徳之島町	14											
	那覇市	559											
	宜野湾市	172											
	石垣市	147											
	浦添市	231											
	名護市	21											
	糸満市	58											
沖縄県	沖縄市	360											
	豊見城市	42											
	うるま市	131											
	宮古島市	61											
	南城市	77											
	恩納村	28											
	金武町	10											
	読谷村	78											
	嘉手納町	60											
	北谷町	41											
北中城村	92												
中城村	86												
西原町	35												
与那原町	45												
南風原町	188												

【目的】

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、潜在保育士の就職や保育所等における潜在保育士活用支援等を行うことを目的とする。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【補助率】 国 1/2 都道府県・指定都市・中核市 1/2

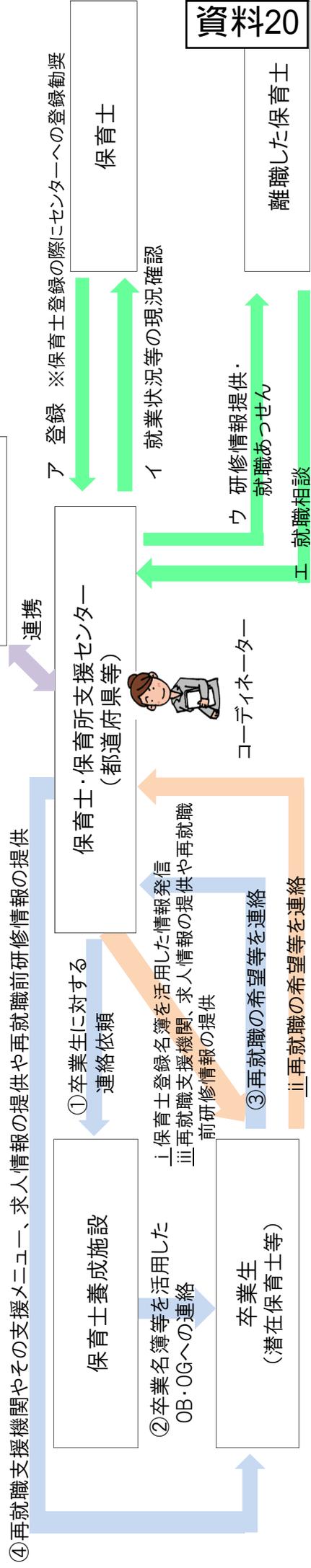
【要求(拡充)内容】

マッチング支援について、一定の実績がある都道府県等については、コーディネーターの追加配置を可能とする。

【保育士・保育所支援センターの主な事業内容】

- 潜在保育士に対する取組
 - ・再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供
- 保育所に対する取組
 - ・潜在保育士の活用方法(勤務シフト、求人条件、マッチング等)に関する助言
- 保育士に対する取組
 - ・保育所で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談への対応(職場体験など)
- 人材バンク機能等の活用
 - ・保育所への離職時に保育士・保育所支援センターに登録し、再就職支援(求人情報の提供や研修情報の提供)を実施
 - ・また、新たに保育士登録を行う者に対しても保育士・保育所支援センターへの登録を促し、登録された保育士に対し、就業状況等の現況の確認や就職支援等を行うことにより、潜在保育士の掘り起こしを行う。

【保育士・保育所支援センターの取組例】



(平成29年度予算案:保育対策総合支援事業費補助金 394.8億円の内数)

【目的】

保育士の就業継続支援として、保育士の宿舍を借り上げるための費用の全部又は一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

【実施主体】

待機児童解消加速化プランに参加する市町村(特別区を含む)

【要求(拡充)内容】

対象となる保育士について、採用された日から起算して5年以内の者という要件を設けていたが、この要件を緩和し、採用から10年以内の者まで事業の対象者を拡大する。

【補助率】

国 1/2 市町村(特別区含む) 1/2

※保育所等の設置者が実施する場合は 国1/2、市町村1/4、保育所等の設置者1/4

【補助単価】

1人当たり 月額82,000円(上限)

(保育対策総合支援事業費補助金 394.8億円の内数)

【概要】

就職相談会の開催等による潜在保育士の再就職支援や保育園見学等による新卒保育士の確保、新規採用された保育士への研修による就業継続支援など、市町村が行う保育人材確保に関する取組に要した費用の一部を補助する

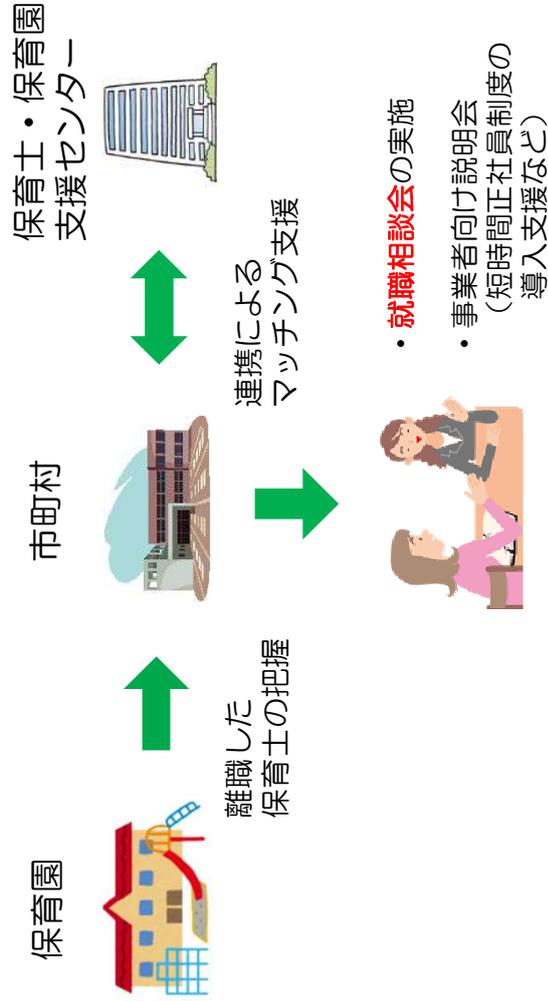
＜市町村における人材確保に関する事業の例＞

- 潜在保育士の再就職支援
 - ・保育士・保育園支援センターとの連携による潜在保育士のマッチング支援（就職相談会の開催等）
 - ・雇用管理制度の改善に関する説明会の開催等による保育事業者に対する多様な働き方の支援 等
- 新卒の人材確保・就業継続支援
 - ・保育士養成施設の学生に対するインターンシップや保育園見学の機会の提供
 - ・高校生や中学生の職場体験
 - ・新規採用された保育士を対象とした研修の実施（実践的な保育の技術の習得、保護者への対応等） 等

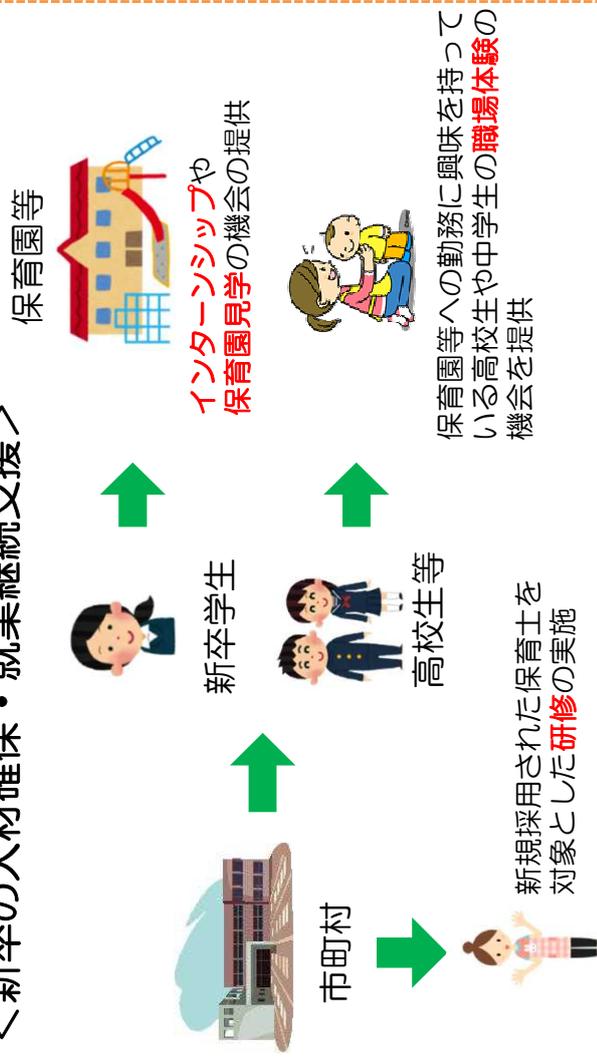
【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 国 1 / 2 市町村 1 / 2

＜潜在保育士の再就職支援＞



＜新卒の人材確保・就業継続支援＞



保育士確保集中取組キャンペーン

- 厚生労働省では、待機児童の解消に向け、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末までに必要となる保育の受け皿拡大を進めており、保育の担い手となる保育士の確保が必要不可欠。
- 平成28年11月の有効求人倍率は2.34倍（全国で最も高い東京都では5.68倍）といった状況であり、保育士の確保が喫緊の課題となっている。

本年4月に向けた保育士確保を進めるため、3月までの間、「保育士確保集中取組キャンペーン」を実施し、国や自治体を挙げて保育士の就業促進を集中的に行い、保育士確保を強力に推進する。

掘り起こしの強化

- ・ 保育士の就業を呼びかけるリーフレットを活用し、自治体や保育関係団体と連携の上、未就業の保育士や新規の保育士資格取得者に対し、保育士の処遇改善や再就職支援、勤務環境改善に関する取組のPR活動の実施
- ・ 自治体や関係団体による保育士の養成学校と連携した養成学校卒業者や卒業予定者への呼びかけの強化 等

ハローワークへの求職申込や保育士・保育園支援センターへの登録

就職あっせんの強化

- 就職相談会と職場体験・再就職支援セミナー等の同時開催
- ハローワークの保育士マッチング強化プロジェクトによる集中的支援
 - ・ 年度内に充足が必要なら求人提出保育園への事業所訪問等による個別フォローアップの集中的実施
 - ・ 就職面接会等の集中開催
 - ・ 保育士資格を有する求職者に対する保育求人情報の集中的提供
- 保育士確保が困難な状況にある保育園に対し、都道府県、保育士・保育園支援センター及びハローワークが連携した積極的な就職あっせんの実施 等



4月に向けた保育士の確保

(表面)

保育士資格をお持ちの皆さまへ

～子どもたちの笑顔のために～

保育の現場があなたを待っています

保育園等を増やすためには、保育士の方々が必要です!!

保育士は、将来を担う子どもたちの発達を促し、子どもたちの日々の成長を実感することができます。魅力のある仕事です。

保育士資格を活かし、子どもたちの未来のために活躍ください。



皆さまに保育士として活躍していただけたら、厚生労働省では、次のような取組を行っています。

- **民間の保育園等で働く保育士の給与を平均3.3%改善!** (※)
- **さらに、技能・経験に応じて月額最大4万円の給与改善!** (※)
- **職場復帰のための研修を開催し、保育士としての復帰をサポート!**
- **保育園の勤務環境を改善し、保育士が働き続けられる職場に!**

(※) 平成29年4月から実施予定。数値は、保育園等に対する運営費の補助金上の改善水準です。

厚生労働省では、待機児童の解消を目指し、「待機児童解消加速化プラン」によって、平成29年度未までに必要となる保育の受け皿が確保できるよう取り組んでいます。

保育園等を増やすためには、保育の担い手となる保育士の方々が必要です。保育士の方々が保育現場でやりがいを感じながら安心して働き続けることができよう、厚生労働省では様々な取組を行っていますので、ぜひご活用ください。

具体的な取組内容は、裏面をご参照ください。

まずは、お近くの「保育士・保育園支援センター」への登録、またはハローワークへの求職申込みをお願いします。

保育士・保育園支援センターやハローワークでは、保育士資格をお持ちの皆さまへ、以下のような相談・支援を行っています。お気軽にご相談ください。

- ・ 保育士としての就職に向けた相談
 - ・ 勤務時間や勤務場所など、希望に応じた保育園のあっせん
 - ・ 就職面接会などの開催や、ご案内
- 保育士・保育園支援センターやハローワークなどの連絡先は、厚生労働省のホームページに掲載しています。



(裏面)

皆さまに保育士として働いていただけたために

厚生労働省の取組

民間保育園で働く保育士の給与を改善!

※平成29年4月から実施予定

- **保育士の給与を平均3.3%改善 (月額1万円程度)** します。

※平成24年度以降のこれまでの取組と合わせると、約10% (月額3万2千円程度) 改善

- さらに、上記に加えて、主やリアアップの仕組みを作り、技能・経験に応じて**月額5千円から4万円の給与の改善**を行います。

※「技能・経験」には過去の保育士経験も含まれます。

職場復帰のための研修を開催し、保育士としての復帰をサポート!

- 保育士・保育園支援センターでは、プランクがあることで保育士としての職場復帰に不安のある方を対象として、**職場復帰のための保育実技研修**などをを行っています。

保育士の職場復帰を強力に後押し!

- 保育士として職場復帰する際に、**就職準備金 (上限40万円) の貸付**や**未就学児がいる場合の保育料の一部貸付**を行っています。

※いずれも2年間の勤務で返済を免除

保育園の勤務環境を改善し、保育士が働きやすい職場に!

- 保育士の勤務環境を改善するため、次のような取組を実施しています。

- ・ 保育士の業務負担を軽減するため、保育士の業務を補助する**保育補助者の雇用を支援**しています。
- ・ 保育園での**ICT (情報通信技術) の活用による書類作成業務の省力化**を支援しています。

- ・ 3歳児の保育において、保育士を手厚く配置している場合に、保育園等の運営費を上乗せしています。(通常であれば子ども20人につき保育士が1人必要となるところ、**子ども15人につき保育士1人を配置できるように支援**)

- ・ 保育士のための**宿舍の借り上げを支援 (上限月額6万2千円)** しています。

注) 一部の自治体では、上記の職場復帰や勤務環境改善に関する取組を実施していないことがあります。

ハローワークにおける保育士マッチング強化プロジェクト

ハローワークにおける重点取組

ハローワークにおいて、求人・求職者の双方に対し保育士確保のために重点的な取組を実施

1 未充足求人に対するフォロアップの徹底（対求人事業所）

求人受理後一定期間が経過するも未充足の保育士求人について、ハローワークが求人事業所である保育園を訪問し、求職者のニーズを踏まえた求人条件等への見直しに向けた相談・援助を実施。

2 保育士としての就業意欲を喚起する求人情報等の提供（対求職者）

- 保育士求人への応募検討の契機となるよう、保育士としての就業意欲を喚起するため、研修等の開催スケジュール・内容や保育士求人に関する最新動向についての情報、地域の保育事情等を踏まえた保育士向けパンフレット等を求職者へ積極的に提供。
- 保育士の実情や魅力等を発信する機会として、保育園見学会や説明会の定期的な開催。

3 保育園のニーズを踏まえた求人充足支援

- 小規模な面接会から複数の保育園による合同面接会といった大規模なものまで、求人充足に向けた効果的な方法を保育園個々のニーズを踏まえ検討し、実施。
- 求人条件等からみて、地域の保育士資格を所持している求職者では求人が充足しない場合、他地域の労働局・ハローワークと連携し、同一労働市場圏広域マッチングを展開。

ハローワークと都道府県・市区町村の連携強化

職業紹介を行うハローワークと保育園の整備を実施する都道府県・市区町村の連携強化

1 連携により保育士確保が困難な地域を重点的実施地域として取組

都道府県・市区町村が保有する保育園整備予定地域や定員増加地域の情報（ハコの情報）に基づき、特に保育士の確保が必要な地域において、ハローワークが保育園整備等と連動しつつ、保育士のマッチングを重点的に実施。

2 都道府県・市区町村が実施している研修等の情報をハローワークに提供し、求職者に対する情報発信を強化

都道府県・市区町村が、保育士資格を持っている者を対象として自らが主催している研修等に関する情報をハローワークに提供する体制を整え、ハローワークにおいて研修等の情報を必要としている保育士資格を持つ求職者に対する求職者に対する確に情報を提供し、研修等への参加を勧奨。

3 保育士としての勤務に結びつくセミナーの開催

- 労働局・ハローワークや都道府県・市区町村が実施する就職支援セミナー等再就職のための各種イベントの開催に当たって相互に連携して、地域における保育園整備等に関する情報や最新の保育士の実情、保育士求人に関する最新動向等を同時に説明する機会を積極的に設定。
- ハローワークにおいて、事業主（保育園）向けセミナーを開催するなどにより、保育士が応募しやすい求人条件などの求人・求職の最新動向やマッチングの好事例について情報提供する。また、セミナーは、都道府県（保育士・保育園支援センター等）が実施する保育園の管理者に対する雇用管理の研修と連携して開催することで、人材確保と定着を支援する。

4 ハローワークと保育士・保育園支援センター等における求職者の共同支援

ハローワークの保育士資格を持っている求職者のうち、「保育」に対する責任の重さや保護者との関係など、保育士ならではの悩みによって保育士としての就業を希望しない又は保育士としての就業経験がない者等をハローワークと保育士に対する専門性（保育の仕方や方針等）を活かした職業相談等を行う保育士・保育園支援センターにおいて共同で支援することで、求職者が抱える課題を解決。

保育所等における保育士配置に係る特例【平成28年4月から実施】

(待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・時限的な対応)

① 朝夕など児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例

- 保育士最低2人配置要件について、朝夕など児童が少数となる時間帯においては、保育士2名のうち1名は子育て支援員研修を修了した者等に代替可能とする。

※1 都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者(子育て支援員研修を修了した者のほか、保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者や、家庭的保育者など)に代替可能

【対応前】

	7:00～8:30	8:30～17:30	17:30～20:00
保育士A			
保育士B		16:00	
保育士C			
保育士D		11:00	

【対応後】

	7:00～8:30	8:30～17:30	17:30～20:00
保育士A		16:00	
保育士B			
保育士C			
保育士D		11:00	
無資格E			
無資格F			

② 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用に係る特例

- 保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を、保育士に代えて活用可能とする。

※2 幼稚園教諭は3歳以上児、小学校教諭は5歳児を中心に保育することが望ましい

※3 保育を行う上で必要な研修(子育て支援員研修など)の受講を求める

③ 保育所等における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例

- 保育所等を8時間を超えて開所していることなどにより、認可の際に最低基準上必要となる保育士数(例えば15名)を上回って必要となる保育士数(例えば15名に追加する3名)について、子育て支援員研修を修了した者等に代替可能とする。

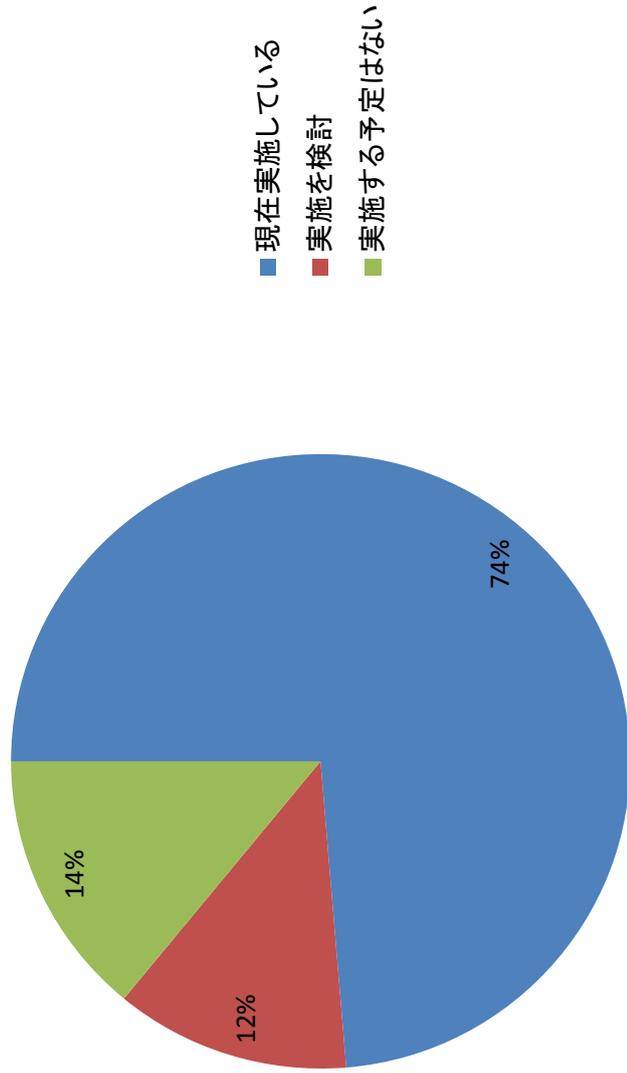
※4 ①における要件に加え、保育士資格取得を促していく

※②③の特例適用に当たっては、全体で1/3を超えない(保育士を2/3以上配置する)ことが必要

保育所における保育士配置の特例（平成28年4月施行）の 実施状況調査について

○ 保育所の認可主体である都道府県、指定都市、中核市の114自治体を対象として、平成28年10月1日時点の状況を調査

保育士配置の特例実施状況



実施状況	
現在実施している	84
実施を検討	14
実施する予定はない	16
計	114

実施している特例	自治体数	割合 (%)
ア	80	95.2
イ	79	94.0
ウ	77	91.7

ア：朝夕の保育士配置に係る特例

イ：幼稚園教諭等の活用に係る特例

ウ：長時間開所等による加配職員に係る特例

保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめの概要

(平成28年12月21日)
社会保障審議会児童部会保育専門委員会

背景（保育をめぐる近年の状況）

現行の指針は平成20年に告示。その後の以下のような社会情勢の変化を踏まえ、改定について検討。

- ・「量」と「質」の両面から子どもの育ちと子育てを社会全体で支える「子ども・子育て支援新制度」の施行（平成27年4月）
- ・0～2歳児を中心とした保育所利用児童数の増加（1・2歳児保育所等利用率 27.6%(H20)→38.1%(H27)）
- ・子育て世帯における子育ての負担や孤立感の高まり、児童虐待相談件数の増加（42,664件(H20)→103,286件(H27)）等

1. 保育所保育指針の改定の方向性

(1) 乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実

この時期の保育の重要性、0～2歳児の利用率の上昇等を踏まえ、3歳以上児とは別に項目を設けるなど記載内容を充実。(特に乳児保育については、「身近な人と気持ちを通じ合う」「身近なもの」と関わり感性が育つ「健やかに伸び伸びと育つ」という視点から、記載内容を整理・充実。)

(2) 保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ

保育所保育も幼児教育の重要な一翼を担っていること等を踏まえ、卒園時までには育ってほしい姿を意識した保育内容や保育の計画・評価の在り方等について記載内容を充実。主体的な遊びを中心とした教育内容に関して、幼稚園、認定こども園との整合性を引き続き確保。

(3) 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し

子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等に関して、記載内容を見直し。

(4) 保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性

保護者と連携して「子どもの育ち」を支えるという視点を持って、子どもの育ちを保護者とともに喜び合うことを重視するとともに、保育所が行う地域における子育て支援の役割が重要になっていることから、「保護者に対する支援」の章を「子育て支援」に改め、記載内容を充実。

(5) 職員の資質・専門性の向上

職員の資質・専門性の向上について、保育士のキャリアパスの明確化を見据えた研修機会の充実なども含め、記載内容を充実。

3. 幼保連携型認定こども園の保育に関する事項

- (1) 保育の内容 保育指針との整合性を確保、指針改定の方向性を踏襲。
- (2) 多様な在園児への配慮 一人一人の生活の流れを考えて創意工夫。
- (3) 2歳児から3歳児への移行の配慮 3歳までの育ちを理解・受容し、家庭との連携の下で、発達の連続性に配慮。

2. 改定の方向性を踏まえた構成の見直し

1. 「改定の方向性」を踏まえ、以下のように構成を見直し。

具体的な章構成(案)

第1章 総則

①保育所保育に関する基本原則 ②養護に関する基本的事項 ③保育の計画及び評価 ④幼児教育を行う施設として共有すべき事項

第2章 保育の内容

①乳児保育に関わるねらい及び内容 ②1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容 ③3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容 ④保育の実施に関して留意すべき事項

第3章 健康及び安全

①子どもの健康支援 ②食育の推進
③環境及び衛生管理並びに安全管理 ④災害への備え

第4章 子育て支援

①保育所における子育て支援に関する基本的事項 ②保育所を利用している保護者に対する子育て支援 ③地域の保護者等に対する子育て支援

第5章 職員の資質向上

①職員の資質向上に関する基本的事項 ②施設長の責務 ③職員の研修等 ④研修の実施体制等

4. その他の課題

- (1) 小規模保育、家庭的保育等への対応 指針が準用されることを想定し、記載を工夫。
- (2) 周知に向けた取組 指針の趣旨・内容が関係者に理解されるよう、解説書を発行
- (3) 保育の質の向上に向けて 改定が保育の質向上の契機となり、全ての子どもの健やかな育ちの実現へとつながることが重要。

保育園等の事故防止の取組強化事業

新規

(平成29年度予算案 保育対策総合支援事業費補助金 394.8億円の内数)

1. 背景

○子ども・子育て支援新制度では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第32条、第50条)

○平成26年6月30日開催の第16回子ども・子育て会議において、特定教育・保育施設等の重大事故の発生・再発防止について行政の取組のあり方等を検討すべきとされた。

2. 検討会の議論

○教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会(平成26年9月8日)を設置し、次の事項について議論

- ①重大事故の情報の集約のあり方
- ②集約した情報の分析、フィードバック、公表のあり方
- ③事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方

3. 中間取りまとめ(平成26年11月28日)

○重大事故の集約範囲・方法・公表のあり方について取りまとめ

報告様式を定め、報告期限の目安(第1報は事故発生当日等)を設定する等、事故報告制度を全般的に見直し。 ※平成27年2月16日に3府省で通知

公表のあり方: 国において事故報告をデータベース化し、内閣府HPで公表(個人情報を除く) ※平成27年6月より四半期ごとに内閣府HPで公表

4. 最終取りまとめ(平成27年12月21日)

○重大事故の発生防止のための今後の取組みについて取りまとめ

・事故の発生防止(予防)のためのガイドライン、マニュアルの作成(検討会では骨子を作成)

・事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方

・事故の再発防止のための事後的な検証

地方自治体…死亡事故、必要と判断した場合の死亡事故以外の重大事故の検証

国…有識者会議を設置(H28.4.21)し、検証報告等を踏まえ、再発防止策を検討

地方自治体宛てに以下を通知し、施設・事業者に周知

① 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について

② 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

○新たな取組(保育園等の事故防止の取組強化)

◎保育園や認可外保育施設等での死亡事故を防止するため、死亡事故等の重大事故の防止を内容とした研修の実施や睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面での巡回支援指導を行う。

○死亡事故等の重大事故の防止を内容とした研修事業の実施

○死亡事故等の重大事故の発生防止のための巡回支援指導員の自治体への配置

【研修事業】 補助率: 国1/2 都道府県又は市町村1/2

補助額: 1人当たり6千円

【巡回支援指導事業】 補助率: 国1/2 都道府県又は市町村1/2

補助額: 巡回支援指導員1人当たり4,064千円

死亡率ゼロを目指す



事務連絡
平成 28 年 10 月 5 日

各都道府県子育て支援新制度担当部局
各都道府県私立学校主管部（局）
各都道府県民生主管部（局）
各都道府県教育委員会
指定都市・中核市子ども・子育て支援新制度担当部局
各指定都市・中核市民生主管部（局） 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官付
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のための
ガイドライン」の周知徹底について

日頃より子ども・子育て支援施策の推進、子ども・子育て支援新制度の施行
に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

教育・保育施設等における重大事故については、事故防止及び事故発生時の
対応のためのガイドライン、再発防止のための事後的な検証について通知を発
出し、再発防止のための取組を進めてきたところです。

また、事故が発生した場合には御報告をいただき、その報告に基づき、昨年
度から特定教育・保育施設等における事故情報データベースとして内閣府のホ
ームページで公表をしておりますが、9月末のデータベース更新時に、新たに数
件の死亡事故が掲載されたところであり、中でも午睡中の事故が多くなっ
ています。

なお、本年4月に公表いたしました、平成27年の「教育・保育施設等にお
ける事故報告集計」の公表及び事故防止対策について」の死亡事故においても、
認可外保育施設での死亡事故が多く、特に0～1歳児の午睡中の死亡事故が多

くなっております。

つきましては、本年3月に発出いたしました「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」の取組について、改めて、関係機関、市区町村及び各施設・事業者への周知徹底をお願いいたします。

本ガイドラインにおいては、睡眠中の窒息リスクの除去の方法として、「医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。何よりも、一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。」等、重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項について記載しております。

これらの注意事項について、関係機関、市区町村及び各施設・事業者に対し別紙（例）、ミニポスター（別添1）及び周知啓発資料（別添2）を参考に、午睡中の対応等について、併せて周知いただきますようお願いいたします。

【本件連絡先】

内閣府子ども・子育て本部

TEL : 03-6257-1468 (直通)

FAX : 03-3581-2521

E-mail : kodomokosodatel@cao.go.jp

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL : 03-6734-3136 (直通)

FAX : 03-6734-3736

E-mail : youji@mext.go.jp

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL : 03-5253-1111 (内線 7947)

FAX : 03-3595-2674

E-mail : hoikuanzen@mhlw.go.jp

【別紙（例）】

各教育・保育施設等の設置者・管理者の皆様

貴自治体名担当部署名（又は担当部署の長）

教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のための
ガイドラインの周知徹底について（お願い）

教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）については、昨年度、内閣府、文部科学省、厚生労働省から発出されたことを受け、当課（又は当職）より貴施設・事業所に周知しており、ガイドラインを参考に事故発生の防止等や事故発生時の対応に取り組んでいただいているところですが、今年度においても全国的に教育・保育施設等における死亡事故が発生しております。

また、教育・保育施設等における重大事故については、各施設・事業所から御報告をいただき、その報告に基づき、国へ報告をしております。この報告については、事故防止を目的とし、昨年度から特定教育・保育施設等における事故情報データベースとして内閣府のホームページで公表しておりますが、骨折の事故が多数発生していることに加え、依然として一定数の死亡事故が発生しており、特に午睡中の事故が多く見受けられます。

ガイドラインにおいては、睡眠中の窒息リスクの除去の方法として、

・医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。

・何よりも、一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。

等、重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項について記載しております。

今般、改めて、ガイドラインについて、貴施設・事業所内で行う研修等により、職員の皆さまへの御周知を図っていただきますようお願いいたします。

ガイドラインにおいては、窒息リスクの除去の方法等について、Pointとして

明記しており、こちらについては、切り取るなどして、教育・保育を行う部屋に掲示する等ができるよう作成しておりますので、御活用ください。

これらの注意事項を周知徹底するため、ミニポスター（別添1）及び周知啓発資料（別添2）を御活用いただき、

- ・職員への配付
- ・拡大コピーなどによる掲示
- ・職員会議や朝礼などでの確認

などにより、貴施設・事業所における事故発生の防止等に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、各施設・事業所においては、ガイドラインを参考として、それぞれの実情に応じて、具体的な指針等を策定し、その周知徹底を図るようお願いいたします。

加えて、データベースについては、事故の概要の他、事故発生の要因分析として、再発防止のための改善策等を掲載しておりますので、こちらについても御活用いただき、午睡中の死亡事故、保育中の骨折事故等の事故発生の防止等や事故発生時の対応の御参考としていただきますようお願いいたします。

子どもの睡眠時に注意すべきこと

仰向け*に



寝かせることが 重要です！

(※医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外)

何よりも一人に しないこと！



寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながります。具体的には…

- ★ やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ★ ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。
- ★ 口の中に異物がないか確認する。
- ★ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- ★ 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態等を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」より抜粋

*他にも窒息のリスクに気づいた場合には、留意点として記録し、共有しましょう。





**パパ、ママ、
保育士さん、先生…
子どもに関わる全ての人へ
お願いします！
子どもが眠っている時は
目を離さないでね。**

子どもの死亡事故の多くが、睡眠中の事故です。
子どもの呼吸・表情の変化や、顔色などが
いつでも確認できる環境で寝かせてあげましょう。

**睡眠中は仰向けにし、
子どもを1人にしないようにしましょう**



- 子どもの顔が見える仰向けに寝かせることが重要です
※医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合は除きます。
- 子どもを一人にせず、寝かせ方に配慮し、安全な睡眠環境を整えましょう
- やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用せず、周りにヒモ、ヒモ状のものを置かないようにしましょう
- 口の中の異物やミルク、食べたもの等の嘔吐物がないか確認しましょう
- 定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検しましょう

プール活動・水遊び時の 監視体制を整えましょう



- 専任の監視者とプール指導者とを分けて配置し、監視者は監視に専念、エリア全域をくまなく監視しましょう
- 定期的に視線を動かし、動かない子どもや不自然な動きをしている子どもがいないか常に監視しましょう
- 十分な監視体制の確保ができない場合にはプール活動の中止も選択肢に入れましょう
- 時間的余裕をもってプール活動を行いましょう

食事の時の誤嚥リスクに 注意しましょう



- ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意志に合ったタイミングで食べさせましょう
- 子どもの口にあった量で与え、飲み込んだことを確認しましょう
- 汁物などの水分を適切に摂らせましょう
- 食事の提供中に驚かせないようにしましょう
- 食事中に眠くなっていないか注意しましょう
- 正しく座っているか注意しましょう

玩具、小物等による 誤嚥リスクに 注意しましょう



- 口に入れると窒息の可能性のある大きさ、形状の玩具や物は子どものいる部屋に置かないようにしましょう
- 玩具等は部品が外れない工夫をしたものを使用しましょう
- 子どもが誤嚥につながる物(例: 髪ゴムの飾りなど)を身につけている場合には保護者にも協力を求めましょう
- 窒息の危険性があった玩具や類似の形状のものについては、情報を共有し、使用しないようにしましょう



食物アレルギーの人的 エラーを防ぎましょう



- 材料等の置き場、調理する場所が紛らわしくないようにしましょう
- 食物アレルギーの子どもの食事を調理する担当者を明確にしましょう
- 材料を入れる容器、食物アレルギーの子どもの食器、トレイの色や形を明確に変えましょう
- 除去食、代替食は普通食と形や見た目が明らかに違うものにしましょう
- 配膳カードを作成し、調理、配膳、食事提供までの間に2重、3重のチェック体制をとりましょう

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)(抄)
【保育分野の主な項目抜粋】

事項名	対応方針	平成29年2月20日時点の対応状況
一時預かり事業等の事務・権限について	一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先、立入検査等の事務・権限(34条の12、34条の14、34条の18及び34条の18の2)については、条例により市町村に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。あわせて、同制度の運用状況を踏まえつつ、当該権限の市町村への移譲を含めた事務処理体制等について、子ども・子育て支援法(平24法65)附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目的として行う検討の際に、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。	事務連絡発出済み
家庭的保育事業等の連携施設の確保に関する要件の明確化	家庭的保育事業等には卒園後の受入先となる連携施設の確保が必要であるが、認可時にそうした連携施設を確保できない場合は、卒園児に関する市町村の利用調整等で利用乳幼児の卒園までに受入先となる連携施設を確保することも可能である旨を明確化することにより、家庭的保育事業等への事業者参入の促進に資する。	事務連絡発出済み
病児保育事業の職員配置要件に係る特例措置	離島・中山間地等の市町村において、利用児童数が2名以下の場合には、一定の研修を受けた看護師1名及び緊急に対応可能な看護師1名の配置で対象となるよう国庫補助要件の特例措置を設けることにより、病児保育実施地域の拡大に資する。	平成29年度からの実施に向け対応中
延長保育事業等と放課後児童クラブを合同で実施する場の特例措置	延長保育事業(子ども・子育て支援法59条2号)又は一時預かり事業(子ども・子育て支援法59条10号及び児童福祉法6条の3第7項)の定員に空きがあり、放課後児童健全育成事業(児童福祉法6条の3第2項)(対象児童が少人数の場合に限る。)と合同で実施する場合について、双方の事業の安全面、衛生面等に配慮した上での職員配置基準の特例措置等の事業の合同実施に係る要件を検討し、平成28年度中を目的として結論を得、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	平成29年度からの実施に向け対応中
家庭的保育事業等における給食の外部搬入事業者の拡大	家庭的保育事業等における給食の外部搬入を行う場合の搬入施設(同省令16条2項)については、公立保育所における給食の外部搬入に関する平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価も踏まえ、連携施設(同項1号)、同一又は関連法人が運営する事業所等(同項2号)及び共同調理場等(同項3号)以外の事業者からの搬入を行うことについて検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	今後、構造改革特別区域推進本部における議論を踏まえ、検討・対応

保育所・幼稚園・認定こども園等に係る実態調査等の中間集計の状況について

1. 調査の概要

- (1) 目的
本年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の記載等を踏まえ、保育所等の給与実態等を把握し、これまで行ってきた処遇改善策の効果の検証等を行うもの。
- (2) 調査対象
保育所、幼稚園^(※)、認定こども園等
(※)私立幼稚園については、子ども・子育て支援新制度に移行した園のみ
- (3) 抽出方法
層化無作為抽出法により抽出
- (4) 調査項目
①保育所等の職員の配置・給与の状況
②保育所等の職員の処遇改善の状況(給与の年度間比較) 等
- (5) 回収状況(10月21日時点) (単位: か所)

	実態調査			処遇改善調査		
	調査客対数	回収数	回収率	調査客対数	回収数	回収率
保育所	9,332	3,642	39.0%	9,363	3,522	37.6%
幼稚園	2,081	809	38.9%	2,071	887	42.8%
認定こども園	1,310	470	35.9%	1,313	455	34.7%

※実態調査: 保育所等の職員の配置・給与の状況について平成28年3月時点で調査
※処遇改善調査: 保育所等に在籍する職員のうち、24年度末(幼稚園等は26年度末)と27年度末ともに在籍している職員の賃金の状況について調査

2. 中間集計の概要(保育所)

- (1) 職種別職員1人当たり給与月額
○ 保育士(常勤)の1人当たり給与(賞与込み)は、私立保育所が月額26万3,513円(平均勤続年数9.6年)、公立保育所が月額28万6,911円(平均勤続年数10.1年)となっている。

	私立						公立					
	常勤			非常勤			常勤			非常勤		
	換算人員	1人当たり給与	平均勤続年数	換算人員	1人当たり給与	平均勤続年数	換算人員	1人当たり給与	平均勤続年数	換算人員	1人当たり給与	平均勤続年数
1 施設長	人	円	年	人	円	年	人	円	年	人	円	年
2 保育士	1.0	523,885	25.3	0.0	280,326	10.3	1.0	513,178	27.5	0.0	213,713	3.8
3 主任保育士	12.5	263,513	9.6	2.7	152,842	7.0	11.0	286,911	10.1	2.3	152,188	5.1
4 保育補助者	1.0	374,449	19.8	0.0	83,662	16.0	1.0	442,686	21.7	0.0	175,924	12.3
5 調理員	0.2	194,137	3.6	0.5	147,948	4.8	0.2	182,890	6.0	0.6	151,985	3.9
6 栄養士	1.5	245,005	9.4	0.6	143,745	5.6	1.3	268,535	11.0	0.5	138,108	4.9
7 看護師(保健師・助産師)・准看護師	0.4	289,324	8.2	0.0	153,083	2.2	0.2	328,602	8.9	0.1	184,606	3.5
8 うち、保育業務従事者	0.3	299,808	9.4	0.1	185,983	5.2	0.2	301,458	9.5	0.0	168,908	5.3
9 事務職員	0.1	298,636	11.7	0.0	157,802	4.3	0.1	288,095	9.2	0.0	138,442	2.1
10 その他	0.6	306,353	10.3	0.1	155,063	6.4	0.1	320,496	7.9	0.0	143,370	3.2
10 その他	0.2	324,280	14.0	0.2	124,741	6.1	0.2	259,087	11.5	0.2	141,872	4.5
施設数	627か所						209か所					

※「換算人員」は、職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)で除した数値。
 ※「1人当たり給与」の金額は、平成28年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成27年度分の賞与の1/12が含まれる。
 ※「常勤」……施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。
 ※「非常勤」……常勤職員以外の従事者。
 ※「平均勤続年数」は、現在に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

(2) 職種別職員の賃金改善状況

< 私立保育所 >

- 全体(「基本給及び手当」+「一時金/12」)の改善率は、7%以上となっている。
- 全職種において、「一時金」の改善率が「基本給及び手当」の改善率を大幅に上回っている。

	集計 人数	平均 年齢	平均 勤続 年数	私立(常勤+非常勤)											
				基本給及び手当				一時金				「基本給及び手当」+ 「一時金/12」			
				24年度	27年度	差引	改善率	24年度	27年度	差引	改善率	24年度	27年度	差引	改善率
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%				
1 施設長	738	60.2	27.0	403,648	425,345	21,697	5.4%	1,269,889	1,438,607	168,718	13.3%	509,472	545,229	35,757	7.0%
2 保育士	7,924	36.5	12.6	208,064	226,680	18,615	8.9%	559,435	768,912	209,477	37.4%	254,684	290,756	36,072	14.2%
3 主任保育士	739	50.2	25.7	292,068	318,557	26,490	9.1%	884,887	1,119,337	234,450	26.5%	365,808	411,835	46,027	12.6%
4 保育補助者	38	48.6	10.8	174,315	183,837	9,522	5.5%	313,568	529,843	216,275	69.0%	200,445	227,991	27,546	13.7%
5 調理員	629	44.7	13.2	193,053	208,044	14,991	7.8%	553,488	699,846	146,358	26.4%	239,177	266,364	27,188	11.4%
6 栄養士	296	37.2	12.4	231,578	250,440	18,861	8.1%	664,136	884,442	220,306	33.2%	286,923	324,143	37,220	13.0%
7 看護師(保健師・助産師)・准看護師	148	47.0	14.1	241,293	250,187	8,894	3.7%	678,396	861,272	182,877	27.0%	297,826	321,960	24,134	8.1%
8 事務職員	338	48.0	13.4	233,071	254,486	21,416	9.2%	748,162	972,459	224,297	30.0%	295,417	335,525	40,107	13.6%
9 その他	102	53.8	15.7	285,095	291,574	6,480	2.3%	599,289	753,876	154,586	25.8%	315,035	354,297	39,262	12.5%
合計	10,952	40.7	14.8	231,079	250,349	19,270	8.3%	649,473	853,253	203,780	31.4%	285,202	321,453	36,251	12.7%

※平成27年度に処遇改善等加算(賃金改善要件分)を適用している施設が対象。
 ※平成25年3月末日及び平成28年3月末日のともに勤務している職員のみについて集計。
 ※「基本給及び手当」は平成25年3月分及び平成28年3月分の支給額。
 ※「一時金」は平成24年度及び平成27年度の1年度間に支給した合計額。

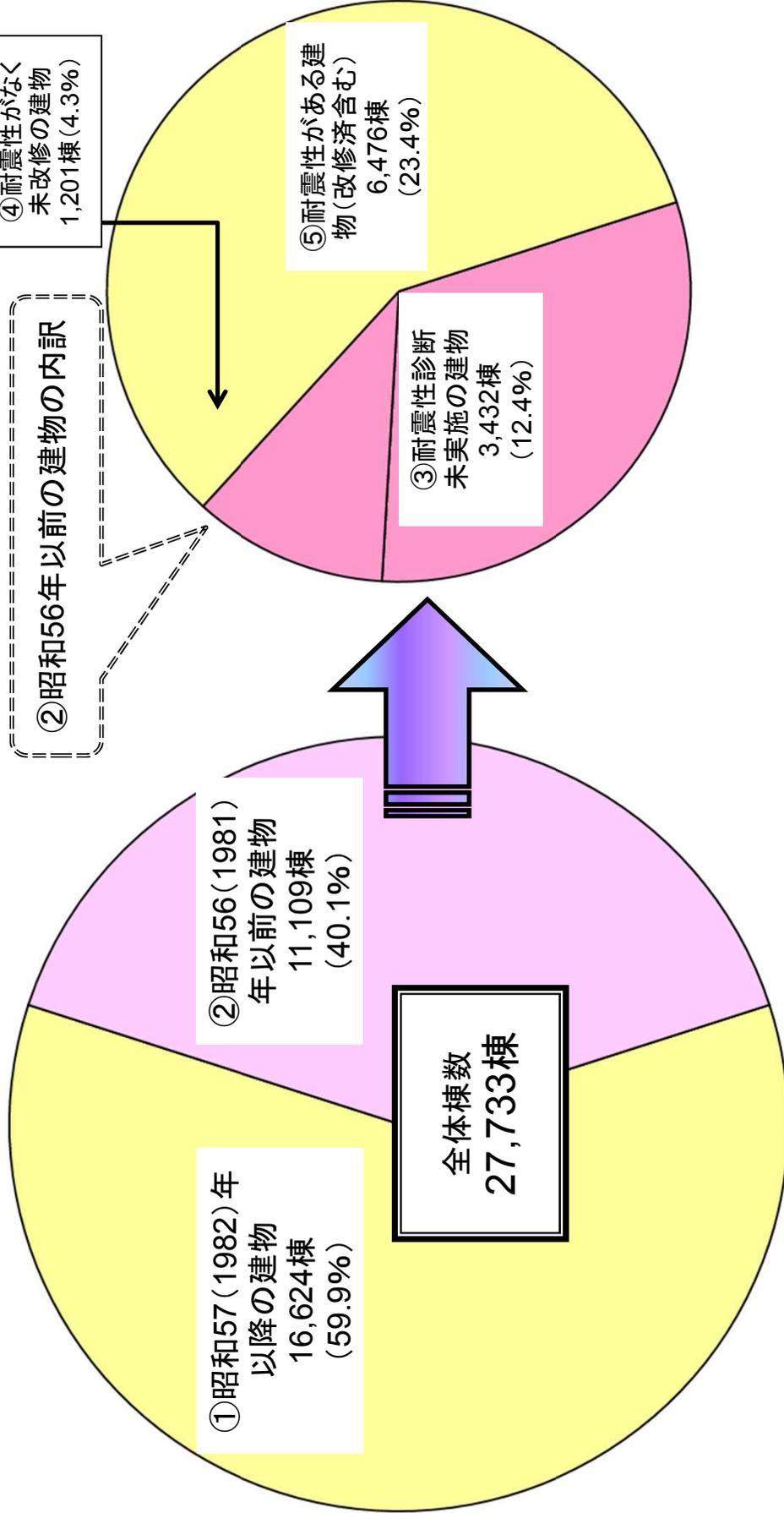
(参考) 公立保育所

	集計 人数	平均 年齢	平均 勤続 年数	公立(常勤+非常勤)											
				基本給及び手当				一時金				「基本給及び手当」+ 「一時金/12」			
				24年度	27年度	差引	改善率	24年度	27年度	差引	改善率	24年度	27年度	差引	改善率
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%				
1 施設長	32	56.4	26.3	384,649	413,258	28,609	7.4%	1,179,970	1,410,366	230,396	19.5%	482,979	530,789	47,809	9.9%
2 保育士	374	35.0	10.9	218,232	242,499	24,267	11.1%	564,988	752,321	187,332	33.2%	265,314	305,192	39,878	15.0%
3 主任保育士	37	45.8	21.5	296,668	319,176	22,508	7.6%	952,234	1,176,517	224,283	23.6%	376,021	417,219	41,198	11.0%
4 保育補助者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5 調理員	22	42.8	12.1	191,844	206,589	14,745	7.7%	483,163	747,480	264,317	54.7%	232,108	268,879	36,771	15.8%
6 栄養士	10	33.6	9.3	198,070	216,881	18,811	9.5%	474,323	690,957	206,633	43.6%	237,597	273,627	36,030	15.2%
7 看護師(保健師・助産師)・准看護師	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
8 事務職員	15	46.5	12.5	282,649	305,858	23,208	8.2%	328,807	495,504	166,696	50.7%	310,050	347,150	37,100	12.0%
9 その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計	500	38.6	13.4	238,728	262,071	23,343	9.8%	631,503	827,979	196,476	31.1%	291,353	331,069	39,716	13.6%

※平成25年3月末日及び平成28年3月末日のともに勤務している職員のみについて集計。
 ※「基本給及び手当」は平成25年3月分及び平成28年3月分の支給額。
 ※「一時金」は平成24年度及び平成27年度の1年度間に支給した合計額。
 ※集計人数が一桁の職種は「—」としている。

平成26年10月1日現在

平成26(2014)年 保育所の耐震化の状況



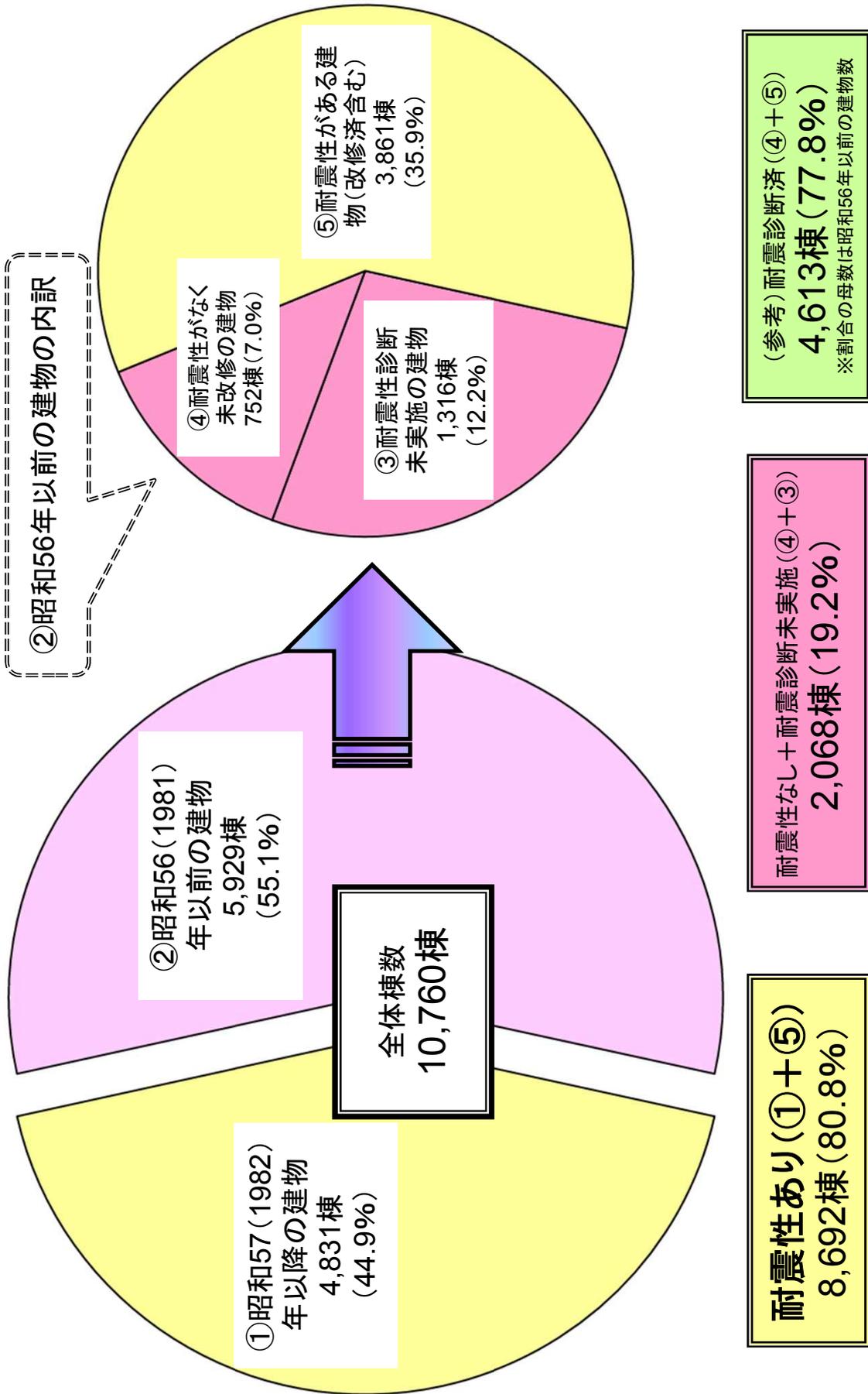
(参考)耐震診断済(④+⑤)
7,677棟 (69.1%)
※割合の母数は昭和56年以前の建物数

耐震性なし+耐震診断未実施(④+③)
4,633棟 (16.7%)

耐震性あり(①+⑤)
23,100棟 (83.3%)

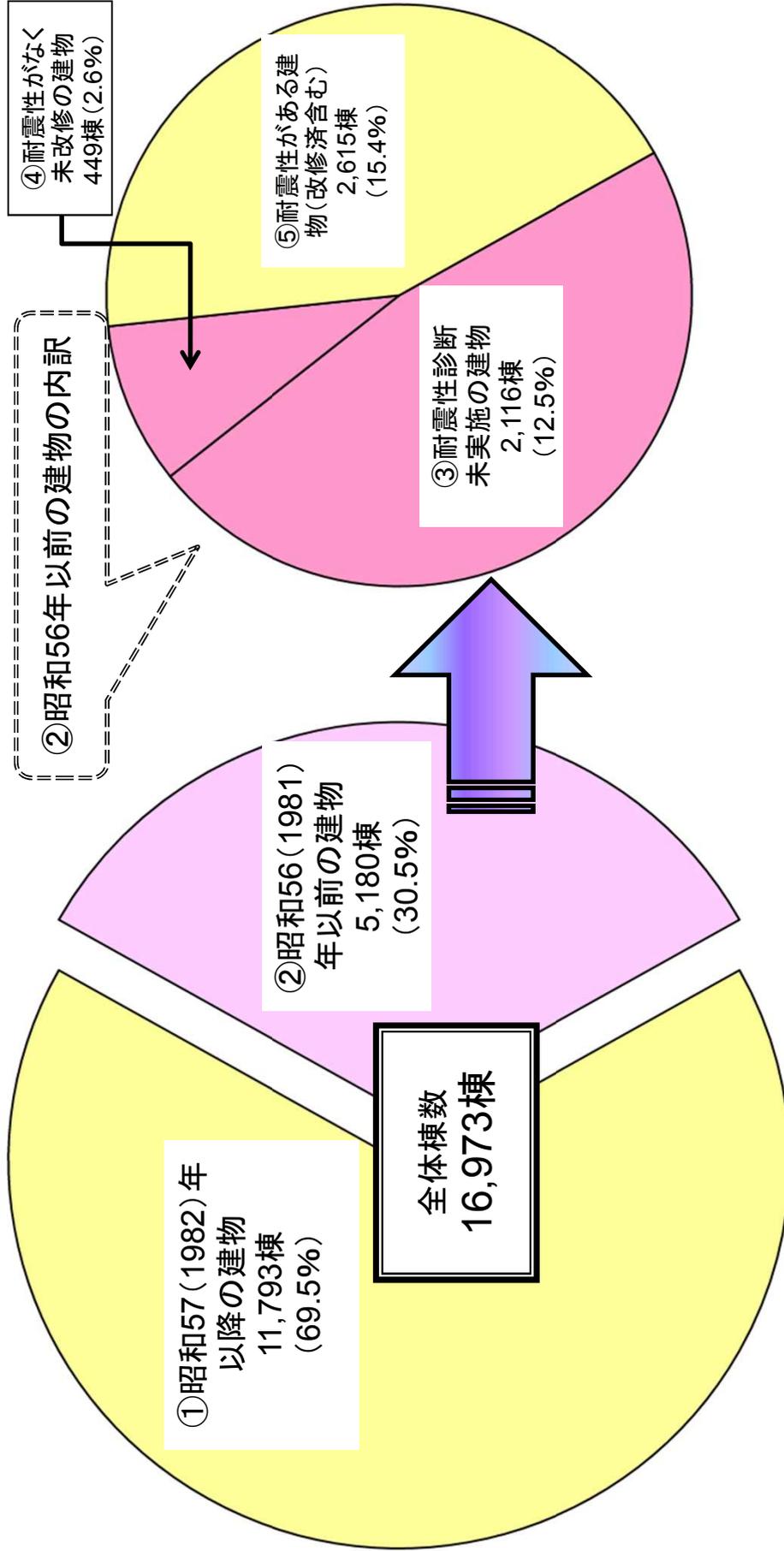
※調査対象は2階建て以上又は延べ床面積200㎡を超える施設(棟)

平成26(2014)年 公立保育所の耐震化の状況



※調査対象は2階建て以上又は延べ床面積200㎡を超える施設(棟)

平成26(2014)年 私立保育所の耐震化の状況



耐震性あり(①+⑤)
14,408棟 (84.9%)

耐震性なし+耐震診断未実施(④+③)
2,565棟 (15.1%)

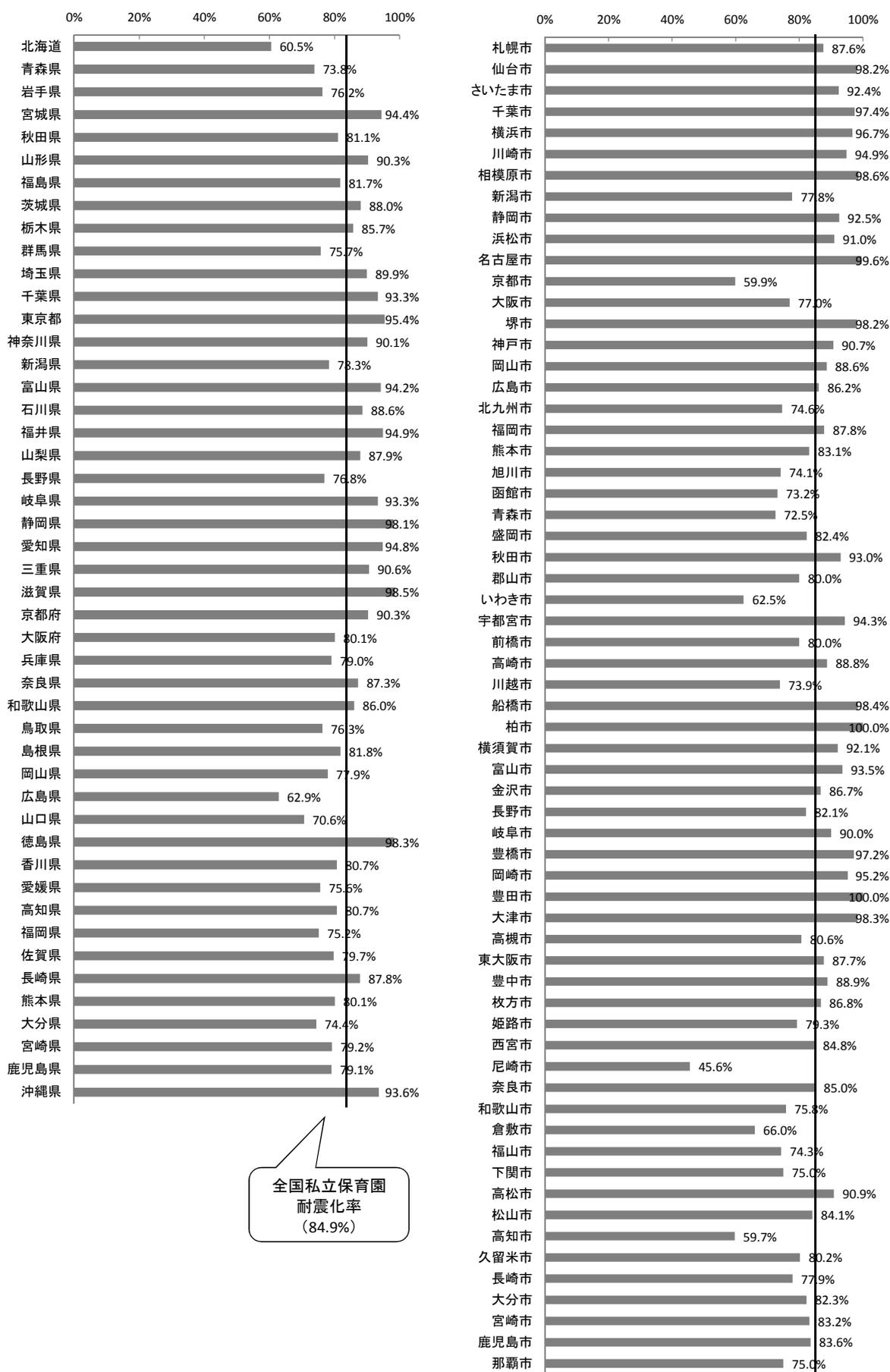
(参考) 耐震診断済(④+⑤)
3,064棟 (59.2%)

※割合の母数は昭和56年以前の建物数

※調査対象は2階建て以上又は延べ床面積200㎡を超える施設(棟)

私立保育園の耐震化率の状況

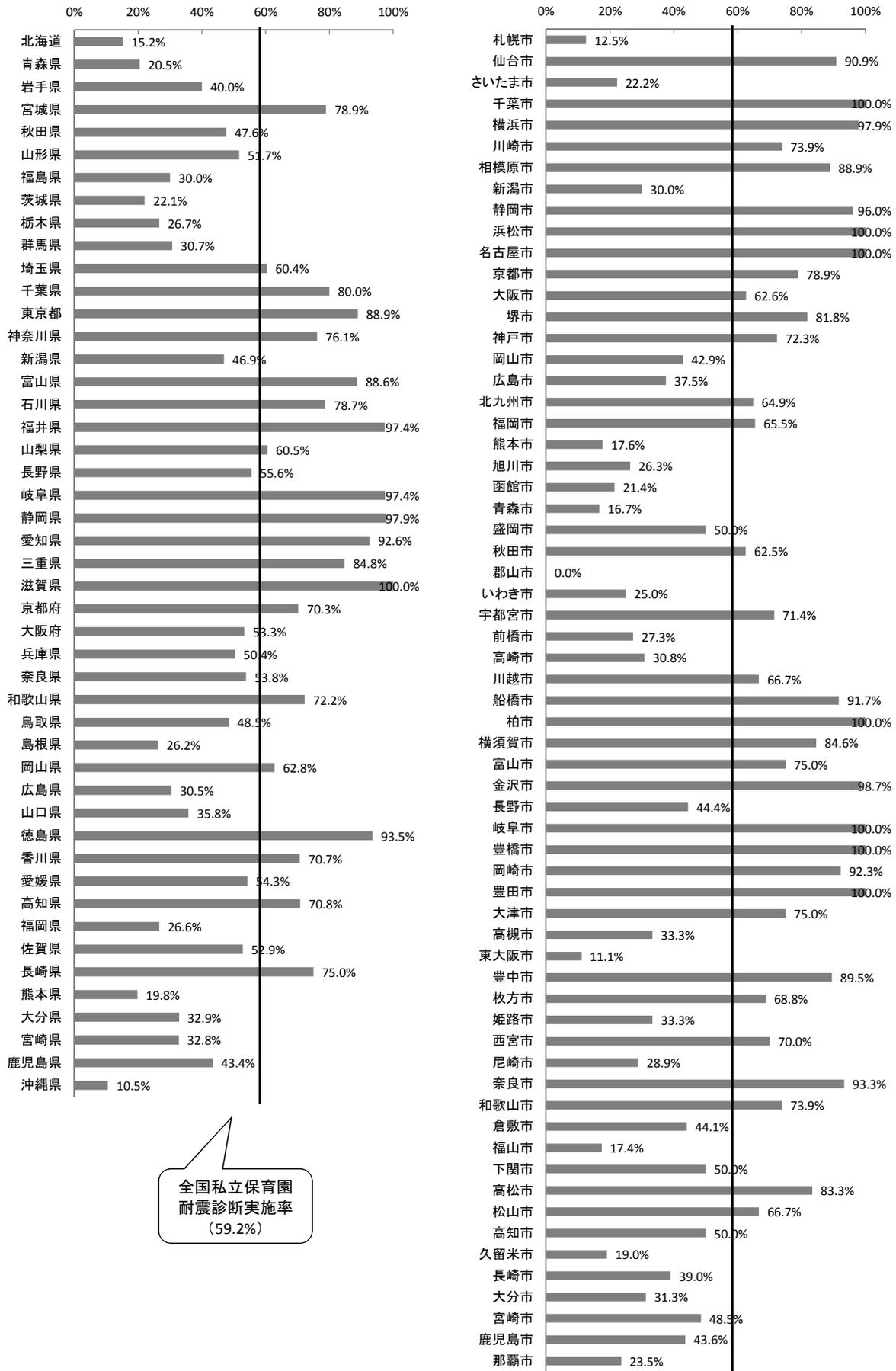
平成26年10月1日現在



全国私立保育園
耐震化率
(84.9%)

私立保育園の耐震診断実施率の状況

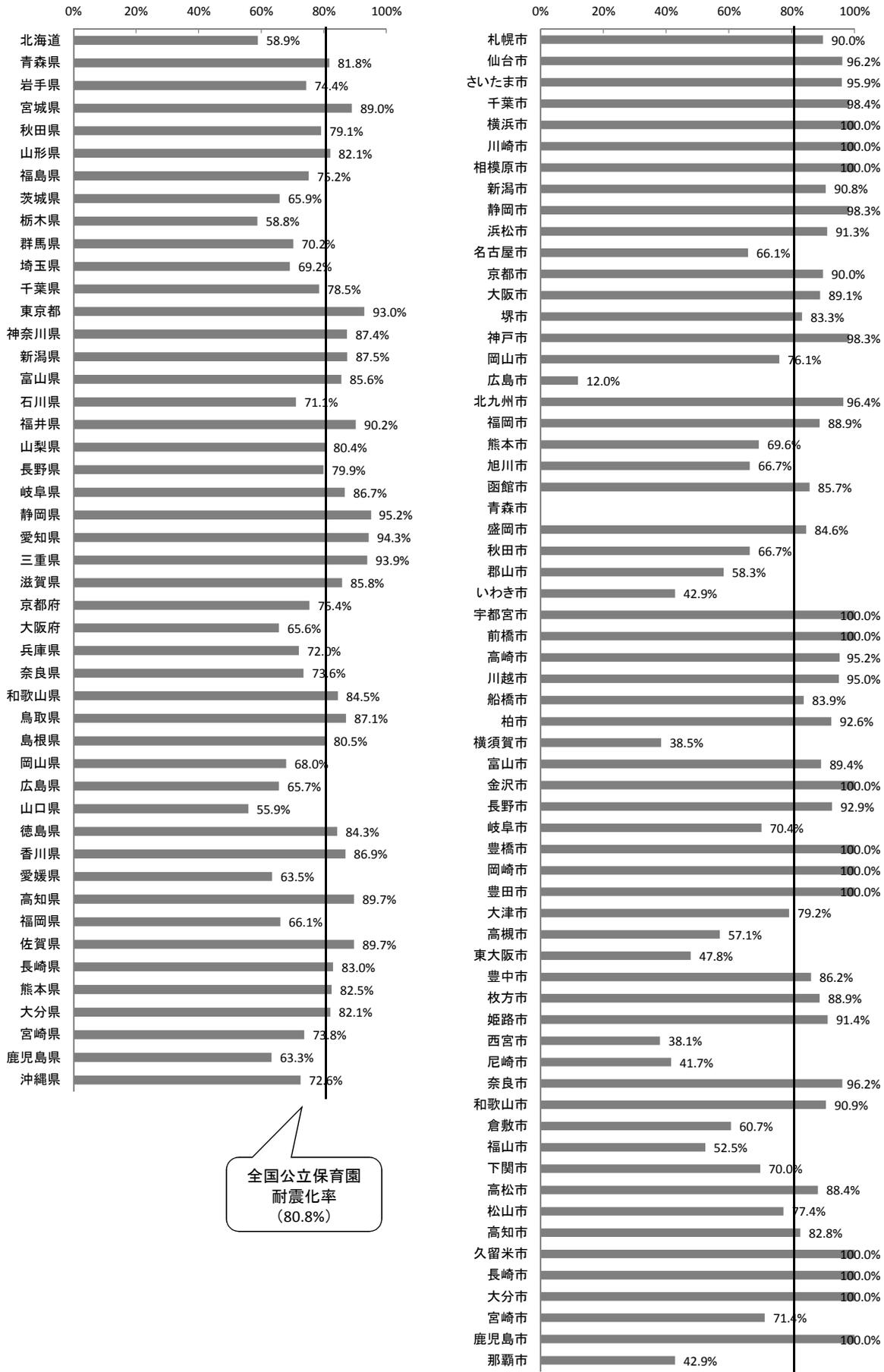
平成26年10月1日現在



全国私立保育園
耐震診断実施率
(59.2%)

公立保育園の耐震化率の状況

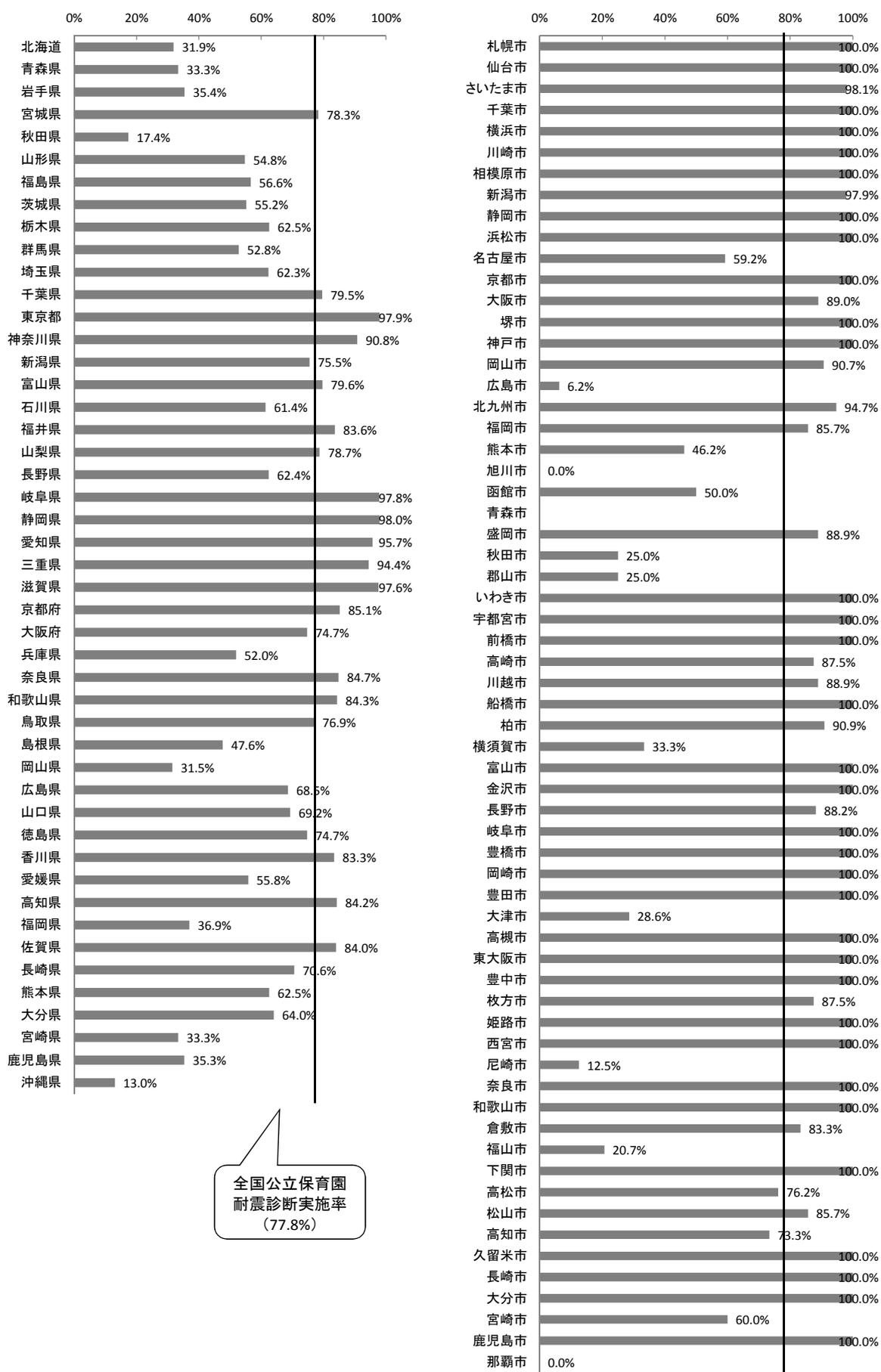
平成26年10月1日現在



全国公立保育園
耐震化率
(80.8%)

公立保育園の耐震診断実施率の状況

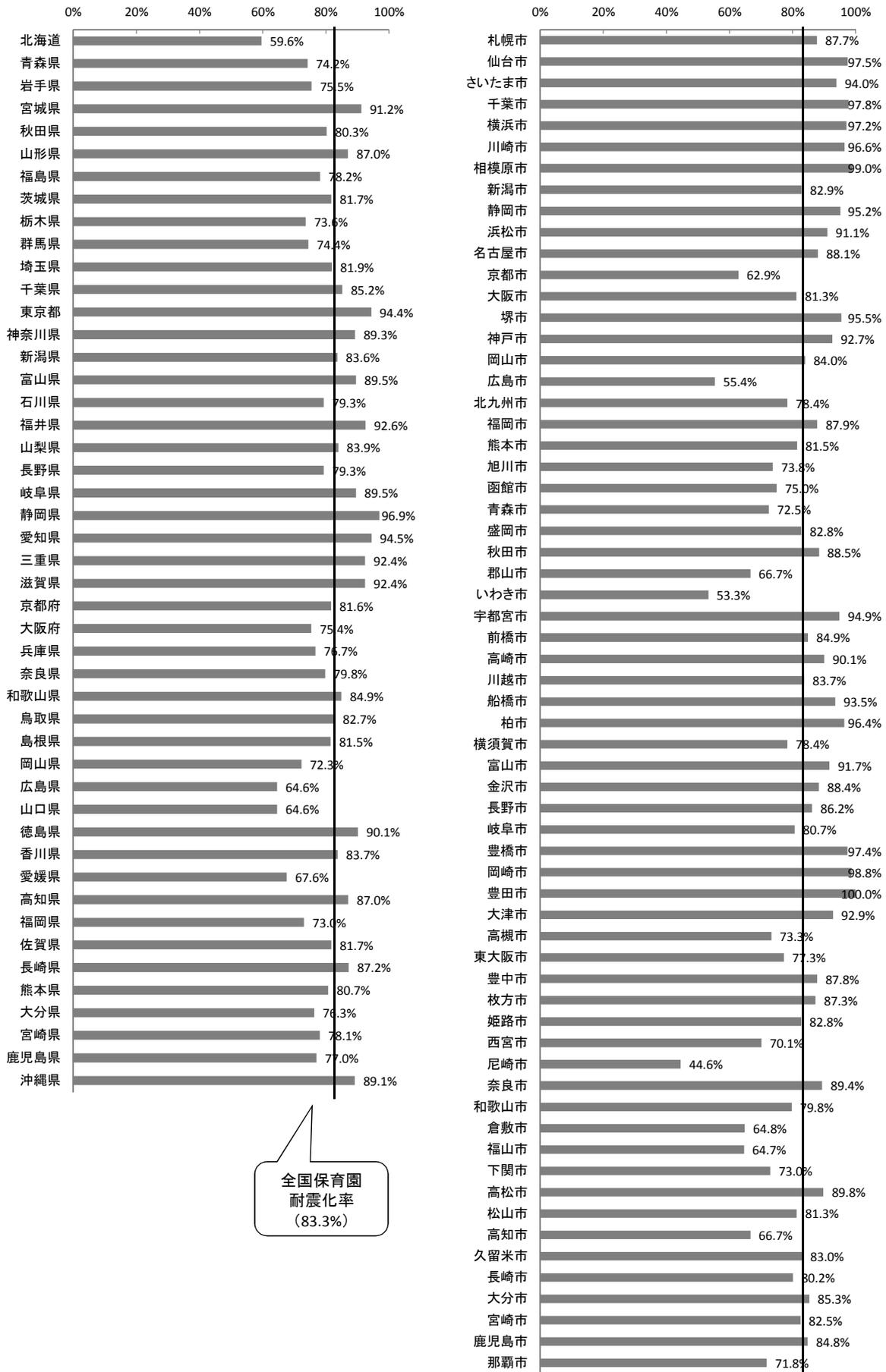
平成26年10月1日現在



全国公立保育園
耐震診断実施率
(77.8%)

保育園の耐震化率の状況

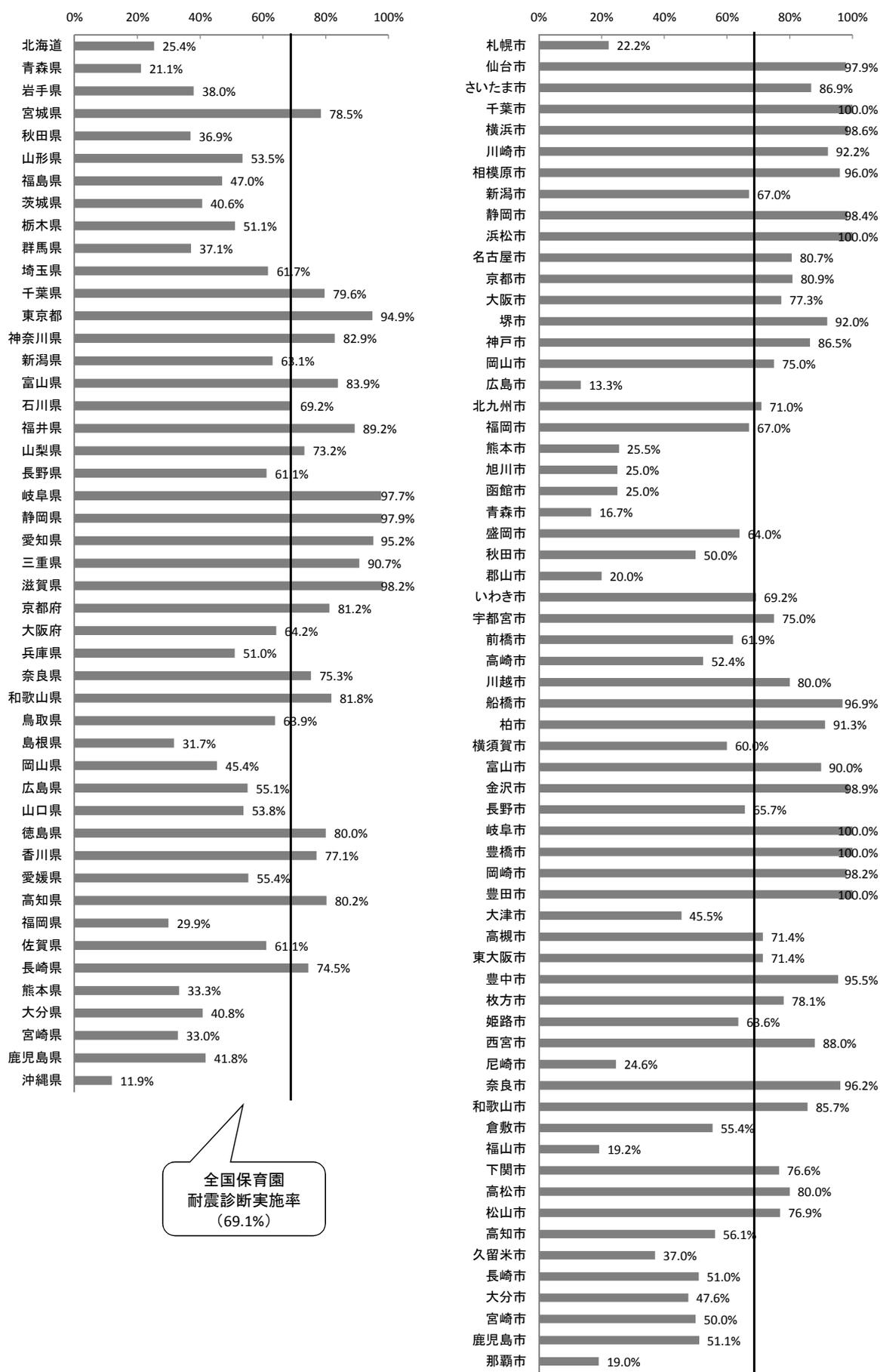
平成26年10月1日現在



全国保育園
耐震化率
(83.3%)

保育園の耐震診断実施率の状況

平成26年10月1日現在



全国保育園
耐震診断実施率
(69.1%)

緊急防災・減災事業について

※総務省資料を元に、厚生労働省において作成

地方公共団体が、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、平成29年度については5,000億円を計上。

1. 対象事業

災害に強いまちづくりのための事業、災害に迅速に対応するための情報網の構築及び地域の防災力を強化するための施設の整備などの地方単独事業等

(1) 災害に強いまちづくりのための事業

- ① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設や災害時に災害対策の拠点となる施設等の耐震化
- ② 津波対策の観点から移転が必要な災害対策の拠点となる施設等の移転
- ③ 指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設（空調・Wi-Fi等）の整備
- ④ 災害時要支援者対策のための社会福祉施設の耐震化 など

(2) 災害に迅速に対応するための情報網の構築

- ① 全国瞬時警報システム（Jアラート）の新型受信機の導入・情報伝達手段の多重化
- ② 消防の広域化又は共同化に伴う高機能消防指令センターの整備
- ③ 防災行政無線のデジタル化 など

(3) 地域の防災力を強化するための施設の整備

- ① 防災の拠点となる施設（地域防災センター等）の整備
- ② 津波からの避難路・避難階段、津波避難タワーの整備
- ③ 消防団の機能強化のための整備（救助資機材搭載型車両等） など

2. 財政措置

- (1) 地方債の充当率100%
- (2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

3. 事業年度

平成29年度から平成32年度まで

1人でも乳幼児を保育する（預かる）事業を行う皆様へのお知らせ

都道府県知事等への届出が必要になります！

○届出対象となる1日に保育する乳幼児の数

6人以上

改正

1人以上

これまでは1日に保育する乳幼児の数が6人以上の認可外保育施設や認可外の訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター事業）を行う場合に、原則、届出が必要でしたが、平成28年4月（※1）以降は1日に保育する乳幼児の数が1人以上の場合に、届出が必要となります。（ただし、臨時に設置される場合等は除きます。）

※1 都道府県知事等への届出は、平成28年1月から受け付けています。

○届出先

・個人のベビーシッター

→お住まいの都道府県（※2）

・ベビーシッター事業者

→事業所が所在する都道府県（※2）

※2 指定都市・中核市の場合は、指定都市・中核市に届出してください。

なお、既に届出をしていますが、子どもの預かりサービスのマッチングサイトを活用して事業を実施している方は、平成28年4月（※1）以降、利用しているマッチングサイトのURLを届け出る必要があります。



併せて

定期的に研修を受けましょう！

認可外保育施設指導監督基準に、認可外保育施設及び認可外の訪問型保育事業者は、「保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること」とされております。保護者が安心して子どもを預けられるように積極的に研修を受講し、保育従事者の質の向上に努めることが必要です。

認可外の訪問型保育事業や1日に保育する乳幼児の数が**5人以下**の認可外保育施設は、**研修の受講状況も届出事項**です。

※研修の受講については、届出先の都道府県等に御相談ください。(研修の例:居宅訪問型保育研修、子育て支援員研修等)

保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業

新規

(平成29年度予算案 保育対策総合支援事業費補助金 394.8億円の内数)

【概要】

認可外保育施設・事業における都道府県又は市町村への届出・報告等に係る手続きの利便性を高め、施設・事業者からの設置の届出等を促し、あわせて、都道府県又は市町村における事務負担の軽減を図る。

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市又は市町村

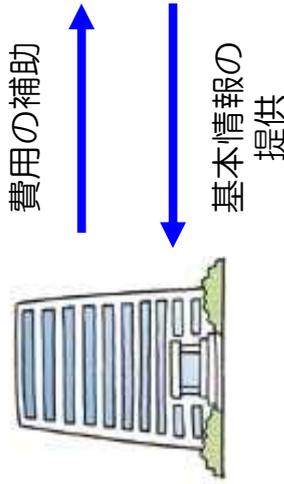
【補助率】 国 3/4 都道府県、指定都市、中核市 1/4
(都道府県から市町村に権限委譲している場合) 国 3/4 都道府県 1/8 市町村 1/8

【補助基準額】

1 自治体当たり 40,000千円

-615-

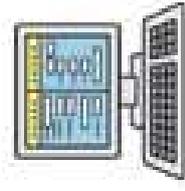
【厚生労働省】



施設・事業の
実態把握

ICT化により、届出等手続きの負担減

都道府県又は市町村



届出等システム
の導入

○システムの構築

○届出、運営状況報告
等の情報の集約



認可外保育施設



認可外の居宅
訪問型保育事業
(ベビーシッター)

届出等業務効率化
による指導の強化

書類作成効率化による
保育環境の改善

